

浜松市地域防災計画 新旧対照表

浜松市地域防災計画 新旧対照表

頁	編	章	旧	新												
2	総則		<p>第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管 区气象台</td> <td> <p>① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</p> <p>② 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める</p> <p>③ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること</p> <p>④ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること</p> <p>⑤ 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行うこと</p> <p>⑥ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと</p> <p>⑦ 静岡県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	気象庁東京管 区气象台	<p>① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</p> <p>② 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める</p> <p>③ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること</p> <p>④ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること</p> <p>⑤ 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行うこと</p> <p>⑥ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと</p> <p>⑦ 静岡県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること</p>	(略)	(略)	<p>第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>気象庁東京管 区气象台</td> <td> <p>① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う</p> <p>② 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う</p> <p>③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める</p> <p>④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと</p> <p>⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	気象庁東京管 区气象台	<p>① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う</p> <p>② 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う</p> <p>③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める</p> <p>④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと</p> <p>⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること</p>	(略)	(略)
(略)	(略)															
気象庁東京管 区气象台	<p>① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</p> <p>② 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める</p> <p>③ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること</p> <p>④ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること</p> <p>⑤ 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行うこと</p> <p>⑥ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと</p> <p>⑦ 静岡県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること</p>															
(略)	(略)															
(略)	(略)															
気象庁東京管 区气象台	<p>① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う</p> <p>② 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う</p> <p>③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める</p> <p>④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと</p> <p>⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること</p>															
(略)	(略)															

浜松市地域防災計画 新旧対照表

11	総則	<p>4 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI(株) ソフトバンク モバイル(株)</td> <td>・ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第6節 市の自然環境</p> <p>1 地形の特徴</p> <p>○ 本市北部地域は、南アルプス赤石山脈(赤石岳 3,120m)とその手前の山々が広域に広がり、これらの山地斜度は30度を超えるところが多い。また、この地域は、海底堆積岩の褶曲山地で占められており、古い年代の地層は折りたたまれるように強く褶曲し、山地の起伏で斜面の傾斜が大きく、山崩れなど土砂災害の危険箇所が多い。</p> <p>(略)</p> <p>○ 浜名湖は、総面積 64.97 k m²で外海とつながっている汽水湖で、三方原台地前面が沈降したために溪谷となって入江を形成してできあがったと考えられ、佐鳴湖も入江の一つの跡である。</p> <p>2 気候</p> <p>○ 本市は、気候が温暖な気象条件にある。平野部の年平均気温は15～16℃となっている。しかし、冬期の季節風による強い風が吹き、10m/s 以上になる日も観測され、また冬から春先にかけては、乾いた西よりの風(からっ風)が吹く。</p>	(略)	(略)	KDDI(株) ソフトバンク モバイル(株)	・ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	(略)	(略)	<p>4 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI(株) ソフトバンク (株)</td> <td>・ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第6節 市の自然環境</p> <p>1 地形の特徴</p> <p>○ 本市北部地域は、南アルプス赤石山脈(赤石岳 3,121m)とその手前の山々が広域に広がり、これらの山地斜度は30度を超えるところが多い。また、この地域は、海底堆積岩の褶曲山地で占められており、古い年代の地層は折りたたまれるように強く褶曲し、山地の起伏で斜面の傾斜が大きく、山崩れなど土砂災害の危険箇所が多い。</p> <p>(略)</p> <p>○ 浜名湖は、総面積 70.27 k m²で外海とつながっている汽水湖で、三方原台地前面が沈降したために溪谷となって入江を形成してできあがったと考えられ、佐鳴湖も入江の一つの跡である。</p> <p>2 気候</p> <p>○ 本市は、気候が温暖な気象条件にある。平野部の年平均気温は15～16℃となっている。しかし、冬期は季節風による強い風が吹き、10m/s 以上になる日も観測される。また冬から春先にかけては、乾いた西よりの風(からっ風)が吹く。</p>	(略)	(略)	KDDI(株) ソフトバンク (株)	・ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	(略)	(略)
		(略)	(略)												
KDDI(株) ソフトバンク モバイル(株)	・ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
KDDI(株) ソフトバンク (株)	・ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施														
(略)	(略)														

浜松市地域防災計画 新旧対照表

17	風水害	1	<p>第2節 道路・橋梁計画</p> <p>1 現況</p> <p>(略)</p> <p>(平成27年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般国道</td> <td>6</td> <td>239.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県道</td> <td>主要地方道</td> <td>15</td> <td>205.3</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>52</td> <td>474.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>73</td> <td>919.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 浜松市の都市計画道路の整備状況は、次のとおりである。</p> <p>(平成27年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画決定路線数</th> <th>計画決定道路延長</th> <th>改良延長</th> <th>改良率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>147 路線</td> <td>458,940m</td> <td>312,800m</td> <td>68.2%</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類		路線数	実延長(km)	一般国道		6	239.6	県道	主要地方道	15	205.3	一般県道	52	474.3	計		73	919.2	計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	改良率	147 路線	458,940m	312,800m	68.2%	<p>第2節 道路・橋梁計画</p> <p>1 現況</p> <p>(略)</p> <p>(平成28年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般国道</td> <td>6</td> <td>249.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県道</td> <td>主要地方道</td> <td>15</td> <td>205.3</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>52</td> <td>474.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>73</td> <td>929.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 浜松市の都市計画道路の整備状況は、次のとおりである。</p> <p>(平成28年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画決定路線数</th> <th>計画決定道路延長</th> <th>改良延長</th> <th>改良率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>143 路線</td> <td>429,580m</td> <td>275,700m</td> <td>64.2%</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類		路線数	実延長(km)	一般国道		6	249.6	県道	主要地方道	15	205.3	一般県道	52	474.5	計		73	929.4	計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	改良率	143 路線	429,580m	275,700m	64.2%
		道路の種類		路線数	実延長(km)																																																					
一般国道		6	239.6																																																							
県道	主要地方道	15	205.3																																																							
	一般県道	52	474.3																																																							
計		73	919.2																																																							
計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	改良率																																																							
147 路線	458,940m	312,800m	68.2%																																																							
道路の種類		路線数	実延長(km)																																																							
一般国道		6	249.6																																																							
県道	主要地方道	15	205.3																																																							
	一般県道	52	474.5																																																							
計		73	929.4																																																							
計画決定路線数	計画決定道路延長	改良延長	改良率																																																							
143 路線	429,580m	275,700m	64.2%																																																							
18	風水害	1	<p>第3節 治水計画</p> <p>1 河川の整備</p> <p>(1) 河川の現況</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>一級河川天竜川上流域では、多数の溪流があり、大雨時の土石流による災害が危惧されている。また、土砂が佐久間ダムや秋葉ダムへ流入するため堆砂が著しく、貯留量能力が減少するとともに、海岸侵食の要因ともなっている。</u></p> <p>○ <u>二級河川都田川は、浜名湖を含み県下最大の流域を有し、過去には堤防決壊など甚大な被害が発生したが、都田ダムの完成や河道改修の進捗によって下流部の安全度が向上し</u></p>	<p>第3節 治水計画</p> <p>1 河川の整備</p> <p>(1) 河川の現況</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>一級河川天竜川は県下最大の河川であり、地質は脆弱で大規模な崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は、流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。</u></p> <p>○ <u>二級河川都田川は浜名湖に流入し、今切口から遠州灘へと注ぐ県内最大の流域面積を有する河川である。昭和49年七夕豪雨では、堤防が決壊し甚大な被害を生じた。支川の</u></p>																																																						

浜松市地域防災計画 新旧対照表

21	風水害	1	<p>た。しかし、支川では、上流域の開発と土地利用の進展などにより、保水力が低下し、<u>豪雨の際の内水はん濫や洪水の危険度が高まっている。</u></p> <p>○ その他の流域でも都市化の進展により、<u>ため池、水田等が減少し、また下水路に流入する雨水の増加に伴い、浸水被害が発生している。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 都市防災化計画</p> <p>1 現況</p> <p>○ 本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。</p> <p>《都市計画区域》 (平成27年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>面積</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域</td> <td>9,872ha</td> <td>511,331人</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>41,582ha</td> <td>272,349人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>51,455ha</td> <td>783,680人</td> </tr> </tbody> </table> <p>《用途地域》 (平成27年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>建ぺい率(%)</th> <th>容積率(%)</th> <th>面積(ha)</th> <th>比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居 専用地域</td> <td>40、50、60</td> <td>60、80、100</td> <td>1,090.5</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居 専用地域</td> <td>50、60</td> <td>80、100</td> <td>32.4</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居 専用地域</td> <td>40、50、60</td> <td>100、150、200</td> <td>1,397.9</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居 専用地域</td> <td>50、60</td> <td>150、200</td> <td>594.4</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>60</td> <td>200</td> <td>3,163.0</td> <td>32.0</td> </tr> </tbody> </table>	区域名	面積	人口	市街化区域	9,872ha	511,331人	市街化調整区域	41,582ha	272,349人	計	51,455ha	783,680人	用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	面積(ha)	比率(%)	第一種低層住居 専用地域	40、50、60	60、80、100	1,090.5	11.0	第二種低層住居 専用地域	50、60	80、100	32.4	0.3	第一種中高層住居 専用地域	40、50、60	100、150、200	1,397.9	14.1	第二種中高層住居 専用地域	50、60	150、200	594.4	6.0	第一種住居地域	60	200	3,163.0	32.0	<p>井伊谷川では、<u>地形的狭さく部の上流に位置する浜松市北区引佐町において溢水による浸水被害が発生している。</u></p> <p>○ その他の流域でも都市化の進展により、水田等が減少し、下水路に流入する雨水の増加に伴い、浸水被害が発生している。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 都市防災化計画</p> <p>1 現況</p> <p>○ 本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。</p> <p>《都市計画区域》 (平成28年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>面積</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域</td> <td>9,873ha</td> <td>511,135人</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>41,582ha</td> <td>272,245人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>51,455ha</td> <td>783,380人</td> </tr> </tbody> </table> <p>《用途地域》 (平成28年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>建ぺい率(%)</th> <th>容積率(%)</th> <th>面積(ha)</th> <th>比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居 専用地域</td> <td>40、50、60</td> <td>60、80、100</td> <td>1,090.5</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居 専用地域</td> <td>50、60</td> <td>80、100</td> <td>32.4</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居 専用地域</td> <td>40、50、60</td> <td>100、150、200</td> <td>1,396.6</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居 専用地域</td> <td>50、60</td> <td>150、200</td> <td>594.4</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>60</td> <td>200</td> <td>3,162.3</td> <td>32.0</td> </tr> </tbody> </table>	区域名	面積	人口	市街化区域	9,873ha	511,135人	市街化調整区域	41,582ha	272,245人	計	51,455ha	783,380人	用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	面積(ha)	比率(%)	第一種低層住居 専用地域	40、50、60	60、80、100	1,090.5	11.0	第二種低層住居 専用地域	50、60	80、100	32.4	0.3	第一種中高層住居 専用地域	40、50、60	100、150、200	1,396.6	14.1	第二種中高層住居 専用地域	50、60	150、200	594.4	6.0	第一種住居地域	60	200	3,162.3	32.0
			区域名	面積	人口																																																																																			
市街化区域	9,872ha	511,331人																																																																																						
市街化調整区域	41,582ha	272,349人																																																																																						
計	51,455ha	783,680人																																																																																						
用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	面積(ha)	比率(%)																																																																																				
第一種低層住居 専用地域	40、50、60	60、80、100	1,090.5	11.0																																																																																				
第二種低層住居 専用地域	50、60	80、100	32.4	0.3																																																																																				
第一種中高層住居 専用地域	40、50、60	100、150、200	1,397.9	14.1																																																																																				
第二種中高層住居 専用地域	50、60	150、200	594.4	6.0																																																																																				
第一種住居地域	60	200	3,163.0	32.0																																																																																				
区域名	面積	人口																																																																																						
市街化区域	9,873ha	511,135人																																																																																						
市街化調整区域	41,582ha	272,245人																																																																																						
計	51,455ha	783,380人																																																																																						
用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	面積(ha)	比率(%)																																																																																				
第一種低層住居 専用地域	40、50、60	60、80、100	1,090.5	11.0																																																																																				
第二種低層住居 専用地域	50、60	80、100	32.4	0.3																																																																																				
第一種中高層住居 専用地域	40、50、60	100、150、200	1,396.6	14.1																																																																																				
第二種中高層住居 専用地域	50、60	150、200	594.4	6.0																																																																																				
第一種住居地域	60	200	3,162.3	32.0																																																																																				

浜松市地域防災計画 新旧対照表

第二種住居地域	60	200	<u>497.3</u>	5.0
準住居地域	60	200	175.1	1.8
近隣商業地域	60、80	200、300	<u>567.0</u>	5.7
商業地域	80	200、300、400、500、 600	334.4	3.4
準工業地域	60	200	399.3	4.0
工業地域	60	200	<u>1,171.4</u>	11.9
工業専用地域	60	200	458.5	4.6
合計	—	—	<u>9,881.2</u>	100.0

(略)

2 都市の不燃化計画

(略)

《施行中の市街地再開発事業》

事業名称	事業位置	地区面積	事業予定年度
旭・板屋地区 第一種市街地再開発事業	中区 旭町、板屋町	約 2.09ha	H4～H32
松菱通り B-3 ブロック 第一種市街地再開発事業	中区 鍛冶町内	約 0.44ha	H16～H29

(略)

第二種住居地域	60	200	<u>498.1</u>	5.0
準住居地域	60	200	175.1	1.8
近隣商業地域	60、80	200、300	<u>558.1</u>	5.7
商業地域	80	200、300、400、500、 600	334.4	3.4
準工業地域	60	200	399.3	4.0
工業地域	60	200	<u>1,171.6</u>	11.9
工業専用地域	60	200	458.5	4.6
合計	—	—	<u>9,881.3</u>	100.0

(略)

2 都市の不燃化計画

(略)

《施行中の市街地再開発事業》

(平成 28 年 11 月 1 日現在)

事業名称	事業位置	地区面積	事業予定年度
旭・板屋地区 第一種市街地再開発事業	中区 旭町、板屋町	約 2.09ha	H4～H32
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

23	風水害	1	<p>3 開発時行為の指導と土地区画整理事業</p> <p>(略)</p> <p>《施行中の土地区画整理事業》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区名</th> <th>面積</th> <th>施行期間(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">公共</td> <td>高竜</td> <td>11.3ha</td> <td>H9～29</td> </tr> <tr> <td>上島駅周辺</td> <td>5.7ha</td> <td>H15～29</td> </tr> <tr> <td>高塚北</td> <td>2.3ha</td> <td>H26～30</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">組合</td> <td>西都</td> <td>75.3ha</td> <td>H8～28</td> </tr> <tr> <td>船明</td> <td>43.5ha</td> <td>H7～30</td> </tr> <tr> <td>西美菌西</td> <td>9.0ha</td> <td>H13～28</td> </tr> <tr> <td>中瀬南部</td> <td>45.3ha</td> <td>H15～31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>○ 土砂災害危険箇所の災害を未然に防止し、一旦災害が発生した場合、市民の生命を保護し被害を最小限にとどめるため、土砂災害を防止するための工事を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>3 土砂災害のソフト対策</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>警戒体制</td> <td> <p>(略)</p> <p><情報の収集></p> <p>① 危険区域を管轄する区役所のほか、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の協働センター(以下、これらを「協働センター」とい</p> </td> </tr> </table>	地区名		面積	施行期間(年度)	公共	高竜	11.3ha	H9～29	上島駅周辺	5.7ha	H15～29	高塚北	2.3ha	H26～30	組合	西都	75.3ha	H8～28	船明	43.5ha	H7～30	西美菌西	9.0ha	H13～28	中瀬南部	45.3ha	H15～31	警戒体制	<p>(略)</p> <p><情報の収集></p> <p>① 危険区域を管轄する区役所のほか、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の協働センター(以下、これらを「協働センター」とい</p>	<p>3 開発時行為の指導と土地区画整理事業</p> <p>(略)</p> <p>《施行中の土地区画整理事業》 (平成28年11月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区名</th> <th>面積</th> <th>施行期間(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">公共</td> <td>高竜</td> <td>11.3ha</td> <td>H9～29</td> </tr> <tr> <td>上島駅周辺</td> <td>5.7ha</td> <td>H15～29</td> </tr> <tr> <td>高塚北</td> <td>2.3ha</td> <td>H26～30</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">組合</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>船明</td> <td>43.5ha</td> <td>H7～30</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>中瀬南部</td> <td>45.3ha</td> <td>H15～31</td> </tr> <tr> <td>(新設) 個人</td> <td>(新設) 都田川山</td> <td>(新設) 47.6ha</td> <td>(新設) H28～33</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>○ 土砂災害危険箇所の災害を未然に防止し、一旦災害が発生した場合、市民の生命を保護し被害を最小限にとどめるため、土砂災害を防止するための工事の推進及び避難計画の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 土砂災害のソフト対策</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>警戒体制</td> <td> <p>(略)</p> <p><情報の収集></p> <p>① 危険区域を管轄する区役所のほか、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の協働センター(以下、これらを「第1種協働センター」</p> </td> </tr> </table>	地区名		面積	施行期間(年度)	公共	高竜	11.3ha	H9～29	上島駅周辺	5.7ha	H15～29	高塚北	2.3ha	H26～30	組合	(削除)	(削除)	(削除)	船明	43.5ha	H7～30	(削除)	(削除)	(削除)	中瀬南部	45.3ha	H15～31	(新設) 個人	(新設) 都田川山	(新設) 47.6ha	(新設) H28～33	警戒体制	<p>(略)</p> <p><情報の収集></p> <p>① 危険区域を管轄する区役所のほか、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の協働センター(以下、これらを「第1種協働センター」</p>
			地区名		面積	施行期間(年度)																																																												
公共	高竜	11.3ha	H9～29																																																															
	上島駅周辺	5.7ha	H15～29																																																															
	高塚北	2.3ha	H26～30																																																															
組合	西都	75.3ha	H8～28																																																															
	船明	43.5ha	H7～30																																																															
	西美菌西	9.0ha	H13～28																																																															
	中瀬南部	45.3ha	H15～31																																																															
警戒体制	<p>(略)</p> <p><情報の収集></p> <p>① 危険区域を管轄する区役所のほか、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の協働センター(以下、これらを「協働センター」とい</p>																																																																	
地区名		面積	施行期間(年度)																																																															
公共	高竜	11.3ha	H9～29																																																															
	上島駅周辺	5.7ha	H15～29																																																															
	高塚北	2.3ha	H26～30																																																															
組合	(削除)	(削除)	(削除)																																																															
	船明	43.5ha	H7～30																																																															
	(削除)	(削除)	(削除)																																																															
	中瀬南部	45.3ha	H15～31																																																															
(新設) 個人	(新設) 都田川山	(新設) 47.6ha	(新設) H28～33																																																															
警戒体制	<p>(略)</p> <p><情報の収集></p> <p>① 危険区域を管轄する区役所のほか、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の協働センター(以下、これらを「第1種協働センター」</p>																																																																	
			<p>6</p> <p style="text-align: right;">※頁は平成28年4月浜松市地域防災計画による</p>																																																															

浜松市地域防災計画 新旧対照表

27	風水害	1	<p>う。)、消防署及び消防団によるパトロール隊を派遣し、次の情報を収集する。</p> <p>(略)</p>	<p>という。)、消防署及び消防団によるパトロール隊を派遣し、次の情報を収集する。</p> <p>(略)</p>																																								
			<p>防災知識の普及・防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所、その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の配付など必要な措置を講じる。 (略) 設定された避難路・避難所等の所在、サイレン、電話連絡網等住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアルを周知する。 	<p>防災知識の普及・防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所、その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するために、これらの事項を記載したハザードマップ等の配付など必要な措置を講じる。 (略) 設定された避難路・緊急避難場所等の所在、サイレン、電話連絡網等住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアルを周知する。 																																								
			(略)	(略)																																								
			第7節 無線通信施設整備計画	第7節 無線通信施設整備計画																																								
			(略)	(略)																																								
			1 無線通信施設の現況	1 無線通信施設の現況																																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">無線の種類</th> <th>業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消防無線</td> <td>消防無線</td> <td>消防活動における通信業務</td> </tr> <tr> <td>衛星系無線設備(VSAT)</td> <td>災害時における他都市との情報伝達に関する通信業務</td> </tr> <tr> <td>救急無線</td> <td>救急活動における通信業務</td> </tr> </tbody> </table>	無線の種類		業務の内容	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		消防無線	消防無線	消防活動における通信業務	衛星系無線設備(VSAT)	災害時における他都市との情報伝達に関する通信業務	救急無線	救急活動における通信業務	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">無線の種類</th> <th>業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">消防無線</td> <td>消防救急無線</td> <td>消防救急活動における通信業務</td> </tr> <tr> <td>衛星系無線(VSAT)</td> <td>災害時における他都市との情報伝達に関する通信業務</td> </tr> <tr> <td>航空無線</td> <td>航空活動における通信業務</td> </tr> </tbody> </table>	無線の種類		業務の内容	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		消防無線	消防救急無線	消防救急活動における通信業務	衛星系無線(VSAT)	災害時における他都市との情報伝達に関する通信業務	航空無線	航空活動における通信業務
無線の種類		業務の内容																																										
(略)	(略)	(略)																																										
	(略)	(略)																																										
	(略)	(略)																																										
(略)	(略)																																											
消防無線	消防無線	消防活動における通信業務																																										
	衛星系無線設備(VSAT)	災害時における他都市との情報伝達に関する通信業務																																										
	救急無線	救急活動における通信業務																																										
無線の種類		業務の内容																																										
(略)	(略)	(略)																																										
	(略)	(略)																																										
	(略)	(略)																																										
(略)	(略)																																											
消防無線	消防救急無線	消防救急活動における通信業務																																										
	衛星系無線(VSAT)	災害時における他都市との情報伝達に関する通信業務																																										
	航空無線	航空活動における通信業務																																										

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>(略)</p> <p>2 避難勧告等発令の判断・実施基準/ 水害①</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="353 443 1146 1311"> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>本市の対応</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事前情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <災害対策準備室又は連絡室> ・緊急避難場所を開設する。 ・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備情報の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。 ・防災行政無線・緊急速報メール・防災ホットメール等により該当地域の住民に注意喚起を促すとともに、自主避難の呼びかけを行う。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <災害対策連絡室又は災害対策本部> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に避難指示を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。 </td> </tr> </table>		(略)	(略)	本市の対応	事前情報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	避難準備情報	(略)	(略)	<災害対策準備室又は連絡室> ・緊急避難場所を開設する。 ・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備情報の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。 ・防災行政無線・緊急速報メール・防災ホットメール等により該当地域の住民に注意喚起を促すとともに、自主避難の呼びかけを行う。	(略)	(略)	(略)	(略)	避難指示	(略)	(略)	<災害対策連絡室又は災害対策本部> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に避難指示を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。	<p>対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難勧告等発令の判断・実施基準/ 水害①</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1294 443 2087 1311"> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>本市の対応</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事前情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <災害対策準備室又は連絡室> ・緊急避難場所を開設する。 ・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。 ・防災行政無線・緊急速報メール・防災ホットメール等により該当地域の住民に注意喚起を促すとともに、自主避難の呼びかけを行う。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <災害対策連絡室又は災害対策本部> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に避難指示(緊急)を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。 </td> </tr> </table>		(略)	(略)	本市の対応	事前情報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	避難準備・高齢者等避難開始	(略)	(略)	<災害対策準備室又は連絡室> ・緊急避難場所を開設する。 ・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。 ・防災行政無線・緊急速報メール・防災ホットメール等により該当地域の住民に注意喚起を促すとともに、自主避難の呼びかけを行う。	(略)	(略)	(略)	(略)	避難指示(緊急)	(略)	(略)	<災害対策連絡室又は災害対策本部> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に避難指示(緊急)を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。
	(略)	(略)	本市の対応																																														
事前情報	(略)	(略)	(略)																																														
	(略)	(略)	(略)																																														
避難準備情報	(略)	(略)	<災害対策準備室又は連絡室> ・緊急避難場所を開設する。 ・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備情報の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。 ・防災行政無線・緊急速報メール・防災ホットメール等により該当地域の住民に注意喚起を促すとともに、自主避難の呼びかけを行う。																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
避難指示	(略)	(略)	<災害対策連絡室又は災害対策本部> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に避難指示を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。																																														
	(略)	(略)	本市の対応																																														
事前情報	(略)	(略)	(略)																																														
	(略)	(略)	(略)																																														
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	(略)	<災害対策準備室又は連絡室> ・緊急避難場所を開設する。 ・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。 ・防災行政無線・緊急速報メール・防災ホットメール等により該当地域の住民に注意喚起を促すとともに、自主避難の呼びかけを行う。																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
避難指示(緊急)	(略)	(略)	<災害対策連絡室又は災害対策本部> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に避難指示(緊急)を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。																																														

浜松市地域防災計画 新旧対照表

3 避難勧告等の判断・実施基準/ 水害②（河川ごと）・高潮災害

	(略)								(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事前情報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
避難準備情報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
避難勧告	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
避難指示	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

4 避難勧告等の判断・実施基準/ 土砂災害

(略)

	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

3 避難勧告等の判断・実施基準/ 水害②（河川ごと）・高潮災害

	(略)								(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事前情報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
避難勧告	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
避難指示（緊急）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

4 避難勧告等の判断・実施基準/ 土砂災害

(略)

	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

37	風水害	1	<table border="1"> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <p><災害対策準備室又は連絡室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて緊急避難場所を開設する。 ・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備情報の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。 <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <p><災害対策連絡室又は災害対策本部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホッとメール等により該当地域に避難指示を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。 </td> </tr> </table>	避難準備情報	(略)	(略)	<p><災害対策準備室又は連絡室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて緊急避難場所を開設する。 ・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備情報の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。 <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	避難指示	(略)	(略)	<p><災害対策連絡室又は災害対策本部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホッとメール等により該当地域に避難指示を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。 	<table border="1"> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <p><災害対策準備室又は連絡室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて緊急避難場所を開設する。 ・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。 <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <p><災害対策連絡室又は災害対策本部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホッとメール等により該当地域に避難指示(緊急)を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。 </td> </tr> </table>	避難準備・高齢者等避難開始	(略)	(略)	<p><災害対策準備室又は連絡室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて緊急避難場所を開設する。 ・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。 <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	避難指示(緊急)	(略)	(略)	<p><災害対策連絡室又は災害対策本部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホッとメール等により該当地域に避難指示(緊急)を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。
			避難準備情報	(略)	(略)	<p><災害対策準備室又は連絡室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて緊急避難場所を開設する。 ・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備情報の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。 <p>(略)</p>																						
(略)	(略)	(略)	(略)																									
避難指示	(略)	(略)	<p><災害対策連絡室又は災害対策本部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホッとメール等により該当地域に避難指示を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。 																									
避難準備・高齢者等避難開始	(略)	(略)	<p><災害対策準備室又は連絡室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて緊急避難場所を開設する。 ・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。 <p>(略)</p>																									
(略)	(略)	(略)	(略)																									
避難指示(緊急)	(略)	(略)	<p><災害対策連絡室又は災害対策本部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホッとメール等により該当地域に避難指示(緊急)を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。 																									
			<p>6 避難勧告等の判断にあたっての関係機関の助言</p> <p>○ 避難勧告等の判断に際し、必要に応じて、国土交通省又は<u>県等</u>に対するの助言をもとに適切な対応を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第17節 避難行動要支援者支援計画</p> <p>○ 高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に<u>自ら</u>避難することが困難と考えられる避難行動要支援者に対し、その障がい等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>1 支援体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>6 避難勧告等の判断にあたっての関係機関の助言</p> <p>○ 避難勧告等の判断に際し、必要に応じて、国土交通省又は<u>県等</u>からの助言をもとに適切な対応を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第17節 避難行動要支援者支援計画</p> <p>○ 高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に<u>家族以外</u>の第三者の支援がなければ避難することが困難と考えられる避難行動要支援者に対し、その障がい等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>1 支援体制の整備</p> <p>(略)</p>																								

浜松市地域防災計画 新旧対照表

(2) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認などの体制づくりをはじめ、避難所等における対応が迅速かつ確に実施できるよう、関係団体・機関等、地域における避難支援関係者の調整を図り、同意者に関する情報の共有を図るなどの避難支援体制を整備する。

(略)

(3) 避難行動要支援者の把握

(略)

また、地域における支援体制の整備のために、災害時に支援を希望する避難行動要支援者のうち、本人情報を避難支援等関係機関へ提供することに同意した者の名簿（以下「同意者名簿」という。）を調整し、避難支援等関係機関への提供など、同意者の状況把握に努めるよう依頼する。

《市が把握する要配慮者支援情報》

No.	対象者	提供資料	管理課
①	(略)	(略)	(略)
②	介護者 支援者	要介護台帳 要支援台帳	介護保険課、区長寿保険課
③	(略)	(略)	(略)
④	(略)	(略)	(略)
⑤	(略)	(略)	(略)
⑥	(略)	(略)	(略)

(4) 名簿情報の管理

(略)

(2) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ的確に実施できるよう、地域における避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、自治会を中心に同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう災害時避難支援個別計画等の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。

(略)

(3) 避難行動要支援者の把握

(略)

また、地域における支援体制の整備のために、災害時に支援を希望する避難行動要支援者のうち、本人情報を避難支援等関係機関へ提供することに同意した者の名簿（以下「同意者名簿」という。）を作成し、避難支援等関係機関への提供など、同意者の状況把握に努めるよう依頼する。

《市が把握する要配慮者支援情報》

No.	対象者	提供資料	管理課
①	(略)	(略)	(略)
②	要介護者 要支援者	要介護台帳 要支援台帳	介護保険課、区長寿保険課
③	(略)	(略)	(略)
④	(略)	(略)	(略)
⑤	(略)	(略)	(略)
⑥	(略)	(略)	(略)

(4) 名簿情報の管理

(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

40	風水害	<p>○ 作成された名簿は市役所、避難支援等関係機関で共有する。</p> <p>○ 市から提供される名簿について、提供を受ける自主防災組織等は適正な管理をするように心がけるとともに、記載された個人情報について守秘義務を課せられた者はもとより、守秘義務が適用されない者に対して、協定の締結又は誓約書の提出をすることで個人情報の保護に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 情報伝達</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、同意者を速やかに避難誘導するために地域住民、自主防災組織、保健福祉事業者等の協力を得ながら、避難支援計画を策定する。また、災害時又は災害に備えるために避難情報の判断基準を定め、避難行動要支援者に適切な避難開始時期等が把握できる連絡体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第20節 複合災害対策及び連続災害対策 (略)</p>	<p>○ 作成された名簿は市、避難支援等関係機関で共有する。</p> <p>○ 市から提供される同意者名簿について、提供を受ける避難支援等関係機関は、個人情報が漏洩することがないように適正に管理する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 情報伝達</p> <p>(略)</p> <p>○ 災害時又は災害に備えるために避難情報の判断基準を定め、避難行動要支援者に適切な避難開始時期等が把握できる連絡体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(新設) 第20節 ライフライン事業の復旧に関する計画</p> <p>○ ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>○ 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努めるものとする。</p> <p>第21節 複合災害対策及び連続災害対策 (略)</p>
----	-----	---	--

浜松市地域防災計画 新旧対照表

42	風水害	2	<p>第3節 組織・動員計画</p> <p>(略)</p> <p>1 災害対策体制</p> <p>(略)</p> <p>《事前配備体制》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>配備職員(本庁/区/ 第1種協働センター)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">台風、 大雨、 洪水、 暴風、 大雪等</td> <td>情報収集 体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき 天竜川の水位が水防団待機水位に達したとき その他危険な状態が予想され、情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区長、第1種協働センター長を含む。以下、同じ。)が判断したとき </td> <td>危機管理課、秘書課、土木部/区振興課/第1種協働センター</td> </tr> <tr> <td>災害対策 準備室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれかが発表されたとき 天竜川又は都田川に氾濫注意情報、水防警報(準備)が発せられたとき 別に定める河川の水位が「避難判断水位」に達したとき 台風等の風水害により避難準備情報を発令したとき その他災害の発生のおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 災害対策準備室及び連絡室は、本庁にあっては危機管理センターに置き、区においては、区役所並びに協働センターに開設する。</p>	(略)	(略)	(略)	配備職員(本庁/区/ 第1種協働センター)	台風、 大雨、 洪水、 暴風、 大雪等	情報収集 体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき 天竜川の水位が水防団待機水位に達したとき その他危険な状態が予想され、情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区長、第1種協働センター長を含む。以下、同じ。)が判断したとき 	危機管理課、秘書課、土木部/区振興課/第1種協働センター	災害対策 準備室	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれかが発表されたとき 天竜川又は都田川に氾濫注意情報、水防警報(準備)が発せられたとき 別に定める河川の水位が「避難判断水位」に達したとき 台風等の風水害により避難準備情報を発令したとき その他災害の発生のおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき 	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第3節 組織・動員計画</p> <p>(略)</p> <p>1 災害対策体制</p> <p>(略)</p> <p>《事前配備体制》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>配備職員(本庁/区/ 第1種協働センター)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">台風、 大雨、 洪水、 暴風、 大雪等</td> <td>情報収集 体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき 天竜川の水位が水防団待機水位に達したとき その他危険な状態が予想され、情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区長、第1種協働センター長を含む。以下、同じ。)が判断したとき </td> <td>危機管理課、秘書課、土木部/区振興課/第1種協働センター</td> </tr> <tr> <td>災害対策 準備室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれかが発表されたとき 天竜川又は都田川に氾濫注意情報、水防警報(準備)が発せられたとき 別に定める河川の水位が「避難判断水位」に達したとき 台風等の風水害により避難準備情報・高齢者等避難開始を発令したとき その他災害の発生のおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 災害対策準備室及び連絡室は、本庁にあっては危機管理センターに置き、区においては、区役所並びに第1種協働センターに開設する。</p>	(略)	(略)	(略)	配備職員(本庁/区/ 第1種協働センター)	台風、 大雨、 洪水、 暴風、 大雪等	情報収集 体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき 天竜川の水位が水防団待機水位に達したとき その他危険な状態が予想され、情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区長、第1種協働センター長を含む。以下、同じ。)が判断したとき 	危機管理課、秘書課、土木部/区振興課/第1種協働センター	災害対策 準備室	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれかが発表されたとき 天竜川又は都田川に氾濫注意情報、水防警報(準備)が発せられたとき 別に定める河川の水位が「避難判断水位」に達したとき 台風等の風水害により避難準備情報・高齢者等避難開始を発令したとき その他災害の発生のおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき 	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	配備職員(本庁/区/ 第1種協働センター)																										
台風、 大雨、 洪水、 暴風、 大雪等	情報収集 体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき 天竜川の水位が水防団待機水位に達したとき その他危険な状態が予想され、情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区長、第1種協働センター長を含む。以下、同じ。)が判断したとき 	危機管理課、秘書課、土木部/区振興課/第1種協働センター																													
	災害対策 準備室	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれかが発表されたとき 天竜川又は都田川に氾濫注意情報、水防警報(準備)が発せられたとき 別に定める河川の水位が「避難判断水位」に達したとき 台風等の風水害により避難準備情報を発令したとき その他災害の発生のおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき 	(略)																													
	(略)	(略)	(略)																													
(略)	(略)	(略)	配備職員(本庁/区/ 第1種協働センター)																													
台風、 大雨、 洪水、 暴風、 大雪等	情報収集 体制	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき 天竜川の水位が水防団待機水位に達したとき その他危険な状態が予想され、情報収集体制をとる必要があると危機管理監(区長、第1種協働センター長を含む。以下、同じ。)が判断したとき 	危機管理課、秘書課、土木部/区振興課/第1種協働センター																													
	災害対策 準備室	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風、大雪警報のいずれかが発表されたとき 天竜川又は都田川に氾濫注意情報、水防警報(準備)が発せられたとき 別に定める河川の水位が「避難判断水位」に達したとき 台風等の風水害により避難準備情報・高齢者等避難開始を発令したとき その他災害の発生のおそれがあり、災害対策準備室体制をとる必要があると危機管理監が判断したとき 	(略)																													
	(略)	(略)	(略)																													

浜松市地域防災計画 新旧対照表

○ 危機管理課及び区役所の防災担当課、協働センターは、必要に応じ関係課に気象情報等を通知する。関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課及び区役所の防災担当課、協働センターに報告する。

≪災害対策本部体制≫

種別	体制	配備の判断基準	配備職員(本庁/区/協働センター)
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

(略)

≪災害対策本部区地域本部≫

- 地域の災害対策を効果的に進めるため、必要に応じて協働センターに災害対策本部区地域本部を置く。
 - ・ 協働センター所長は、当該区が災害対策本部体制を設置したとき、又はその必要があると認めるときに地域本部を設置する。

役職		職務
地域本部長	協働センター 所長	(略)

(略)

3 職員の配備基準及び体制

(略)

- 勤務時間外における応急対策要員及び地区防災班員の動員は次のとおりとする。

(略)

- ・ 通信が途絶し非常連絡員又は上司に連絡する手段がない場合は、自らの判断で所定の場所に参集する。

○ 危機管理課及び区役所の防災担当課、第1種協働センターは、必要に応じ関係課に気象情報等を通知する。関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課及び区役所の防災担当課、第1種協働センターに報告する。

≪災害対策本部体制≫

種別	体制	配備の判断基準	配備職員(本庁/区/ <u>第1種</u> 協働センター)
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

(略)

≪災害対策本部区地域本部≫

- 地域の災害対策を効果的に進めるため、必要に応じて第1種協働センターに災害対策本部区地域本部を置く。
 - ・ 第1種協働センター所長は、当該区が災害対策本部体制を設置したとき、又はその必要があると認めるときに地域本部を設置する。

役職		職務
地域本部長	<u>第1種</u> 協働セ ンター所長	(略)

(略)

3 職員の配備基準及び体制

(略)

- 勤務時間外における応急対策要員及び地区防災班員の動員は次のとおりとする。

(略)

- ・ 通信が途絶し上司に連絡する手段がない場合は、自らの判断で所定の場所に参集する。

浜松市地域防災計画 新旧対照表

46	風水害	2	<p>(略)</p> <p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>(略)</p> <p>4 災害情報及び被害状況の報告</p> <p>(1) 市長への報告</p> <p>○ 本庁11部の長及び区長、協働センター所長は、災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、別紙様式により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を市長に報告する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>(略)</p> <p>4 災害情報及び被害状況の報告</p> <p>(1) 市長への報告</p> <p>○ 本庁11部の長及び区長、<u>第1種</u>協働センター所長は、災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、別紙様式により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を市長に報告する。</p> <p>(略)</p>												
48	風水害	2	<p>第5節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>1 情報収集及び広報</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="360 826 1135 1074"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>インターネット</td> <td>浜松市ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、ヤフーブログ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>○ 災害状況の記録に報道機関の撮影・記録したものについて提供を依頼する場合、<u>広聴広報班</u>を通じて依頼する。その際に要する経費は、市が負担する。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	インターネット	浜松市ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、ヤフーブログ	(略)	(略)	<p>第5節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>1 情報収集及び広報</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1301 826 2076 1074"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>インターネット</td> <td>浜松市ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、<u>浜松市公式ツイッター</u>、ヤフーブログ</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>○ 災害状況の記録に報道機関の撮影・記録したものについて提供を依頼する場合、<u>広報担当課</u>を通じて依頼する。その際に要する経費は、市が負担する。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	インターネット	浜松市ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、 <u>浜松市公式ツイッター</u> 、ヤフーブログ	(略)	(略)
(略)	(略)															
インターネット	浜松市ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、ヤフーブログ															
(略)	(略)															
(略)	(略)															
インターネット	浜松市ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、 <u>浜松市公式ツイッター</u> 、ヤフーブログ															
(略)	(略)															
50	風水害	2	<p>第6節 避難救出計画</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 避難救出計画</p> <p>(略)</p>												

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>1 避難勧告等 (略) <<警戒措置>> (略) <u>・緊急の場合で市長に連絡をする暇がないときは、危機管理監、区長又は協働センター所長の判断により実施する。この場合は、その旨を遅滞なく市長へ報告する。</u> (略) ○ 市長は、危険地域の住民、事業所等に対して、防災行政無線(同報系)、広報車その他の手段を用いて次の事項の周知に努める。 ・避難準備情報、避難の勧告又は指示の主旨 ・対象地域 ・<u>避難所</u>(所在地、名称、受入れ可能人員) ・<u>避難経路及び誘導方法</u> (略) 3 避難と誘導 (略) ○ 避難準備情報の発令により、要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者のみならず、土砂災害警戒区域等の風水害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難行動の喚起に努める。 8 広域避難・広域一時滞在 (略)</p>	<p>・<u>緊急の場合で市長に連絡をする暇がないときは、危機管理監、区長又は第1種協働センター所長の判断により実施する。この場合は、その旨を遅滞なく市長へ報告する。</u> 1 避難勧告等 (略) <<警戒措置>> (略) <u>(上部へ移動)</u> (略) ○ 市長は、危険地域の住民、事業所等に対して、防災行政無線(同報系)、広報車その他の手段を用いて次の事項の周知に努める。 ・避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>、避難の勧告又は指示(<u>緊急</u>)の主旨 ・対象地域 ・<u>緊急避難場所</u>(所在地、名称、受入れ可能人員) ・誘導方法 (略) 3 避難と誘導 (略) ○ 避難準備・<u>高齢者等避難開始</u>の発令により、要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者のみならず、土砂災害警戒区域等の風水害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難行動の喚起に努める。 8 広域避難・広域一時滞在 (略) (新設) ○ 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子力災害に係る広域避難については、<u>県が定めた「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づき、行うものとする。</u></p>
--	--	---	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

56	風水害	2	○ 受入支援を行うにあたっては、市民の安全性の確保を十分に考慮した上で対応する。 (略)	○ 受入支援を行うにあたっては、市民の安全性の確保を十分に考慮した上で対応する。 (略)																														
			第10節 給水計画 (略)	第10節 給水計画 (略)																														
			2 実施方法 (平成27年3月31日現在)	2 実施方法 (平成28年3月31日現在)																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>事業数</th> <th>給水人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市上水道</td> <td>1</td> <td>761,553人</td> </tr> <tr> <td>簡易水道</td> <td>36</td> <td>14,059人</td> </tr> <tr> <td>飲料水供給施設</td> <td>158</td> <td>3,763人</td> </tr> <tr> <td>専用水道</td> <td>65</td> <td>16,220人</td> </tr> </tbody> </table>	種別	事業数	給水人口	市上水道	1	761,553人	簡易水道	36	14,059人	飲料水供給施設	158	3,763人	専用水道	65	16,220人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>事業数</th> <th>給水人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市上水道</td> <td>1</td> <td>761,702人</td> </tr> <tr> <td>簡易水道</td> <td>36</td> <td>13,723人</td> </tr> <tr> <td>飲料水供給施設</td> <td>158</td> <td>3,626人</td> </tr> <tr> <td>専用水道</td> <td>65</td> <td>12,885人</td> </tr> </tbody> </table>	種別	事業数	給水人口	市上水道	1	761,702人	簡易水道	36	13,723人	飲料水供給施設	158	3,626人	専用水道	65	12,885人
種別	事業数	給水人口																																
市上水道	1	761,553人																																
簡易水道	36	14,059人																																
飲料水供給施設	158	3,763人																																
専用水道	65	16,220人																																
種別	事業数	給水人口																																
市上水道	1	761,702人																																
簡易水道	36	13,723人																																
飲料水供給施設	158	3,626人																																
専用水道	65	12,885人																																
61	風水害	2	(略)	(略)																														
			第13節 健康支援計画 ○ 災害により避難所が開設された場合に、被災者の健康保持のため、保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者の保護を図る。	第13節 健康支援計画 ○ 災害により避難所が開設された場合に、浜松市災害時健康支援活動マニュアルに基づき避難者の健康管理及び処遇調整を実施する等、被災者の健康保持のため、保健師等による健康支援を実施する。																														
			2 市長の要請と県の実施	2 市長の要請と県の実施																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>市長の要請</th> <th>県の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <保健師の派遣> ① 避難所の数 ② 必要な保健師数 ③ 派遣期間 </td> <td>① 県内他市町若しくは国等への保健師の派遣要請</td> </tr> </tbody> </table>	市長の要請	県の実施	<保健師の派遣> ① 避難所の数 ② 必要な保健師数 ③ 派遣期間	① 県内他市町若しくは国等への保健師の派遣要請	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市長の要請</th> <th>県の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <保健師の派遣> ① 避難所の数 ② 必要な保健師数 ③ 派遣期間 </td> <td>① 他市町若しくは国等への保健師の派遣要請</td> </tr> </tbody> </table>	市長の要請	県の実施	<保健師の派遣> ① 避難所の数 ② 必要な保健師数 ③ 派遣期間	① 他市町若しくは国等への保健師の派遣要請																						
市長の要請	県の実施																																	
<保健師の派遣> ① 避難所の数 ② 必要な保健師数 ③ 派遣期間	① 県内他市町若しくは国等への保健師の派遣要請																																	
市長の要請	県の実施																																	
<保健師の派遣> ① 避難所の数 ② 必要な保健師数 ③ 派遣期間	① 他市町若しくは国等への保健師の派遣要請																																	
62	風水害	2	第14節 遺体の搜索及び措置・火葬計画 (略)	第14節 遺体の搜索及び措置・火葬計画 (略)																														

浜松市地域防災計画 新旧対照表

64	風水害	<p>2 実施方法</p> <p>○ 捜索・措置に際しては、市職員、消防団員、水防団員等により班を編成し行うこととし、埋葬に際しては遺族と協議の後、市職員及び民間事業者等に対応する。なお、火葬を通例とし、埋葬（土葬）はできるだけ避ける。</p> <p>第16節 廃棄物処理計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施内容</p> <p>○ この計画に基づき<u>マニュアル</u>を作成し、各種災害に対応した必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>2 初期対応</p> <p>○ 生活ごみは、被災の状況により通常収集は一時中止し、排出元に留め置く。</p> <p>○ <u>災害発生直後のトイレ使用の混乱を避けるため、家庭でのトイレの使用、避難所でのトイレの使用について速やかに情報を提供する。</u></p> <p>○ くみ取り作業については、避難所を優先することとし、状況を見ながら通常の収集体制に移行するものとする。</p> <p>○ がれきについては、がれきの自己搬入不可を広報し、<u>がれき搬入方針</u>の決定まで、個人で保管することを求める。</p> <p>○ <u>処理施設については、処理施設等の被災状況を点検するとともに、中間処理施設及び最終処分場の被災状況を調査し、処理能力を把握する。また、施設の処理能力に係る被災箇所の応急修繕を実施する。</u></p> <p>○ 運搬車両の<u>破損</u>状況を調査し、運搬能力を把握する。</p> <p>○ 市災害対策本部、諸関係機関等との連絡・調整を実施し、情報収集を行うとともに、</p>	<p>2 実施方法</p> <p>○ 捜索・措置に際しては、市職員、消防団員、水防団員等により班を編成し行うこととし、埋葬に際しては遺族と協議の後、市職員及び民間事業者等に対応する。なお、火葬を通例とし、埋葬（土葬）はできるだけ避ける。<u>また、外国人遺体については、風俗・習慣・宗教等の違いに十分配慮し、適切に対応する。</u></p> <p>第16節 廃棄物処理計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施内容</p> <p>○ この計画に基づき<u>浜松市災害廃棄物処理計画等</u>を作成し、各種災害に対応した必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>2 初期対応</p> <p>○ 生活ごみは、被災の状況により通常収集及び自己搬入を一時中止し、排出元に留め置く。</p> <p>○ <u>(削除)</u></p> <p>○ くみ取り作業については、避難所の<u>仮設トイレ</u>等を優先することとし、状況を見ながら通常の収集体制に移行するものとする。</p> <p>○ がれき類については、がれき類の自己搬入不可を広報し、搬入方針の決定まで、個人で保管することを求める。</p> <p>○ 中間処理施設及び最終処分場については、<u>被災状況を調査し、処理能力を把握する。また、施設の処理能力に係る被災箇所の応急修繕を実施する。</u></p> <p>○ 運搬車両の<u>被災</u>状況を調査し、運搬能力を把握する。</p> <p>○ 市災害対策本部、諸関係機関等との連絡・調整を実施し、情報収集を行うとともに、</p>
----	-----	--	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>避難所の状況を把握するほか、仮設トイレの<u>数量</u>の情報を得る。</p> <p>3 収集・処理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活ごみについては、<u>初期対応マニュアル</u>の手順により収集人員及び車両の必要量を把握し、収集・処理計画を作成する。 ○ <u>生活ごみ収集ができない地域に仮置場・中継地を設置するほか、集積所・仮置場などからの運搬ルートを作成する。</u> ○ し尿については、避難所の状況から<u>初期対応マニュアル</u>によりし尿発生量を予測し、必要収集車両及び人員数を把握して収集・処理計画を作成する。また、仮設トイレの設置計画に基づいて、収集計画を作成する。 ○ がれきについては、災害の状況からがれき発生量を<u>予測</u>し、あらかじめ定めた仮置場の候補地の中から、仮置場を選定し、仮置場の管理・運営のための体制を整備する。 <p>4 市長の要請・<u>実施</u>と県の実施</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="358 922 1167 1217"> <thead> <tr> <th>市長の要請事項</th> <th>県の実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 処理対象物名及び数量</td> <td>① 市外の^{じんかい}塵芥及びし尿の処理場の斡旋</td> </tr> <tr> <td>② 処理対象戸数</td> <td>② 廃棄物運搬機材(市町又は廃棄物収集運搬許可業者等)の斡旋</td> </tr> <tr> <td>③ 市の処理施設の使用可否</td> <td>③ 死亡獣畜処理場の斡旋</td> </tr> <tr> <td>④ 実施期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ その他必要事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	市長の要請事項	県の実施事項	① 処理対象物名及び数量	① 市外の ^{じんかい} 塵芥及びし尿の処理場の斡旋	② 処理対象戸数	② 廃棄物運搬機材(市町又は廃棄物収集運搬許可業者等)の斡旋	③ 市の処理施設の使用可否	③ 死亡獣畜処理場の斡旋	④ 実施期間		⑤ その他必要事項		<p>避難所の状況を把握するほか、仮設トイレの<u>設置状況</u>について把握する。</p> <p>3 収集・処理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活ごみについては、<u>浜松市災害廃棄物処理計画等</u>の手順により収集人員及び車両の必要量を把握し、収集・処理計画を作成する。 ○ (削除) ○ し尿については、避難所の設置状況から<u>浜松市災害廃棄物処理計画等</u>によりし尿発生量を<u>推計</u>し、必要収集車両及び人員数を把握して収集・処理計画を作成する。また、仮設トイレの設置計画に基づいて、収集計画を作成する。 ○ がれき類については、災害の状況からがれき類発生量を<u>推計</u>し、あらかじめ定めた仮置場の候補地の中から、仮置場を選定し、仮置場の管理・運営のための体制を整備する。 <p>4 市長の要請事項と県の実施事項</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1299 922 2107 1361"> <thead> <tr> <th>市長の要請・実施事項</th> <th>県の実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 要請理由</td> <td>① 市外の処理施設の斡旋</td> </tr> <tr> <td>② 場所及び期間</td> <td>② 廃棄物運搬機材(市町又は廃棄物収集運搬許可業者等)の斡旋</td> </tr> <tr> <td>③ 必要とする設備又は業務内容</td> <td>③ 死亡獣畜処理場の斡旋</td> </tr> <tr> <td>④ 廃棄物の種類及び必要処理量</td> <td>(新設)④ 災害廃棄物処理対策組織の</td> </tr> <tr> <td>⑤ 物資・資機材等の品名及び数量</td> <td>設置、情報の収集、関係団体等への</td> </tr> <tr> <td>⑥ 必要とする人員</td> <td>協力要請、処理方法の市町への周知</td> </tr> <tr> <td>⑦ 連絡責任者</td> <td>等</td> </tr> <tr> <td>⑧ その他特記事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	市長の要請・実施事項	県の実施事項	① 要請理由	① 市外の処理施設の斡旋	② 場所及び期間	② 廃棄物運搬機材(市町又は廃棄物収集運搬許可業者等)の斡旋	③ 必要とする設備又は業務内容	③ 死亡獣畜処理場の斡旋	④ 廃棄物の種類及び必要処理量	(新設)④ 災害廃棄物処理対策組織の	⑤ 物資・資機材等の品名及び数量	設置、情報の収集、関係団体等への	⑥ 必要とする人員	協力要請、処理方法の市町への周知	⑦ 連絡責任者	等	⑧ その他特記事項	
市長の要請事項	県の実施事項																															
① 処理対象物名及び数量	① 市外の ^{じんかい} 塵芥及びし尿の処理場の斡旋																															
② 処理対象戸数	② 廃棄物運搬機材(市町又は廃棄物収集運搬許可業者等)の斡旋																															
③ 市の処理施設の使用可否	③ 死亡獣畜処理場の斡旋																															
④ 実施期間																																
⑤ その他必要事項																																
市長の要請・実施事項	県の実施事項																															
① 要請理由	① 市外の処理施設の斡旋																															
② 場所及び期間	② 廃棄物運搬機材(市町又は廃棄物収集運搬許可業者等)の斡旋																															
③ 必要とする設備又は業務内容	③ 死亡獣畜処理場の斡旋																															
④ 廃棄物の種類及び必要処理量	(新設)④ 災害廃棄物処理対策組織の																															
⑤ 物資・資機材等の品名及び数量	設置、情報の収集、関係団体等への																															
⑥ 必要とする人員	協力要請、処理方法の市町への周知																															
⑦ 連絡責任者	等																															
⑧ その他特記事項																																

浜松市地域防災計画 新旧対照表

66	風水害	2	<p>第18節 輸送計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法</p> <p>○ 輸送は市有車両を活用して行う。なお、車両の管理は、市災害対策本部において集中管理する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">《輸送機関一覧表》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名 称</th> <th style="width: 33%;">所 在 地</th> <th style="width: 33%;">電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市タクシー協会</td> <td>中区神田町 1389</td> <td>441-1637</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">電 話 番 号</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 漁船への協力要請は、市災害対策本部が次表の関係漁業協同組合に行う。</p> <p style="text-align: center;">《漁業協同組合所属船一覧表》 (平成27年11月30日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">所 在 地</th> <th rowspan="2">電 話</th> <th colspan="2">所属漁船</th> </tr> <tr> <th>動力船</th> <th>無動力船</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜名漁協本所</td> <td>西区舞阪町舞阪 2119-19</td> <td>592-2911</td> <td style="text-align: center;">605</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>同 白洲支所</td> <td>西区白洲町 3864</td> <td>487-0041</td> <td style="text-align: center;">63</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>同 村櫛支所</td> <td>西区村櫛町 4260-8</td> <td>489-2820</td> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>同 天竜支部</td> <td>南区大柳町 795-2</td> <td>425-6768</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>同 雄踏支所</td> <td>西区雄踏町宇布見 9985-3</td> <td>592-1063</td> <td style="text-align: center;">104</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>同 気賀支所</td> <td>北区細江町気賀 11089-1</td> <td>522-0054</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	電 話 番 号	浜松市タクシー協会	中区神田町 1389	441-1637	(略)	(略)	(略)	名 称	所 在 地	電 話 番 号	(略)	(略)	(略)	名 称	所 在 地	電 話	所属漁船		動力船	無動力船	浜名漁協本所	西区舞阪町舞阪 2119-19	592-2911	605	2	同 白洲支所	西区白洲町 3864	487-0041	63	2	同 村櫛支所	西区村櫛町 4260-8	489-2820	62	0	同 天竜支部	南区大柳町 795-2	425-6768	28	0	同 雄踏支所	西区雄踏町宇布見 9985-3	592-1063	104	0	同 気賀支所	北区細江町気賀 11089-1	522-0054	46	0	<p>第18節 輸送計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法</p> <p>○ 輸送は公用車両を活用して行う。なお、車両の管理は、市災害対策本部において集中管理する。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">《輸送機関一覧表》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名 称</th> <th style="width: 33%;">所 在 地</th> <th style="width: 33%;">電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市タクシー協会</td> <td>中区上島 1-11-15</td> <td>472-5181</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">電 話 番 号</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 漁船への協力要請は、市災害対策本部が次表の関係漁業協同組合に行う。</p> <p style="text-align: center;">《漁業協同組合所属船一覧表》 (平成28年10月31日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">所 在 地</th> <th rowspan="2">電 話</th> <th colspan="2">所属漁船</th> </tr> <tr> <th>動力船</th> <th>無動力船</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜名漁協本所</td> <td>西区舞阪町舞阪 2119-19</td> <td>592-2911</td> <td style="text-align: center;">563</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>同 白洲支所</td> <td>西区白洲町 3864</td> <td>487-3995</td> <td style="text-align: center;">63</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>同 村櫛支所</td> <td>西区村櫛町 4260-8</td> <td>489-2820</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>同 天竜支部</td> <td>南区大柳町 795-2</td> <td>425-6768</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>同 雄踏支所</td> <td>西区雄踏町宇布見 9985-3</td> <td>592-1063</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>同 気賀支所</td> <td>北区細江町気賀 11089-1</td> <td>522-0054</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	電 話 番 号	浜松市タクシー協会	中区上島 1-11-15	472-5181	(略)	(略)	(略)	名 称	所 在 地	電 話 番 号	(略)	(略)	(略)	名 称	所 在 地	電 話	所属漁船		動力船	無動力船	浜名漁協本所	西区舞阪町舞阪 2119-19	592-2911	563	3	同 白洲支所	西区白洲町 3864	487-3995	63	2	同 村櫛支所	西区村櫛町 4260-8	489-2820	60	0	同 天竜支部	南区大柳町 795-2	425-6768	28	0	同 雄踏支所	西区雄踏町宇布見 9985-3	592-1063	105	0	同 気賀支所	北区細江町気賀 11089-1	522-0054	46	0
			名 称	所 在 地	電 話 番 号																																																																																																							
浜松市タクシー協会	中区神田町 1389	441-1637																																																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																																																										
名 称	所 在 地	電 話 番 号																																																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																																																										
名 称	所 在 地	電 話	所属漁船																																																																																																									
			動力船	無動力船																																																																																																								
浜名漁協本所	西区舞阪町舞阪 2119-19	592-2911	605	2																																																																																																								
同 白洲支所	西区白洲町 3864	487-0041	63	2																																																																																																								
同 村櫛支所	西区村櫛町 4260-8	489-2820	62	0																																																																																																								
同 天竜支部	南区大柳町 795-2	425-6768	28	0																																																																																																								
同 雄踏支所	西区雄踏町宇布見 9985-3	592-1063	104	0																																																																																																								
同 気賀支所	北区細江町気賀 11089-1	522-0054	46	0																																																																																																								
名 称	所 在 地	電 話 番 号																																																																																																										
浜松市タクシー協会	中区上島 1-11-15	472-5181																																																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																																																										
名 称	所 在 地	電 話 番 号																																																																																																										
(略)	(略)	(略)																																																																																																										
名 称	所 在 地	電 話	所属漁船																																																																																																									
			動力船	無動力船																																																																																																								
浜名漁協本所	西区舞阪町舞阪 2119-19	592-2911	563	3																																																																																																								
同 白洲支所	西区白洲町 3864	487-3995	63	2																																																																																																								
同 村櫛支所	西区村櫛町 4260-8	489-2820	60	0																																																																																																								
同 天竜支部	南区大柳町 795-2	425-6768	28	0																																																																																																								
同 雄踏支所	西区雄踏町宇布見 9985-3	592-1063	105	0																																																																																																								
同 気賀支所	北区細江町気賀 11089-1	522-0054	46	0																																																																																																								

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			天竜川漁協	天竜区米沢 273-1	926-0813	2	0		天竜川漁協	天竜区米沢 273-1	926-0813	2	0																				
69	風水害	2	(略) 第 20 節 交通応急対策計画 (略) 3 ヘリポートの設置 (略) ○ ヘリポートに使用した用地等の損失補償については、 <u>公共用地の場合は、無償とし、民間用地の場合は、その都度関係者と協議のうえ負担額を定める。</u>					(略) 第 20 節 交通応急対策計画 (略) 3 ヘリポートの設置 (略) ○ ヘリポートに使用した用地等の損失補償については、 <u>その都度関係者と協議のうえ負担額を定める。</u>																									
70	風水害	2	(略) 第 21 節 社会福祉計画 (略) 1 実施方法 <table border="1" data-bbox="324 746 1207 1378"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>実施機関／協力機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>義援金品の募集・配分</td> <td>市・県／日本赤十字社 静岡県支部、県共同募 金会、教育委員会、市 社会福祉協議会、報道 機関、その他関係機関</td> <td> (略) ・ <u>義援品の受入</u> <u>被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表する等、受入れの調整に努める。</u> (略) ・ <u>義援品の配分に当たっては、性別・年齢等を考慮して配分するとともに、配布基準、配布者名簿等を作成し配分する。</u> ・ <u>物品を配分するための配車については第 18 節輸送計画による。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					事業	実施機関／協力機関	内容	義援金品の募集・配分	市・県／日本赤十字社 静岡県支部、県共同募 金会、教育委員会、市 社会福祉協議会、報道 機関、その他関係機関	(略) ・ <u>義援品の受入</u> <u>被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表する等、受入れの調整に努める。</u> (略) ・ <u>義援品の配分に当たっては、性別・年齢等を考慮して配分するとともに、配布基準、配布者名簿等を作成し配分する。</u> ・ <u>物品を配分するための配車については第 18 節輸送計画による。</u>	(略)	(略)	(略)	(略) 第 21 節 社会福祉計画 (略) 1 実施方法 <table border="1" data-bbox="1265 746 2148 1378"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>実施機関／協力機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>義援金の募集・配分</td> <td>市・県／日本赤十字社 静岡県支部、県共同募 金会、教育委員会、市 社会福祉協議会、報道 機関、その他関係機関</td> <td> (略) ・ <u>(削除)</u> (略) ・ <u>(削除)</u> ・ <u>(削除)</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災者(自</td> <td>財団法人都道府県会館</td> <td>・ 支給対象</td> </tr> </tbody> </table>					事業	実施機関／協力機関	内容	義援金の募集・配分	市・県／日本赤十字社 静岡県支部、県共同募 金会、教育委員会、市 社会福祉協議会、報道 機関、その他関係機関	(略) ・ <u>(削除)</u> (略) ・ <u>(削除)</u> ・ <u>(削除)</u>	(略)	(略)	(略)	被災者(自	財団法人都道府県会館	・ 支給対象
事業	実施機関／協力機関	内容																															
義援金品の募集・配分	市・県／日本赤十字社 静岡県支部、県共同募 金会、教育委員会、市 社会福祉協議会、報道 機関、その他関係機関	(略) ・ <u>義援品の受入</u> <u>被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表する等、受入れの調整に努める。</u> (略) ・ <u>義援品の配分に当たっては、性別・年齢等を考慮して配分するとともに、配布基準、配布者名簿等を作成し配分する。</u> ・ <u>物品を配分するための配車については第 18 節輸送計画による。</u>																															
(略)	(略)	(略)																															
事業	実施機関／協力機関	内容																															
義援金の募集・配分	市・県／日本赤十字社 静岡県支部、県共同募 金会、教育委員会、市 社会福祉協議会、報道 機関、その他関係機関	(略) ・ <u>(削除)</u> (略) ・ <u>(削除)</u> ・ <u>(削除)</u>																															
(略)	(略)	(略)																															
被災者(自	財団法人都道府県会館	・ 支給対象																															

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		被災者（自立）再建支援金の支給	財団法人道府県会館（県単制度は県）／市	・支給対象 被災者生活再建支援法 § 2 に定める被災世帯 ・支給額 被災者生活再建支援法 § 3 に定める額	立）再建支援金の支給	（県単制度は県）／市	被災者生活再建支援法第2条に定める被災世帯 ・支給額 被災者生活再建支援法第3条に定める額												
72	風水害	2	第22節 水防計画 ○ 水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、河川、湖沼、海岸の洪水、津波及び高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための必要な情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資材の整備運用等について定める。 (略)		第22節 水防計画 ○ 水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、河川、湖沼、海岸の洪水、 <u>内水</u> 、津波及び高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための必要な情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資材の整備運用等について定める。 (略)														
73	風水害	2	第23節 消防計画 (略) 4 消防相互応援協定以外の協定等		第23節 消防計画 (略) 4 消防相互応援協定以外の協定等														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県防災ヘリコプター応援協定</td> <td>静岡県</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		協定名	協定先	静岡県防災ヘリコプター応援協定	静岡県	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		協定名	協定先	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(略)	(略)		
協定名	協定先																		
静岡県防災ヘリコプター応援協定	静岡県																		
(略)	(略)																		
協定名	協定先																		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																		
(略)	(略)																		
79	風水害	2	第29節 災害時避難行動要支援者の避難支援		第29節 下水道災害応急対策計画 (新設) ○ <u>下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じるものとする。</u>														
					第30節 災害時避難行動要支援者の避難支援														

浜松市地域防災計画 新旧対照表

82	風水害	<p>(略)</p> <p>2 情報伝達体制の整備</p> <p>(1)避難行動要支援者への情報伝達</p> <p>○ 市は、災害情報共有システム（Lアラート）や防災行政無線、ファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。</p> <p>(2)避難支援者・機関への情報伝達</p> <p>○ 市は、様々な情報伝達手段や地域の情報連絡網を使って地域住民に情報を伝え、避難支援者へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。</p> <p>第3節 被災者の生活再建支援</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者の養護</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="387 826 1052 976"> <thead> <tr> <th>実施区分</th> <th>実施項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県への報告</td> <td>死亡者数／負傷者数／全壊、半壊住宅数等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施区分	実施項目	県への報告	死亡者数／負傷者数／全壊、半壊住宅数等	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>2 情報伝達体制の整備</p> <p>(1)避難行動要支援者への情報伝達</p> <p>○ 市は、災害情報共有システム（Lアラート）や防災行政無線、ファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ避難準備・高齢者等避難開始等の防災情報を提供する。</p> <p>(2)避難支援者・機関への情報伝達</p> <p>○ 市は、様々な情報伝達手段や地域の情報連絡網を使って地域住民に情報を伝え、避難支援者へ避難準備・高齢者等避難開始等の防災情報を伝達する。</p> <p>第3節 被災者の生活再建支援</p> <p>(略)</p> <p>2 被災者の養護</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1328 826 1993 1024"> <thead> <tr> <th>実施区分</th> <th>実施項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県への報告</td> <td>死亡者数／負傷者数／全壊、大規模半壊、半壊住宅数等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施区分	実施項目	県への報告	死亡者数／負傷者数／全壊、大規模半壊、半壊住宅数等	(略)	(略)
実施区分	実施項目														
県への報告	死亡者数／負傷者数／全壊、半壊住宅数等														
(略)	(略)														
実施区分	実施項目														
県への報告	死亡者数／負傷者数／全壊、大規模半壊、半壊住宅数等														
(略)	(略)														
85	地震	<p>(略)</p> <p>第1節 予想される災害</p> <p>(略)</p> <p>2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波の被害想定の結果<<対象/浜松市域>></p> <p>(1)概説</p> <p>○ この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震が発生した場合を想定して行ったものである。</p>	<p>(略)</p> <p>第1節 予想される災害</p> <p>(略)</p> <p>2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波の被害想定の結果<<対象/浜松市域>></p> <p>(1)概説</p> <p>○ この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。</p>												

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		(略)					(略)																																																																																																																																																																																																														
		(2) 建物等被害に係る想定結果【対象/浜松市域】(単位:棟)					(2) 建物等被害に係る想定結果【対象/浜松市域】(単位:棟)																																																																																																																																																																																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th rowspan="2">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震動</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 42,400</td> <td>約 42,400</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 36,900</td> <td>約 36,800</td> <td>約 34,900</td> <td>約 37,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液状化</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 210</td> <td>約 210</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td colspan="3">約 740</td> <td>約 740</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人工造成地</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 3,430</td> <td>約 3,430</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td colspan="3">約 10,600</td> <td>約 10,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td colspan="3">約 70</td> <td>約 70</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山崖・崩れ</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 230</td> <td>約 230</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td colspan="3">約 580</td> <td>約 580</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物棟数</td> <td colspan="4">276,532</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>焼失</td> <td>約 3,690</td> <td>約 5,010</td> <td>約 13,250</td> <td>約 390</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物</td> <td>全壊及び焼失</td> <td>約 49,960</td> <td>約 51,280</td> <td>約 59,520</td> <td>約 46,660</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 48,890</td> <td>約 48,790</td> <td>約 46,890</td> <td>約 49,290</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被害総数</td> <td>全壊及び焼失</td> <td>約 18%</td> <td>約 19%</td> <td>約 22%</td> <td>約 17%</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 18%</td> <td>約 18%</td> <td>約 17%</td> <td>約 18%</td> </tr> </tbody> </table>					項目	被害区分	予知なし			予知あり	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	地震動	全壊	約 42,400			約 42,400	半壊	約 36,900	約 36,800	約 34,900	約 37,300	液状化	全壊	約 210			約 210	半壊	約 740			約 740	人工造成地	全壊	約 3,430			約 3,430	半壊	約 10,600			約 10,600	津波	全壊	—			—	半壊	約 70			約 70	山崖・崩れ	全壊	約 230			約 230	半壊	約 580			約 580	建物棟数		276,532				火災	焼失	約 3,690	約 5,010	約 13,250	約 390	建物	全壊及び焼失	約 49,960	約 51,280	約 59,520	約 46,660	半壊	約 48,890	約 48,790	約 46,890	約 49,290	被害総数	全壊及び焼失	約 18%	約 19%	約 22%	約 17%	半壊	約 18%	約 18%	約 17%	約 18%	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建物棟数</th> <th colspan="4">276,532</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th rowspan="2">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震動</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 42,400</td> <td>約 42,400</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 36,900</td> <td>約 36,800</td> <td>約 34,900</td> <td>約 37,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液状化</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 210</td> <td>約 210</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td colspan="3">約 740</td> <td>約 740</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人工造成地</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 3,430</td> <td>約 3,430</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td colspan="3">約 10,600</td> <td>約 10,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td colspan="3">約 70</td> <td>約 70</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山崖・崩れ</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 230</td> <td>約 230</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td colspan="3">約 580</td> <td>約 580</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(上部へ移動)</td> <td colspan="4">(上部へ移動)</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>焼失</td> <td>約 3,690</td> <td>約 5,010</td> <td>約 13,250</td> <td>約 390</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物</td> <td>全壊及び焼失</td> <td>約 49,960</td> <td>約 51,280</td> <td>約 59,520</td> <td>約 46,660</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 48,890</td> <td>約 48,790</td> <td>約 46,890</td> <td>約 49,290</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被害総数</td> <td>全壊及び焼失</td> <td>約 18%</td> <td>約 19%</td> <td>約 22%</td> <td>約 17%</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 18%</td> <td>約 18%</td> <td>約 17%</td> <td>約 18%</td> </tr> </tbody> </table>					建物棟数		276,532				項目	被害区分	予知なし			予知あり	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	地震動	全壊	約 42,400			約 42,400	半壊	約 36,900	約 36,800	約 34,900	約 37,300	液状化	全壊	約 210			約 210	半壊	約 740			約 740	人工造成地	全壊	約 3,430			約 3,430	半壊	約 10,600			約 10,600	津波	全壊	—			—	半壊	約 70			約 70	山崖・崩れ	全壊	約 230			約 230	半壊	約 580			約 580	(上部へ移動)		(上部へ移動)				火災	焼失	約 3,690	約 5,010	約 13,250	約 390	建物	全壊及び焼失	約 49,960	約 51,280	約 59,520	約 46,660	半壊	約 48,890	約 48,790	約 46,890	約 49,290	被害総数	全壊及び焼失	約 18%	約 19%	約 22%	約 17%	半壊	約 18%	約 18%	約 17%	約 18%
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																																
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																																	
地震動	全壊	約 42,400			約 42,400																																																																																																																																																																																																																
	半壊	約 36,900	約 36,800	約 34,900	約 37,300																																																																																																																																																																																																																
液状化	全壊	約 210			約 210																																																																																																																																																																																																																
	半壊	約 740			約 740																																																																																																																																																																																																																
人工造成地	全壊	約 3,430			約 3,430																																																																																																																																																																																																																
	半壊	約 10,600			約 10,600																																																																																																																																																																																																																
津波	全壊	—			—																																																																																																																																																																																																																
	半壊	約 70			約 70																																																																																																																																																																																																																
山崖・崩れ	全壊	約 230			約 230																																																																																																																																																																																																																
	半壊	約 580			約 580																																																																																																																																																																																																																
建物棟数		276,532																																																																																																																																																																																																																			
火災	焼失	約 3,690	約 5,010	約 13,250	約 390																																																																																																																																																																																																																
建物	全壊及び焼失	約 49,960	約 51,280	約 59,520	約 46,660																																																																																																																																																																																																																
	半壊	約 48,890	約 48,790	約 46,890	約 49,290																																																																																																																																																																																																																
被害総数	全壊及び焼失	約 18%	約 19%	約 22%	約 17%																																																																																																																																																																																																																
	半壊	約 18%	約 18%	約 17%	約 18%																																																																																																																																																																																																																
建物棟数		276,532																																																																																																																																																																																																																			
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																																
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																																	
地震動	全壊	約 42,400			約 42,400																																																																																																																																																																																																																
	半壊	約 36,900	約 36,800	約 34,900	約 37,300																																																																																																																																																																																																																
液状化	全壊	約 210			約 210																																																																																																																																																																																																																
	半壊	約 740			約 740																																																																																																																																																																																																																
人工造成地	全壊	約 3,430			約 3,430																																																																																																																																																																																																																
	半壊	約 10,600			約 10,600																																																																																																																																																																																																																
津波	全壊	—			—																																																																																																																																																																																																																
	半壊	約 70			約 70																																																																																																																																																																																																																
山崖・崩れ	全壊	約 230			約 230																																																																																																																																																																																																																
	半壊	約 580			約 580																																																																																																																																																																																																																
(上部へ移動)		(上部へ移動)																																																																																																																																																																																																																			
火災	焼失	約 3,690	約 5,010	約 13,250	約 390																																																																																																																																																																																																																
建物	全壊及び焼失	約 49,960	約 51,280	約 59,520	約 46,660																																																																																																																																																																																																																
	半壊	約 48,890	約 48,790	約 46,890	約 49,290																																																																																																																																																																																																																
被害総数	全壊及び焼失	約 18%	約 19%	約 22%	約 17%																																																																																																																																																																																																																
	半壊	約 18%	約 18%	約 17%	約 18%																																																																																																																																																																																																																
		3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果 《対象/浜松市域》					3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震津波の被害想定の結果 《対象/浜松市域》																																																																																																																																																																																																														
		(略)					(略)																																																																																																																																																																																																														
		(2) 建物等被害に係る想定結果					(2) 建物等被害に係る想定結果																																																																																																																																																																																																														

浜松市地域防災計画 新旧対照表

≪地震動：基本ケース、津波ケース①≫【対象/浜松市域】（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約 42,400	約 42,40	約 42,400	約 42,400
	半壊	約 36,200	約 36,100	約 34,300	約 36,500
液状化	全壊	約 210	約 210	約 210	約 210
	半壊	約 740	約 740	約 740	約 740
人工造成地	全壊	約 3,430	約 3,430	約 3,430	約 3,430
	半壊	約 10,600	約 10,600	約 10,600	約 10,600
津波	全壊	約 2,640	約 2,640	約 2,640	約 2,640
	半壊	約 6,150	約 6,150	約 5,650	約 6,250
山崖・崩れ	全壊	約 230	約 230	約 230	約 230
	半壊	約 580	約 580	約 580	約 580
火災	焼失	約 3,060	約 4,810	約 12,950	約 380
建物棟数		276,532			
建物	全壊及び焼失	約 33,600	約 53,700	約 61,600	約 49,200
被害総数	半壊	約 54,400	約 54,300	約 52,100	約 54,900
建物	全壊及び焼失	12%	19%	22%	18%
被害率	半壊	20%	20%	19%	20%

≪地震動：陸側ケース、津波ケース①≫【対象/浜松市域】（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約 105,000	約 105,000	約 105,000	約 105,000

≪地震動：基本ケース、津波ケース①≫【対象/浜松市域】（単位：棟）

建物棟数		276,532			
項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約 42,400	約 42,40	約 42,400	約 42,400
	半壊	約 36,200	約 36,100	約 34,300	約 36,500
液状化	全壊	約 210	約 210	約 210	約 210
	半壊	約 740	約 740	約 740	約 740
人工造成地	全壊	約 3,430	約 3,430	約 3,430	約 3,430
	半壊	約 10,600	約 10,600	約 10,600	約 10,600
津波	全壊	約 2,640	約 2,640	約 2,640	約 2,640
	半壊	約 6,150	約 6,150	約 5,650	約 6,250
山崖・崩れ	全壊	約 230	約 230	約 230	約 230
	半壊	約 580	約 580	約 580	約 580
火災	焼失	約 3,060	約 4,810	約 12,950	約 380
<u>(上部へ移動)</u>		<u>(上部へ移動)</u>			
建物	全壊及び焼失	約 33,600	約 53,700	約 61,600	約 49,200
被害総数	半壊	約 54,400	約 54,300	約 52,100	約 54,900
建物	全壊及び焼失	12%	19%	22%	18%
被害率	半壊	20%	20%	19%	20%

≪地震動：陸側ケース、津波ケース①≫【対象/浜松市域】（単位：棟）

建物棟数		276,532			
項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約 105,000	約 105,000	約 105,000	約 105,000

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			半壊	約 39,200	約 38,800	約 36,500	約 40,200		地震動	全壊	約 105,000	約 105,000	約 105,000	約 105,000
		液状化	全壊	約 210	約 210	約 210	約 210			半壊	約 39,200	約 38,800	約 36,500	約 40,200
			半壊	約 590	約 590	約 580	約 540		液状化	全壊	約 210	約 210	約 210	約 210
		人工造成地	全壊	約 8,010	約 8,010	約 8,010	約 8,010			半壊	約 590	約 590	約 580	約 540
			半壊	約 24,330	約 24,330	約 24,330	約 24,300		人工造成地	全壊	約 8,010	約 8,010	約 8,010	約 8,010
		津波	全壊	約 2,040	約 2,040	約 2,040	約 2,040			半壊	約 24,330	約 24,330	約 24,330	約 24,300
			半壊	約 4,530	約 4,430	約 4,230	約 4,730		津波	全壊	約 2,040	約 2,040	約 2,040	約 2,040
		山崖・崩れ	全壊	約 500	約 500	約 500	約 500			半壊	約 4,530	約 4,430	約 4,230	約 4,730
			半壊	約 1,210	約 1,210	約 1,210	約 410		山崖・崩れ	全壊	約 500	約 500	約 500	約 500
		火災	焼失	約 7,580	約 9,300	約 18,100	約 1,830			半壊	約 1,210	約 1,210	約 1,210	約 410
		建物棟数	276,532						火災	焼失	約 7,580	約 9,300	約 18,100	約 1,830
		建物	全壊及び焼失	約 123,400	約 124,500	約 134,600	約 119,400		_(上部へ移動)_		_(上部へ移動)_			
		被害総数	半壊	約 69,500	約 69,400	約 66,500	約 71,800		建物	全壊及び焼失	約 123,400	約 124,500	約 134,600	約 119,400
		建物	全壊及び焼失	45%	45%	49%	43%		被害総数	半壊	約 69,500	約 69,400	約 66,500	約 71,800
		被害率	半壊	25%	25%	24%	26%		建物	全壊及び焼失	45%	45%	49%	43%
									被害率	半壊	25%	25%	24%	26%
		≪地震動：東側ケース、津波ケース①≫ 【対象/浜松市域】(単位：棟)							≪地震動：東側ケース、津波ケース①≫ 【対象/浜松市域】(単位：棟)					
		項目	被害区分	予知なし			予知あり		建物棟数	276,532				
				冬・深夜	夏・昼	冬・夕			項目	被害区分	予知なし			予知あり
		地震動	全壊	約 47,900	約 47,900	約 47,900	約 47,900		地震動	全壊	約 47,900	約 47,900	約 47,900	
			半壊	約 38,900	約 38,800	約 36,500	約 39,100			半壊	約 38,900	約 38,800	約 36,500	約 39,100
		液状化	全壊	約 210	約 210	約 210	約 210		液状化	全壊	約 210	約 210	約 210	約 210
			半壊	約 730	約 730	約 630	約 730			半壊	約 730	約 730	約 630	約 730
		人工造成地	全壊	約 3,720	約 2,220	約 3,720	約 3,720							

浜松市地域防災計画 新旧対照表

94	地震	1	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>半壊</td> <td>約 11, 270</td> <td>約 11, 270</td> <td>約 11, 270</td> <td>約 11, 270</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td> <td>全壊</td> <td>約 2, 440</td> <td>約 2, 440</td> <td>約 2, 440</td> <td>約 2, 440</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 6, 040</td> <td>約 5, 940</td> <td>約 5, 640</td> <td>約 6, 240</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山崖・崩れ</td> <td>全壊</td> <td>約 350</td> <td>約 350</td> <td>約 350</td> <td>約 350</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 700</td> <td>約 700</td> <td>約 700</td> <td>約 700</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>焼失</td> <td>約 4, 320</td> <td>約 5, 730</td> <td>約 14, 480</td> <td>約 720</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物棟数</td> <td colspan="4">276, 532</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物</td> <td>全壊及び焼失</td> <td>約 59, 400</td> <td>約 60, 900</td> <td>約 68, 300</td> <td>約 55, 600</td> </tr> <tr> <td>被害総数</td> <td>半壊</td> <td>約 57, 000</td> <td>約 56, 800</td> <td>約 54, 500</td> <td>約 58, 200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物</td> <td>全壊及び焼失</td> <td>20%</td> <td>22%</td> <td>25%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>被害率</td> <td>半壊</td> <td>21%</td> <td>21%</td> <td>20%</td> <td>21%</td> </tr> </table>		半壊	約 11, 270	約 11, 270	約 11, 270	約 11, 270	津波	全壊	約 2, 440	約 2, 440	約 2, 440	約 2, 440	半壊	約 6, 040	約 5, 940	約 5, 640	約 6, 240	山崖・崩れ	全壊	約 350	約 350	約 350	約 350	半壊	約 700	約 700	約 700	約 700	火災	焼失	約 4, 320	約 5, 730	約 14, 480	約 720	建物棟数		276, 532				建物	全壊及び焼失	約 59, 400	約 60, 900	約 68, 300	約 55, 600	被害総数	半壊	約 57, 000	約 56, 800	約 54, 500	約 58, 200	建物	全壊及び焼失	20%	22%	25%	20%	被害率	半壊	21%	21%	20%	21%	<table border="1"> <tr> <td>人工造成地</td> <td>全壊</td> <td>約 3, 720</td> <td>約 2, 220</td> <td>約 3, 720</td> <td>約 3, 720</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半壊</td> <td>約 11, 270</td> <td>約 11, 270</td> <td>約 11, 270</td> <td>約 11, 270</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td> <td>全壊</td> <td>約 2, 440</td> <td>約 2, 440</td> <td>約 2, 440</td> <td>約 2, 440</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 6, 040</td> <td>約 5, 940</td> <td>約 5, 640</td> <td>約 6, 240</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山崖・崩れ</td> <td>全壊</td> <td>約 350</td> <td>約 350</td> <td>約 350</td> <td>約 350</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 700</td> <td>約 700</td> <td>約 700</td> <td>約 700</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>焼失</td> <td>約 4, 320</td> <td>約 5, 730</td> <td>約 14, 480</td> <td>約 720</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>(上部へ移動)</u></td> <td colspan="4"><u>(上部へ移動)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物</td> <td>全壊及び焼失</td> <td>約 59, 400</td> <td>約 60, 900</td> <td>約 68, 300</td> <td>約 55, 600</td> </tr> <tr> <td>被害総数</td> <td>半壊</td> <td>約 57, 000</td> <td>約 56, 800</td> <td>約 54, 500</td> <td>約 58, 200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物</td> <td>全壊及び焼失</td> <td>20%</td> <td>22%</td> <td>25%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>被害率</td> <td>半壊</td> <td>21%</td> <td>21%</td> <td>20%</td> <td>21%</td> </tr> </table>	人工造成地	全壊	約 3, 720	約 2, 220	約 3, 720	約 3, 720		半壊	約 11, 270	約 11, 270	約 11, 270	約 11, 270	津波	全壊	約 2, 440	約 2, 440	約 2, 440	約 2, 440	半壊	約 6, 040	約 5, 940	約 5, 640	約 6, 240	山崖・崩れ	全壊	約 350	約 350	約 350	約 350	半壊	約 700	約 700	約 700	約 700	火災	焼失	約 4, 320	約 5, 730	約 14, 480	約 720	<u>(上部へ移動)</u>		<u>(上部へ移動)</u>				建物	全壊及び焼失	約 59, 400	約 60, 900	約 68, 300	約 55, 600	被害総数	半壊	約 57, 000	約 56, 800	約 54, 500	約 58, 200	建物	全壊及び焼失	20%	22%	25%	20%	被害率	半壊	21%	21%	20%	21%
				半壊	約 11, 270	約 11, 270	約 11, 270	約 11, 270																																																																																																																																		
			津波	全壊	約 2, 440	約 2, 440	約 2, 440	約 2, 440																																																																																																																																		
				半壊	約 6, 040	約 5, 940	約 5, 640	約 6, 240																																																																																																																																		
			山崖・崩れ	全壊	約 350	約 350	約 350	約 350																																																																																																																																		
				半壊	約 700	約 700	約 700	約 700																																																																																																																																		
			火災	焼失	約 4, 320	約 5, 730	約 14, 480	約 720																																																																																																																																		
			建物棟数		276, 532																																																																																																																																					
			建物	全壊及び焼失	約 59, 400	約 60, 900	約 68, 300	約 55, 600																																																																																																																																		
				被害総数	半壊	約 57, 000	約 56, 800	約 54, 500	約 58, 200																																																																																																																																	
			建物	全壊及び焼失	20%	22%	25%	20%																																																																																																																																		
				被害率	半壊	21%	21%	20%	21%																																																																																																																																	
			人工造成地	全壊	約 3, 720	約 2, 220	約 3, 720	約 3, 720																																																																																																																																		
				半壊	約 11, 270	約 11, 270	約 11, 270	約 11, 270																																																																																																																																		
			津波	全壊	約 2, 440	約 2, 440	約 2, 440	約 2, 440																																																																																																																																		
半壊	約 6, 040	約 5, 940		約 5, 640	約 6, 240																																																																																																																																					
山崖・崩れ	全壊	約 350	約 350	約 350	約 350																																																																																																																																					
	半壊	約 700	約 700	約 700	約 700																																																																																																																																					
火災	焼失	約 4, 320	約 5, 730	約 14, 480	約 720																																																																																																																																					
<u>(上部へ移動)</u>		<u>(上部へ移動)</u>																																																																																																																																								
建物	全壊及び焼失	約 59, 400	約 60, 900	約 68, 300	約 55, 600																																																																																																																																					
	被害総数	半壊	約 57, 000	約 56, 800	約 54, 500	約 58, 200																																																																																																																																				
建物	全壊及び焼失	20%	22%	25%	20%																																																																																																																																					
	被害率	半壊	21%	21%	20%	21%																																																																																																																																				
(略)			(略)																																																																																																																																							
5 津波の区分			5 津波の区分																																																																																																																																							
(略)			(略)																																																																																																																																							
○ 近地津波は、日本の沿岸から 600km 以内で起こった地震による津波をいい、東海地震等による津波も近地津波に属し、地震発生後 5 分程度で津波が来襲すると推定されている。			○ 近地津波は、日本近海で発生した地震による津波をいい、東海地震等による津波も近地津波に属し、地震発生後 5 分程度で津波が来襲すると推定されている。																																																																																																																																							
○ 遠地津波は、日本の沿岸から 600km より遠い地域で発生した地震による津波をいい、チリ地震など太平洋岸地域で発生した地震に伴う津波は遠地津波に属す。			○ 遠地津波は、海外で発生した地震による津波をいい、チリ地震など太平洋岸地域で発生した地震に伴う津波は遠地津波に属す。																																																																																																																																							
第 2 節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱			第 2 節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱																																																																																																																																							
(略)			(略)																																																																																																																																							
4 指定公共機関			4 指定公共機関																																																																																																																																							
(略)		(略)	(略)		(略)																																																																																																																																					
KDDI (株)		① 地震予知情報等の伝達	KDDI (株)		① 地震予知情報等の伝達																																																																																																																																					
ソフトバンクモ		② 重要な通信を確保するために必要な措置の実施																																																																																																																																								

浜松市地域防災計画 新旧対照表

105	地震	2	<table border="1"> <tr> <td>バイル(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	バイル(株)		(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>ソフトバンク(株)</td> <td>② 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	ソフトバンク(株)	② 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	(略)	(略)					
			バイル(株)														
(略)	(略)																
ソフトバンク(株)	② 重要な通信を確保するために必要な措置の実施																
(略)	(略)																
<p>第1節 防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <p>2 市民に対する防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各種団体への啓発</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市は、関係機関と協力し、各種団体を対象に、研修会・学習会等を開催し、地震防災に関する知識の普及及び啓発に努める。 研修に際しては、必要な資料の提供やビデオテープ・DVD等の貸出しを行い、それぞれの立場の市民が、地域の地震防災に寄与する意識を高めることができるよう支援する。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>相談窓口</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応じる。 総括的な事項及び特定の事項(建築)に関する相談窓口は次のとおり。 <p><総合相談窓口></p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課、協働センター、ふれあいセンター、消防局、消防署、消防出張所</p> <p><建築物等相談窓口></p> <p>本庁の建築担当課(建築行政課及び北部都市整備事務所)</p> </td> </tr> </table> <p>3 園児、児童及び生徒に対する教育</p> <p>○ 市及び市教育委員会は、公立の学校及び幼稚園(以下「学校等」という。)に対し、静岡県防</p>	(略)	(略)	各種団体への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市は、関係機関と協力し、各種団体を対象に、研修会・学習会等を開催し、地震防災に関する知識の普及及び啓発に努める。 研修に際しては、必要な資料の提供やビデオテープ・DVD等の貸出しを行い、それぞれの立場の市民が、地域の地震防災に寄与する意識を高めることができるよう支援する。 	(略)	(略)	相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応じる。 総括的な事項及び特定の事項(建築)に関する相談窓口は次のとおり。 <p><総合相談窓口></p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課、協働センター、ふれあいセンター、消防局、消防署、消防出張所</p> <p><建築物等相談窓口></p> <p>本庁の建築担当課(建築行政課及び北部都市整備事務所)</p>	<p>第1節 防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <p>2 市民に対する防災思想の普及</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各種団体への啓発</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市は、関係機関と協力し、各種団体を対象に、研修会・学習会等を開催し、地震防災に関する知識の普及及び啓発に努める。 研修に際しては、必要な資料の提供やDVD等の貸出しを行い、それぞれの立場の市民が、地域の地震防災に寄与する意識を高めることができるよう支援する。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>相談窓口</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応じる。 総括的な事項及び特定の事項(建築)に関する相談窓口は次のとおり。 <p><総合相談窓口></p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課、<u>第1種</u>協働センター、ふれあいセンター、消防局、消防署、消防出張所</p> <p><建築物等相談窓口></p> <p>本庁の建築担当課(建築行政課及び北部都市整備事務所)</p> </td> </tr> </table> <p>3 園児、児童及び生徒に対する教育</p> <p>○ 市及び市教育委員会は、公立の学校及び幼稚園(以下「学校等」という。)に対し、静岡県防</p>	(略)	(略)	各種団体への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市は、関係機関と協力し、各種団体を対象に、研修会・学習会等を開催し、地震防災に関する知識の普及及び啓発に努める。 研修に際しては、必要な資料の提供やDVD等の貸出しを行い、それぞれの立場の市民が、地域の地震防災に寄与する意識を高めることができるよう支援する。 	(略)	(略)	相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応じる。 総括的な事項及び特定の事項(建築)に関する相談窓口は次のとおり。 <p><総合相談窓口></p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課、<u>第1種</u>協働センター、ふれあいセンター、消防局、消防署、消防出張所</p> <p><建築物等相談窓口></p> <p>本庁の建築担当課(建築行政課及び北部都市整備事務所)</p>
(略)	(略)																
各種団体への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市は、関係機関と協力し、各種団体を対象に、研修会・学習会等を開催し、地震防災に関する知識の普及及び啓発に努める。 研修に際しては、必要な資料の提供やビデオテープ・DVD等の貸出しを行い、それぞれの立場の市民が、地域の地震防災に寄与する意識を高めることができるよう支援する。 																
(略)	(略)																
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応じる。 総括的な事項及び特定の事項(建築)に関する相談窓口は次のとおり。 <p><総合相談窓口></p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課、協働センター、ふれあいセンター、消防局、消防署、消防出張所</p> <p><建築物等相談窓口></p> <p>本庁の建築担当課(建築行政課及び北部都市整備事務所)</p>																
(略)	(略)																
各種団体への啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市は、関係機関と協力し、各種団体を対象に、研修会・学習会等を開催し、地震防災に関する知識の普及及び啓発に努める。 研修に際しては、必要な資料の提供やDVD等の貸出しを行い、それぞれの立場の市民が、地域の地震防災に寄与する意識を高めることができるよう支援する。 																
(略)	(略)																
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 市は、それぞれの部署において所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応じる。 総括的な事項及び特定の事項(建築)に関する相談窓口は次のとおり。 <p><総合相談窓口></p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課、<u>第1種</u>協働センター、ふれあいセンター、消防局、消防署、消防出張所</p> <p><建築物等相談窓口></p> <p>本庁の建築担当課(建築行政課及び北部都市整備事務所)</p>																

浜松市地域防災計画 新旧対照表

112	地震	2	<p>災教育基本方針、浜松市学校・幼稚園の防災対策基準により、園児、児童及び生徒(以下「生徒等」という。)に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、市は、県が私立学校及び私立幼稚園(以下「私立学校等」という。)に地震防災教育を実施する際に連携を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 住民の避難誘導體制</p> <p>1 避難勧告等発令の判断・実施基準/ 津波</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事前避難</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <災害対策準備室又は災害対策連絡室又は災害対策本部> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域に避難指示を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。 </td> </tr> </table>		(略)	(略)	(略)	事前避難	(略)	(略)	(略)	避難指示	(略)	(略)	<災害対策準備室又は災害対策連絡室又は災害対策本部> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域に避難指示を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。	<p>災教育基本方針、浜松市学校(園)防災対策基準により、園児、児童及び生徒(以下「生徒等」という。)に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、市は、県が私立学校及び私立幼稚園(以下「私立学校等」という。)に地震防災教育を実施する際に連携を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 住民の避難誘導體制</p> <p>1 避難勧告等発令の判断・実施基準/ 津波</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事前避難</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <災害対策準備室又は災害対策連絡室又は災害対策本部> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域に避難指示(緊急)を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。 </td> </tr> </table>		(略)	(略)	(略)	事前避難	(略)	(略)	(略)	避難指示(緊急)	(略)	(略)	<災害対策準備室又は災害対策連絡室又は災害対策本部> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域に避難指示(緊急)を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。
				(略)	(略)	(略)																						
事前避難	(略)	(略)	(略)																									
避難指示	(略)	(略)	<災害対策準備室又は災害対策連絡室又は災害対策本部> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域に避難指示を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。																									
	(略)	(略)	(略)																									
事前避難	(略)	(略)	(略)																									
避難指示(緊急)	(略)	(略)	<災害対策準備室又は災害対策連絡室又は災害対策本部> ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域に避難指示(緊急)を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。																									
112	地震	2	<p>第4節 地震防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>○ 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。</p> <table border="1"> <tr> <td>総合防災訓練</td> <td> ・訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練や静岡県警戒本部西部方面本部等と連携して実施する。 ・訓練内容は、東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行 </td> </tr> </table>	総合防災訓練	・訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練や静岡県警戒本部西部方面本部等と連携して実施する。 ・訓練内容は、東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行	<p>第4節 地震防災訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>○ 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。</p> <table border="1"> <tr> <td>総合防災訓練</td> <td> ・訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練や静岡県警戒本部西部方面本部等と連携して実施する。 ・訓練内容は、東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行 </td> </tr> </table>	総合防災訓練	・訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練や静岡県警戒本部西部方面本部等と連携して実施する。 ・訓練内容は、東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行																				
総合防災訓練	・訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練や静岡県警戒本部西部方面本部等と連携して実施する。 ・訓練内容は、東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行																											
総合防災訓練	・訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練や静岡県警戒本部西部方面本部等と連携して実施する。 ・訓練内容は、東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、地震発生を経て応急復旧に至る防災対策に係わる職員の動員をはじめ、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行																											

浜松市地域防災計画 新旧対照表

115	地震	2	<p>動対応に重点を置いて実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の動員 ・ 東海地震に関連する情報、警戒宣言その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ・ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の広報 ・ <u>東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画による受援活動</u> <p>(略)</p>	<p>動対応に重点を置いて実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の動員 ・ 東海地震に関連する情報、警戒宣言その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ・ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の広報 ・ <u>南海トラフ地震における静岡県広域受援計画による受援活動</u> <p>(略)</p>								
			(略)	(略)								
<p>第5節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>9 危険予想地域における災害の予防</p> <p>○ 市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努める。</p>			<p>第5節 地震災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>9 危険予想地域における災害の予防</p> <p>○ 市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努める。</p>									
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害予防措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地区の実情に応じ、<u>広域避難場所、緊急避難場所、幹線避難路及び津波緊急避難場所を設定し、避難に関する留意事項等を住民に周知する。</u> ・ 避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。 <p><u><広域避難場所></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大学、高校、公園、緑地、広場等のオープンスペースを利用し、地震後発生する延焼火災から生命の安全を確保するため、周辺地</u> </td> </tr> </table>			(略)	(略)	災害予防措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地区の実情に応じ、<u>広域避難場所、緊急避難場所、幹線避難路及び津波緊急避難場所を設定し、避難に関する留意事項等を住民に周知する。</u> ・ 避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。 <p><u><広域避難場所></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大学、高校、公園、緑地、広場等のオープンスペースを利用し、地震後発生する延焼火災から生命の安全を確保するため、周辺地</u> 	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害予防措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地区の実情に応じ、<u>緊急避難場所、幹線避難路及び津波緊急避難場所を設定し、避難に関する留意事項等を住民に周知する。</u> ・ 避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。 </td> </tr> </table>		(略)	(略)	災害予防措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地区の実情に応じ、<u>緊急避難場所、幹線避難路及び津波緊急避難場所を設定し、避難に関する留意事項等を住民に周知する。</u> ・ 避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。
(略)	(略)											
災害予防措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地区の実情に応じ、<u>広域避難場所、緊急避難場所、幹線避難路及び津波緊急避難場所を設定し、避難に関する留意事項等を住民に周知する。</u> ・ 避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。 <p><u><広域避難場所></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大学、高校、公園、緑地、広場等のオープンスペースを利用し、地震後発生する延焼火災から生命の安全を確保するため、周辺地</u> 											
(略)	(略)											
災害予防措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地区の実情に応じ、<u>緊急避難場所、幹線避難路及び津波緊急避難場所を設定し、避難に関する留意事項等を住民に周知する。</u> ・ 避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。 											

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>区の避難者を受入れる。また、救援・情報活動等の拠点として機能させる。</p> <p><緊急避難場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校等の公共施設を利用して、災害種別に応じて、緊急的に身の安全を確保するための避難場所として設置する。場所により、情報伝達、応急救護の機能を持たせる。 <p>(略)</p> <p><ため池></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ため池による洪水危険の認識を深めるため、必要箇所に危険標識を設置する。 			<p><緊急避難場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校等の公共施設を利用して、災害種別に応じて、緊急的に身の安全を確保するための避難場所として設置する。場所により、情報伝達、応急救護の機能を持たせる。 <p>(上部から移動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、大学、高校、公園、緑地、広場等のオープンスペースを利用し、地震後発生する延焼火災から生命の安全を確保するため、周辺地区の避難者を受入れる。また、救援・情報活動等の拠点として機能させる。 <p>(略)</p> <p><ため池></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ため池による洪水危険の認識を深めるため、危険が想定されるため池についてはハザードマップを作成し、地域住民に周知する。 									
		<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>12 生活の確保</p> <p>○ 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の対策を進める。</p>			<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>12 生活の確保</p> <p>○ 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の対策を進める。</p>									
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 1417 492 1492">(略)</td> <td data-bbox="492 1417 1149 1492">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1492 492 1567">(略)</td> <td data-bbox="492 1492 1149 1567">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1234 1417 1438 1492">(略)</td> <td data-bbox="1438 1417 2087 1492">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1492 1438 1567">(新設) 燃料の確保</td> <td data-bbox="1438 1492 2087 1567">(新設) ①市が実施すべき事項 ・ 緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、浜松石油業協同組合等と締結した「災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定書」等に基づき、市有車両、市有施設等で使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(新設) 燃料の確保	(新設) ①市が実施すべき事項 ・ 緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、浜松石油業協同組合等と締結した「災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定書」等に基づき、市有車両、市有施設等で使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。	
(略)	(略)													
(略)	(略)													
(略)	(略)													
(新設) 燃料の確保	(新設) ①市が実施すべき事項 ・ 緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、浜松石油業協同組合等と締結した「災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定書」等に基づき、市有車両、市有施設等で使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。													

浜松市地域防災計画 新旧対照表

125	地震	2	<p>廃棄物処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災後の廃棄物の処理を適切に行うため、次の対策を講じる。 <p>①市が実施すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ごみ・し尿の処理計画を作成</u> ・ 全ての避難所に仮設トイレ等を備蓄 ・ 浜松市一般廃棄物処理協議会及び浜松市環境整備事業協同組合との避難所等のごみ収集に関する協議 ・ 災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場・仮設処理場の候補地の選定 <p>(略)</p>	<p>廃棄物処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災後の廃棄物の処理を適切に行うため、次の対策を講じる。 <p>①市が実施すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>浜松市災害廃棄物処理計画等の作成</u> ・ 全ての避難所に仮設トイレ等を備蓄 ・ 浜松市一般廃棄物処理協議会及び浜松市環境整備事業協同組合との避難所等のごみ収集に関する協議 ・ 災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場・仮設処理施設の候補地の選定 <p>(略)</p>
			<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第6節 災害時避難行動要支援者支援計画</p> <p>○ <u>避難行動要支援者に対し、迅速かつ的確な支援体制を整備することを目的とする。</u></p> <p>1 避難行動要支援者支援体制の整備</p>			<p>第6節 災害時避難行動要支援者支援計画</p> <p>○ <u>高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に家族以外の第三者の支援がなければ避難することが困難と考えられる避難行動要支援者に対し、その障がい等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備を図る。</u></p> <p>1 避難行動要支援者支援体制の整備</p>	
<p>避難行動要支援者支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市は、避難行動要支援者に対し情報の伝達や安否確認、緊急避難場所等における迅速かつ的確な対応の実施を目的とし、以下の避難支援等関係機関と協力して、同意者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。</u> 			<p>避難行動要支援者支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</u> <p>※避難行動要支援者名簿の対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>高齢者（65歳以上の高齢者世帯又はひとり暮らし）</u> <u>要介護者（要介護3以上判定）</u> <u>身体障害者（身体障害者手帳1級又は2級）</u> <u>知的障害者（療育手帳A判定）</u> <u>精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）</u> 	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>・ <u>地域においては、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して同意者の支援に当たるため、日ごろから連携して災害時の協力体制の整備に努める。</u></p> <p>《避難支援等関係機関》 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防機関等</p>		<p>その他（生活環境等により特別に避難支援を必要とする状態）</p> <p>・ <u>市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ確に実施できるよう、地域における避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、自治会を中心に同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう、災害時避難支援個別計画の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。</u></p> <p>《避難支援等関係機関》 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防機関等</p>
	避難行動要支援者の把握	<p>・ <u>市は、把握している要配慮者情報を活用し、民生委員・児童委員、保健福祉関係団体等と協力して、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿及び同意者名簿を作成し、関係機関に名簿の提供をする。</u></p> <p>・ <u>自主防災組織等は、提供された名簿について地域防災訓練等を通じて定期的に情報の更新に努める。</u></p> <p>・ <u>自主防災組織は、同意者に対する避難行動支援方法（以下「個別計画」という。）を自治会、民生委員・児童委員等地域関係機関で作成し情報の共有をする。</u></p> <p>・ <u>ただし、個別計画を保管する者は、避難支援の目的以外に使用してはならない。</u></p>	避難行動要支援者の把握	<p>・ <u>市は、発災時の適切な対応に役立てるため、平常時から市が把握している下記の要配慮者にかかる情報を積極的に活用し、避難行動要支援者名簿の作成を行う。また、地域における支援体制の整備のために、災害時に支援を希望する避難行動要支援者のうち、本人情報を避難支援等関係機関へ提供することに同意した者の名簿（以下「同意者名簿」という。）を作成調整し、避難支援等関係機関への提供など、同意者の状況把握に努めるよう依頼する。</u></p> <p>・ <u>同意者名簿の更新は、最低年1回更新を行うものとし、また自主防災組織等においても、地域防災訓練等を通じて情報更新に努める。</u></p> <p>・ <u>作成された名簿は市役所、避難支援等関係機関で共有する。</u></p> <p>・ <u>市から提供される同意者名簿について、提供を受ける避難支援等関係機関は、個人情報漏洩することがないように適正に管理する。</u></p>
	防災訓練	<p>・ <u>市は関係機関と協力・連携し、地域防災訓練等において避難行動</u></p>	防災訓練	<p>・ <u>防災訓練等において、関係者・団体と協力・連携し、同意者の避</u></p>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

126	地震	2		要支援者の避難支援訓練を実施する。			難支援訓練を実施する。 また、訓練により明確となった課題等を本人及び市並びに地域関係機関等で意見交換をするなど平常時から避難行動支援について連携を取り合うよう努める。
			人材の確保	・ 市は、日ごろから手話通訳者、要約筆者、ガイドヘルパー、介護技術者等の要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。	人材の確保	・ 市は、日ごろから手話通訳者、要約筆者、ガイドヘルパー、介護技術者等の要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。 <u>(新設)</u> ・市及び自主防災組織は、上記支援者となった者に対し、支援者自身の災害時における適切な行動を学習する機会を設けるとともに、避難行動支援に必要な情報等について積極的に提供しよう努める。	
			(略)	(略)	(略)	(略)	
			第7節 津波災害予防対策の推進 (略) 3 危険予想地域における災害の予防		第7節 津波災害予防対策の推進 (略) 3 危険予想地域における災害の予防		
			(略)	(略)		(略)	(略)
			災害予防措置	(略) ② 市は、浜松市津波防災地域づくり推進計画の推進計画区域において、津波避難施設の整備等の災害予防を講ずる。 ＜避難対象区域（津波危険予想地域、推進計画区域）＞ ・ 市は、当該地域の住民、船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意義、避難方法等の周知に努める。 (略)	災害予防措置	(略) ② 市は、浜松市津波防災地域づくり推進計画の推進計画区域において、津波避難施設の整備等の災害予防を講ずる。 ＜避難対象区域（津波危険予想地域、推進計画区域）＞ ・ 市は、当該地域の住民、船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示 <u>(緊急)</u> の意義、避難方法等の周知に努める。 (略)	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

135	地震	3	<p>③ 避難対象区域（津波危険予想地域、推進計画区域）の住民等に対し、平常時から危険性を周知するほか、津波注意報・警報、避難指示の意義、避難方法等の周知に努める。</p> <p>また、津波来襲に備え、地震発生後直ちに海面の異常を観測することができるよう海面監視所を設置し、次の対策に努める。</p> <p>（略）</p>	<p>③ 避難対象区域（津波危険予想地域、推進計画区域）の住民等に対し、平常時から危険性を周知するほか、津波注意報・警報、避難指示（緊急）の意義、避難方法等の周知に努める。</p> <p>また、津波来襲に備え、地震発生後直ちに海面の異常を観測することができるよう海面監視所を設置し、次の対策に努める。</p> <p>（略）</p>					
			<p>6 生活の確保 （略）</p> <p>(3) 廃棄物処理活動</p> <p>○ 発災後の廃棄物(ごみ・し尿・災害廃棄物)の処理を適切に行うため、市は、津波による災害廃棄物が一時期かつ膨大に発生することを踏まえ、地域性を考慮して、あらかじめ災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場・仮設処理場の候補地を定めておく。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>（略）</p> <p>○ 事業の実施期間は、昭和 55 年度から平成 26 年度までの 35 年間である。</p> <p>（略）</p> <p>5 災害の防止事業</p> <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>津波対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 整備の水準 （略） 馬込川・芳川の津波遡上による浸水を防止するため、河口部堤防 </td> </tr> </table>	（略）	（略）	津波対策	<ul style="list-style-type: none"> 整備の水準 （略） 馬込川・芳川の津波遡上による浸水を防止するため、河口部堤防 	<p>6 生活の確保 （略）</p> <p>(3) 廃棄物処理活動</p> <p>○ 発災後の廃棄物(ごみ・し尿)の処理を適切に行うため、市は、津波による災害廃棄物が一時期かつ膨大に発生することを踏まえ、地域性を考慮して、あらかじめ災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場・仮設処理施設の候補地を定めておく。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>（略）</p> <p>○ 事業の実施期間は、昭和 55 年度から平成 31 年度までの 40 年間である。</p> <p>（略）</p> <p>5 災害の防止事業</p> <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>津波対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 整備の水準 （略） 馬込川・芳川の津波遡上による浸水を防止するため、河口部堤防 </td> </tr> </table>	（略）
（略）	（略）								
津波対策	<ul style="list-style-type: none"> 整備の水準 （略） 馬込川・芳川の津波遡上による浸水を防止するため、河口部堤防 								
（略）	（略）								
津波対策	<ul style="list-style-type: none"> 整備の水準 （略） 馬込川・芳川の津波遡上による浸水を防止するため、河口部堤防 								

浜松市地域防災計画 新旧対照表

138	地震	3	<p>の嵩上げ、馬込川へ流入する河川・排水路の逆水防止樋門の設置を促進する。また、同河川に設置されている排水機場樋門 8 箇所を関係土地改良区等と点検し機能を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天竜川河口の海岸堤防の堤防高不足により、浸水が想定される地域については、堤防の嵩上げを促す。 	<p>の嵩上げ、馬込川へ流入する河川・排水路の逆水防止樋門の設置を促進する。また、同河川に設置されている排水機場樋門を関係土地改良区等と点検し機能を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天竜川河口の海岸堤防の堤防高不足により、浸水が想定される地域については、堤防の嵩上げを促す。 																																																			
			<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画に<u>続き</u>、<u>現在は</u>、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画を実施中である。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区名</th> <th>事業名</th> <th>事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急避難場所の整備</td> <td>中区</td> <td>都市公園事業</td> <td><u>(名塚公園)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難路の整備</td> <td>中区</td> <td rowspan="2">土地区画整理事業</td> <td>竜禅寺雄踏線(高竜地区) 砂山線(高竜地区) 砂山寺島線(高竜地区)</td> </tr> <tr> <td>中区</td> <td>街路事業</td> <td>植松和地線</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>消防活動用道路の整備</u></td> <td><u>北区</u></td> <td><u>土地区画整理事業</u></td> <td><u>0.3km、1箇所(引佐町)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名称	区名	事業名	事業の概要	緊急避難場所の整備	中区	都市公園事業	<u>(名塚公園)</u>	避難路の整備	中区	土地区画整理事業	竜禅寺雄踏線(高竜地区) 砂山線(高竜地区) 砂山寺島線(高竜地区)	中区	街路事業	植松和地線	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>消防活動用道路の整備</u>	<u>北区</u>	<u>土地区画整理事業</u>	<u>0.3km、1箇所(引佐町)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に<u>続き</u>、<u>現在は</u>、平成28年度から平成32年度までの第5次五箇年計画を実施中である。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区名</th> <th>事業名</th> <th>事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急避難場所の整備</td> <td>中区</td> <td>都市公園事業</td> <td><u>東部やすらぎ公園(名塚公園)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難路の整備</td> <td>中区</td> <td rowspan="2">土地区画整理事業</td> <td><u>掛塚雄踏線(高竜地区)</u> 砂山線(高竜地区) 砂山寺島線(高竜地区)</td> </tr> <tr> <td>中区</td> <td>街路事業</td> <td>植松伊左地線</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	名称	区名	事業名	事業の概要	緊急避難場所の整備	中区	都市公園事業	<u>東部やすらぎ公園(名塚公園)</u>	避難路の整備	中区	土地区画整理事業	<u>掛塚雄踏線(高竜地区)</u> 砂山線(高竜地区) 砂山寺島線(高竜地区)	中区	街路事業	植松伊左地線	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(略)
名称	区名	事業名	事業の概要																																																				
緊急避難場所の整備	中区	都市公園事業	<u>(名塚公園)</u>																																																				
避難路の整備	中区	土地区画整理事業	竜禅寺雄踏線(高竜地区) 砂山線(高竜地区) 砂山寺島線(高竜地区)																																																				
	中区		街路事業	植松和地線																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																				
<u>消防活動用道路の整備</u>	<u>北区</u>	<u>土地区画整理事業</u>	<u>0.3km、1箇所(引佐町)</u>																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																				
名称	区名	事業名	事業の概要																																																				
緊急避難場所の整備	中区	都市公園事業	<u>東部やすらぎ公園(名塚公園)</u>																																																				
避難路の整備	中区	土地区画整理事業	<u>掛塚雄踏線(高竜地区)</u> 砂山線(高竜地区) 砂山寺島線(高竜地区)																																																				
	中区		街路事業	植松伊左地線																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																				
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																				

浜松市地域防災計画 新旧対照表

143	地震	4	<p>第1節 市の活動</p> <p>(略)</p> <p>≪警戒宣言発令時≫</p> <p>1 市地震災害警戒本部等の設置基準及び使命・事務</p> <table border="1" data-bbox="295 344 1155 734"> <tr> <td data-bbox="295 344 495 683">設置及び廃止</td> <td data-bbox="495 344 1155 683"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所 <p>市警戒本部は市役所に置き、市地震災害警戒本部区本部(以下「警戒区本部」という。)及び市地震災害警戒本部区地域本部(以下「警戒地域本部」という。)は、それぞれ区役所及び各協働センター(第一種事業所)に置く。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 683 495 734">(略)</td> <td data-bbox="495 683 1155 734">(略)</td> </tr> </table> <p>2 組織及び使命・事務</p> <table border="1" data-bbox="295 831 1155 1418"> <tr> <td data-bbox="295 831 495 890">市警戒本部</td> <td data-bbox="495 831 1155 890">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 890 495 1230">警戒区本部</td> <td data-bbox="495 890 1155 1230"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災班 ・ 警戒区本部の地区組織として、地区防災班を設置する。 ・ 地区防災班の運営及び担当事務は、<u>地区防災班運営マニュアル</u>による。 ・ 応急対策要員 ・ 各所属に置く。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1230 495 1418">警戒地域本部</td> <td data-bbox="495 1230 1155 1418"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域本部長 ・ 地域本部長は協働センター所長とする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災班 </td> </tr> </table>	設置及び廃止	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所 <p>市警戒本部は市役所に置き、市地震災害警戒本部区本部(以下「警戒区本部」という。)及び市地震災害警戒本部区地域本部(以下「警戒地域本部」という。)は、それぞれ区役所及び各協働センター(第一種事業所)に置く。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	市警戒本部	(略)	警戒区本部	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災班 ・ 警戒区本部の地区組織として、地区防災班を設置する。 ・ 地区防災班の運営及び担当事務は、<u>地区防災班運営マニュアル</u>による。 ・ 応急対策要員 ・ 各所属に置く。 	警戒地域本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域本部長 ・ 地域本部長は協働センター所長とする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災班 	<p>第1節 市の活動</p> <p>(略)</p> <p>≪警戒宣言発令時≫</p> <p>1 市地震災害警戒本部等の設置基準及び使命・事務</p> <table border="1" data-bbox="1234 344 2094 734"> <tr> <td data-bbox="1234 344 1433 683">設置及び廃止</td> <td data-bbox="1433 344 2094 683"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所 <p>市警戒本部は市役所に置き、市地震災害警戒本部区本部(以下「警戒区本部」という。)及び市地震災害警戒本部区地域本部(以下「警戒地域本部」という。)は、それぞれ区役所及び第1種協働センターに置く。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 683 1433 734">(略)</td> <td data-bbox="1433 683 2094 734">(略)</td> </tr> </table> <p>2 組織及び使命・事務</p> <table border="1" data-bbox="1234 831 2094 1418"> <tr> <td data-bbox="1234 831 1433 890">市警戒本部</td> <td data-bbox="1433 831 2094 890">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 890 1433 1230">警戒区本部</td> <td data-bbox="1433 890 2094 1230"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災班 ・ 警戒区本部の地区組織として、地区防災班を設置する。 ・ 地区防災班の運営及び担当事務は、<u>避難所運営マニュアル</u>による。 ・ 応急対策要員 ・ 各所属に置く。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1230 1433 1418">警戒地域本部</td> <td data-bbox="1433 1230 2094 1418"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域本部長 ・ 地域本部長は第1種協働センター所長とする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災班 </td> </tr> </table>	設置及び廃止	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所 <p>市警戒本部は市役所に置き、市地震災害警戒本部区本部(以下「警戒区本部」という。)及び市地震災害警戒本部区地域本部(以下「警戒地域本部」という。)は、それぞれ区役所及び第1種協働センターに置く。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	市警戒本部	(略)	警戒区本部	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災班 ・ 警戒区本部の地区組織として、地区防災班を設置する。 ・ 地区防災班の運営及び担当事務は、<u>避難所運営マニュアル</u>による。 ・ 応急対策要員 ・ 各所属に置く。 	警戒地域本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域本部長 ・ 地域本部長は第1種協働センター所長とする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災班
設置及び廃止	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所 <p>市警戒本部は市役所に置き、市地震災害警戒本部区本部(以下「警戒区本部」という。)及び市地震災害警戒本部区地域本部(以下「警戒地域本部」という。)は、それぞれ区役所及び各協働センター(第一種事業所)に置く。</p> <p>(略)</p>																							
(略)	(略)																							
市警戒本部	(略)																							
警戒区本部	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災班 ・ 警戒区本部の地区組織として、地区防災班を設置する。 ・ 地区防災班の運営及び担当事務は、<u>地区防災班運営マニュアル</u>による。 ・ 応急対策要員 ・ 各所属に置く。 																							
警戒地域本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域本部長 ・ 地域本部長は協働センター所長とする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災班 																							
設置及び廃止	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所 <p>市警戒本部は市役所に置き、市地震災害警戒本部区本部(以下「警戒区本部」という。)及び市地震災害警戒本部区地域本部(以下「警戒地域本部」という。)は、それぞれ区役所及び第1種協働センターに置く。</p> <p>(略)</p>																							
(略)	(略)																							
市警戒本部	(略)																							
警戒区本部	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災班 ・ 警戒区本部の地区組織として、地区防災班を設置する。 ・ 地区防災班の運営及び担当事務は、<u>避難所運営マニュアル</u>による。 ・ 応急対策要員 ・ 各所属に置く。 																							
警戒地域本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域本部長 ・ 地域本部長は第1種協働センター所長とする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災班 																							

浜松市地域防災計画 新旧対照表

149	地震	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒地域本部の地区組織として、地区防災班を設置する。 ・ 地区防災班の運営及び担当事務は、<u>地区防災班運営マニュアル</u>による。 <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒地域本部の地区組織として、地区防災班を設置する。 ・ 地区防災班の運営及び担当事務は、<u>避難所運営マニュアル</u>による。 <p>(略)</p>	
			<p>第2節 情報活動</p> <p>1 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の受理・伝達・周知</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>情報の伝達系統、伝達手段等</td> <td> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、中部電力(株)浜松営業所、中部ガス(株)浜松支社及び西日本電信電話(株)静岡支店へは、市警戒本部の派遣職員を通じて各機関へ伝達するとともに、防災行政無線(地域防災無線)を通じて伝える。 <p>(略)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>4 防災関係機関の有機的連携の確保</p> <p>(略)</p> <p>○ 市警戒本部は、中部電力(株)浜松営業所、中部ガス(株)浜松支社及び西日本電信電話(株)静岡支店から職員の派遣を求め、情報の交換、相互確認等にあたる。</p>	情報の伝達系統、伝達手段等	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、中部電力(株)浜松営業所、中部ガス(株)浜松支社及び西日本電信電話(株)静岡支店へは、市警戒本部の派遣職員を通じて各機関へ伝達するとともに、防災行政無線(地域防災無線)を通じて伝える。 <p>(略)</p>
情報の伝達系統、伝達手段等	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、中部電力(株)浜松営業所、中部ガス(株)浜松支社及び西日本電信電話(株)静岡支店へは、市警戒本部の派遣職員を通じて各機関へ伝達するとともに、防災行政無線(地域防災無線)を通じて伝える。 <p>(略)</p>				
情報の伝達系統、伝達手段等	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言の情報は、次により周知徹底を図る。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、中部電力(株)浜松営業所及び中部ガス(株)浜松支社へは、市警戒本部の派遣職員を通じて各機関へ伝達するとともに、防災行政無線(地域防災無線)を通じて伝える。 <p>(略)</p>				
151	地震	4	<p>第3節 広報活動</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 広報活動</p> <p>(略)</p>	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

154	地震	4	<p>2 広報実施方法</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報機関等の活用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報が発表されてから後、災害応急対策上必要な事項を市民に対して周知する方法は、次に掲げる報道機関等を通じ、あらゆる手段により行う。 <p>(略)</p> <p>⑥ インターネット</p> <p>浜松市公式ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第4節 自主防災活動</p> <p>(略)</p> <p>《警戒宣言発令時》</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・伝達</p> <p>①東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	広報機関等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報が発表されてから後、災害応急対策上必要な事項を市民に対して周知する方法は、次に掲げる報道機関等を通じ、あらゆる手段により行う。 <p>(略)</p> <p>⑥ インターネット</p> <p>浜松市公式ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。</p> <p>(略)</p>	<p>2 広報実施方法</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報機関等の活用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報が発表されてから後、災害応急対策上必要な事項を市民に対して周知する方法は、次に掲げる報道機関等を通じ、あらゆる手段により行う。 <p>(略)</p> <p>⑥ インターネット</p> <p>浜松市公式ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、<u>浜松市公式ツイッター</u>、ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第4節 自主防災活動</p> <p>(略)</p> <p>《警戒宣言発令時》</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集・伝達</p> <p>①東海地震予知情報等をテレビ、ラジオ、<u>メール</u>等で入手するよう努める。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	広報機関等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報が発表されてから後、災害応急対策上必要な事項を市民に対して周知する方法は、次に掲げる報道機関等を通じ、あらゆる手段により行う。 <p>(略)</p> <p>⑥ インターネット</p> <p>浜松市公式ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、<u>浜松市公式ツイッター</u>、ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。</p> <p>(略)</p>
		(略)	(略)									
広報機関等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報が発表されてから後、災害応急対策上必要な事項を市民に対して周知する方法は、次に掲げる報道機関等を通じ、あらゆる手段により行う。 <p>(略)</p> <p>⑥ インターネット</p> <p>浜松市公式ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。</p> <p>(略)</p>											
(略)	(略)											
広報機関等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報が発表されてから後、災害応急対策上必要な事項を市民に対して周知する方法は、次に掲げる報道機関等を通じ、あらゆる手段により行う。 <p>(略)</p> <p>⑥ インターネット</p> <p>浜松市公式ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、<u>浜松市公式ツイッター</u>、ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。</p> <p>(略)</p>											
156	地震	4	<p>第5節 緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急輸送体制の確立</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<p>第5節 緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急輸送体制の確立</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)				
(略)	(略)											
(略)	(略)											

浜松市地域防災計画 新旧対照表

157	地震	4	<table border="1"> <tr> <td>輸送手段の確保</td> <td>①市有車両の活用 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第6節 自衛隊の派遣要請</p> <p>(略)</p> <p>2 自衛隊との連絡及び受け入れ</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>受け入れ</td> <td>・ 支援自衛隊の受け入れは、「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」及び別に定める活動拠点候補地による。</td> </tr> </table>	輸送手段の確保	①市有車両の活用 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	受け入れ	・ 支援自衛隊の受け入れは、「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」及び別に定める活動拠点候補地による。	<table border="1"> <tr> <td>輸送手段の確保</td> <td>①公用車両の活用 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第6節 自衛隊の派遣要請</p> <p>(略)</p> <p>2 自衛隊との連絡及び受け入れ</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>受け入れ</td> <td>・ 支援自衛隊の受け入れは、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」及び別に定める活動拠点候補地による。</td> </tr> </table>	輸送手段の確保	①公用車両の活用 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	受け入れ	・ 支援自衛隊の受け入れは、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」及び別に定める活動拠点候補地による。
			輸送手段の確保	①市有車両の活用 (略)																
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
受け入れ	・ 支援自衛隊の受け入れは、「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」及び別に定める活動拠点候補地による。																			
輸送手段の確保	①公用車両の活用 (略)																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
受け入れ	・ 支援自衛隊の受け入れは、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」及び別に定める活動拠点候補地による。																			
158	地震	4	<p>第7節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>1 避難対策</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難のための勧告及び指示</td> <td>⑥ 避難に際しての周知事項(市及び警察機関) ・ 避難対象地区の住民に対して ・ 出火防止の措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止、その他の地震防災応急対策の実施 ・ 緊急避難場所及び避難路、避難時期、避難行動における注意事項(携帯品、服装等)を周知する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難状況の報告</td> <td>① 避難所班長、自主防災組織の長、各施設の責任者等は、避難の状況等について区長(警戒区本部長)協働センター所長(警戒地域</td> </tr> </table>	(略)	(略)	避難のための勧告及び指示	⑥ 避難に際しての周知事項(市及び警察機関) ・ 避難対象地区の住民に対して ・ 出火防止の措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止、その他の地震防災応急対策の実施 ・ 緊急避難場所及び避難路、避難時期、避難行動における注意事項(携帯品、服装等)を周知する。	(略)	(略)	避難状況の報告	① 避難所班長、自主防災組織の長、各施設の責任者等は、避難の状況等について区長(警戒区本部長)協働センター所長(警戒地域	<p>第7節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>1 避難対策</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難のための勧告及び指示</td> <td>⑥ 避難に際しての周知事項(市及び警察機関) ・ 避難対象地区の住民に対して ・ 出火防止の措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止、その他の地震防災応急対策の実施 ・ 緊急避難場所及び避難時期、避難行動における注意事項(携帯品、服装等)を周知する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難状況の報告</td> <td>① 避難所班長、自主防災組織の長、各施設の責任者等は、避難の状況等について区長(警戒区本部長)、<u>第1種</u>協働センター所長(警</td> </tr> </table>	(略)	(略)	避難のための勧告及び指示	⑥ 避難に際しての周知事項(市及び警察機関) ・ 避難対象地区の住民に対して ・ 出火防止の措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止、その他の地震防災応急対策の実施 ・ 緊急避難場所及び避難時期、避難行動における注意事項(携帯品、服装等)を周知する。	(略)	(略)	避難状況の報告	① 避難所班長、自主防災組織の長、各施設の責任者等は、避難の状況等について区長(警戒区本部長)、 <u>第1種</u> 協働センター所長(警
			(略)	(略)																
避難のための勧告及び指示	⑥ 避難に際しての周知事項(市及び警察機関) ・ 避難対象地区の住民に対して ・ 出火防止の措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止、その他の地震防災応急対策の実施 ・ 緊急避難場所及び避難路、避難時期、避難行動における注意事項(携帯品、服装等)を周知する。																			
(略)	(略)																			
避難状況の報告	① 避難所班長、自主防災組織の長、各施設の責任者等は、避難の状況等について区長(警戒区本部長)協働センター所長(警戒地域																			
(略)	(略)																			
避難のための勧告及び指示	⑥ 避難に際しての周知事項(市及び警察機関) ・ 避難対象地区の住民に対して ・ 出火防止の措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止、その他の地震防災応急対策の実施 ・ 緊急避難場所及び避難時期、避難行動における注意事項(携帯品、服装等)を周知する。																			
(略)	(略)																			
避難状況の報告	① 避難所班長、自主防災組織の長、各施設の責任者等は、避難の状況等について区長(警戒区本部長)、 <u>第1種</u> 協働センター所長(警																			

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			本部長)又は市長(市警戒本部長)に報告する。 (略)		戒地域本部長)又は市長(市警戒本部長)に報告する。 (略)												
165	地震	4	(略) 第10節 地域への救援活動 (略) 《東海地震注意情報発表時》 (略) 5 廃棄物(ごみ・し尿、災害廃棄物)処理の準備 ○ <u>廃棄物処理部災害初期対応マニュアル</u> 等を参考に、廃棄物処理体制を整える。 《市が実施すべき事項》 ① ごみ、し尿及び災害廃棄物の処理方法について、住民に周知を図る。 ② 仮置場・仮設処理場の確認を行う。 (略)		(略) 第10節 地域への救援活動 (略) 《東海地震注意情報発表時》 (略) 5 廃棄物(ごみ・し尿、災害廃棄物)処理の準備 ○ <u>浜松市災害廃棄物処理計画</u> 等を参考に、廃棄物処理体制を整える。 《市が実施すべき事項》 ① ごみ、し尿及び災害廃棄物の処理方法について、住民に周知を図る。 ② 仮置場・仮設処理施設の確認を行う。 (略)												
172	地震	4	第12節 防災関係機関等の防災応急対策 (略) 《警戒宣言発令時》 (略) 2 指定公共機関 (略)		第12節 防災関係機関等の防災応急対策 (略) 《警戒宣言発令時》 (略) 2 指定公共機関 (略)												
			<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)</td> <td>① 地震予知情報等の伝達 ② 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)	① 地震予知情報等の伝達 ② 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	(略)	(略)		<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>KDDI(株)、ソフトバンク(株)</td> <td>① 地震予知情報等の伝達 ② 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	KDDI(株)、ソフトバンク(株)	① 地震予知情報等の伝達 ② 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	(略)	(略)
(略)	(略)																
KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)	① 地震予知情報等の伝達 ② 重要な通信を確保するために必要な措置の実施																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
KDDI(株)、ソフトバンク(株)	① 地震予知情報等の伝達 ② 重要な通信を確保するために必要な措置の実施																
(略)	(略)																
182	地震	4	第14節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 (略)		第14節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 (略)												

浜松市地域防災計画 新旧対照表

189	地震	4	2 各施設・事業所の計画において定める個別事項	2 各施設・事業所の計画において定める個別事項												
			<<東海地震注意情報発表時>> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校・幼稚園・保育所</td> <td> ①及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節において以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針、学校の地震防災対策マニュアル及び浜松市学校・幼稚園防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。 (略) ④ 生徒等の安全確保のために、生徒等が在校・在園(所)中の場合、学校等は避難対象地区の有無にかかわらず、生徒等の避難誘導又は保護者への引渡し等を実施するが、保護者への引渡しが困難な場合は状況により学校等に待機する。 (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	学校・幼稚園・保育所	①及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節において以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針、学校の地震防災対策マニュアル及び浜松市学校・幼稚園防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。 (略) ④ 生徒等の安全確保のために、生徒等が在校・在園(所)中の場合、学校等は避難対象地区の有無にかかわらず、生徒等の避難誘導又は保護者への引渡し等を実施するが、保護者への引渡しが困難な場合は状況により学校等に待機する。 (略)	(略)	(略)	<<東海地震注意情報発表時>> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校・幼稚園・保育所</td> <td> ① 市及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節において以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針、学校の地震防災対策マニュアル及び浜松市学校(園)防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。 (略) ④ 生徒等の安全確保のために、生徒等が在校・在園(所)中の場合、学校等は避難対象地区の有無にかかわらず、生徒等の避難誘導又は保護者等への引渡し等を実施するが、保護者等への引渡しが困難な場合は状況により学校等に待機する。 (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	学校・幼稚園・保育所	① 市及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節において以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針、学校の地震防災対策マニュアル及び浜松市学校(園)防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。 (略) ④ 生徒等の安全確保のために、生徒等が在校・在園(所)中の場合、学校等は避難対象地区の有無にかかわらず、生徒等の避難誘導又は保護者等への引渡し等を実施するが、保護者等への引渡しが困難な場合は状況により学校等に待機する。 (略)	(略)	(略)
			(略)	(略)												
			学校・幼稚園・保育所	①及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節において以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針、学校の地震防災対策マニュアル及び浜松市学校・幼稚園防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。 (略) ④ 生徒等の安全確保のために、生徒等が在校・在園(所)中の場合、学校等は避難対象地区の有無にかかわらず、生徒等の避難誘導又は保護者への引渡し等を実施するが、保護者への引渡しが困難な場合は状況により学校等に待機する。 (略)												
(略)	(略)															
(略)	(略)															
学校・幼稚園・保育所	① 市及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節において以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針、学校の地震防災対策マニュアル及び浜松市学校(園)防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。 (略) ④ 生徒等の安全確保のために、生徒等が在校・在園(所)中の場合、学校等は避難対象地区の有無にかかわらず、生徒等の避難誘導又は保護者等への引渡し等を実施するが、保護者等への引渡しが困難な場合は状況により学校等に待機する。 (略)															
(略)	(略)															
第15節 市が管理又は運営する施設・事業の地震防災応急計画	第15節 市が管理又は運営する施設・事業の地震防災応急計画															
(略) <<東海地震注意情報発表時>> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設の特性に応じた主要な個別事項</td> <td> ・ 各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第14章地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」に規定する各施設の対策による。 (略) ⑤学校 ・ 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(保護者等への引渡し </td> </tr> </table>	(略)	(略)	施設の特性に応じた主要な個別事項	・ 各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第14章地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」に規定する各施設の対策による。 (略) ⑤学校 ・ 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(保護者等への引渡し	(略) <<東海地震注意情報発表時>> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設の特性に応じた主要な個別事項</td> <td> ・ 各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第14章地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」に規定する各施設の対策による。 (略) ⑤学校 ・ 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(保護者等への引渡し </td> </tr> </table>	(略)	(略)	施設の特性に応じた主要な個別事項	・ 各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第14章地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」に規定する各施設の対策による。 (略) ⑤学校 ・ 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(保護者等への引渡し							
(略)	(略)															
施設の特性に応じた主要な個別事項	・ 各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第14章地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」に規定する各施設の対策による。 (略) ⑤学校 ・ 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(保護者等への引渡し															
(略)	(略)															
施設の特性に応じた主要な個別事項	・ 各施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第14章地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」に規定する各施設の対策による。 (略) ⑤学校 ・ 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(保護者等への引渡し															

浜松市地域防災計画 新旧対照表

190	地震	4	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>方法) (略)</td> </tr> </table>		方法) (略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>方法等) (略)</td> </tr> </table>		方法等) (略)					
				方法) (略)									
				方法等) (略)									
			<p>《警戒宣言発令時》</p> <p>(略)</p> <p>2 施設の特性に応じた主要な個別事項</p>	<p>《警戒宣言発令時》</p> <p>(略)</p> <p>2 施設の特性に応じた主要な個別事項</p>									
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(保護者等への引渡し方法) 地域住民の緊急避難場所又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	学校	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(保護者等への引渡し方法) 地域住民の緊急避難場所又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等 	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(保護者等への引渡し方法等) 地域住民の緊急避難場所又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	学校	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(保護者等への引渡し方法等) 地域住民の緊急避難場所又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等 	(略)	(略)
(略)	(略)												
学校	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(保護者等への引渡し方法) 地域住民の緊急避難場所又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等 												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
学校	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(保護者等への引渡し方法等) 地域住民の緊急避難場所又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等 												
(略)	(略)												
<p>第16節 災害時避難行動要支援者の避難支援</p> <p>1 避難支援の実施体制</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等の避難支援体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市は、福祉避難所の円滑な運営のため、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置を実施する。そして、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。 </td> </tr> </table> <p>2 情報伝達体制の整備</p> <p>(1)避難行動要支援者への情報伝達</p> <p>○ 市は、災害情報共有システム(Lアラート)や防災行政無線、ファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	社会福祉施設等の避難支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 市は、福祉避難所の円滑な運営のため、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置を実施する。そして、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。 	<p>第16節 災害時避難行動要支援者の避難支援</p> <p>1 避難支援の実施体制</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等の避難支援体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市は、福祉避難所の円滑な運営のため、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置を実施する。そして、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。 </td> </tr> </table> <p>2 情報伝達体制の整備</p> <p>(1)避難行動要支援者への情報伝達</p> <p>○ 市は、災害情報共有システム(Lアラート)や防災行政無線、ファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ避難準備・高齢者等避難開始等の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	社会福祉施設等の避難支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 市は、福祉避難所の円滑な運営のため、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置を実施する。そして、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。
(略)	(略)												
(略)	(略)												
社会福祉施設等の避難支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 市は、福祉避難所の円滑な運営のため、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置を実施する。そして、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。 												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
社会福祉施設等の避難支援体制	<ul style="list-style-type: none"> 市は、福祉避難所の円滑な運営のため、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置を実施する。そして、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。 												

浜松市地域防災計画 新旧対照表

192	地震	4	<p>報配信サービスを活用する。</p> <p>(略)</p> <p>(2)避難支援者への情報伝達</p> <p>○ 市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援者へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所等における要配慮者支援体制</p> <p>(略)</p> <p>(2)避難所との連携</p> <p>○ 区及び協働センターは、区の避難行動要支援者支援担当スタッフが中心となり、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉関係者、避難支援者等の協力により各避難所に設置される救護グループと連携し、避難所において必要となる避難行動要支援者支援に関する相談やニーズ等に対し、連携して支援を実施する。</p> <p>・(略)</p> <p>第17節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の津波対策</p> <p>(略)</p> <p>2 各施設・事業所の計画において定める個別事項</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <table border="1"> <tr> <td>学校・幼稚園・保育所</td> <td> <p>① 市及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節において以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針、学校の地震防災対策マニュアル及び浜松市学校・幼稚園の防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	学校・幼稚園・保育所	<p>① 市及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節において以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針、学校の地震防災対策マニュアル及び浜松市学校・幼稚園の防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	<p>能による災害情報配信サービスを活用する。</p> <p>(略)</p> <p>(2)避難支援者への情報伝達</p> <p>○ 市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援者へ避難準備・高齢者等避難開始等の防災情報を伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所等における要配慮者支援体制</p> <p>(略)</p> <p>(2)避難所との連携</p> <p>○ 区及び第1種協働センターは、区の避難行動要支援者支援担当スタッフが中心となり、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉関係者、避難支援者等の協力により各避難所に設置される救護グループと連携し、避難所において必要となる避難行動要支援者支援に関する相談やニーズ等に対し、連携して支援を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第17節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の津波対策</p> <p>(略)</p> <p>2 各施設・事業所の計画において定める個別事項</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <table border="1"> <tr> <td>学校・幼稚園・保育所</td> <td> <p>① 市及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節において以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針及び浜松市学校(園)防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	学校・幼稚園・保育所	<p>① 市及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節において以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針及び浜松市学校(園)防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)
			学校・幼稚園・保育所	<p>① 市及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節において以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針、学校の地震防災対策マニュアル及び浜松市学校・幼稚園の防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。</p> <p>(略)</p>								
(略)	(略)											
学校・幼稚園・保育所	<p>① 市及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節において以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針及び浜松市学校(園)防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。</p> <p>(略)</p>											
(略)	(略)											
			<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)							
(略)	(略)											

浜松市地域防災計画 新旧対照表

195	地震	5	<p>○ 東海地震等が発生した場合の災害応急対策について定める。</p> <p>海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想される。東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物質の著しい不足などであり、こうした想定を越える事態が発生する恐れがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う。</p>	<p>○ 東海地震等が発生した場合の災害応急対策について定める。</p> <p>海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想される。東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などであり、こうした想定を越える事態が発生する恐れがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う。</p> <p>(新設) ○ また、市域外において発生した大規模地震災害等に対して、被災自治体に円滑かつ適切に支援活動を実施する。</p>					
			<p>第1節 市・防災関係機関等の活動</p> <p>(略)</p> <p>1 災害時の配備体制</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市災害対策準備室・連絡室</td> <td> <p>(略)</p> <p>③ 設置場所</p> <p>市災害対策準備室及び連絡室は本庁内の危機管理センターに置き、区の準備室及び連絡室は、区役所並びに各協働センターに置く。</p> <p>④ 情報の提供</p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課及び各協働センターは、地震情報等を関係課に提供する。</p> <p>⑤ 被害状況等の報告</p> <p>関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課、区役所の防災担当課又は各協働センターに報告する。</p> </td> </tr> </table>	(略)	(略)	市災害対策準備室・連絡室	<p>(略)</p> <p>③ 設置場所</p> <p>市災害対策準備室及び連絡室は本庁内の危機管理センターに置き、区の準備室及び連絡室は、区役所並びに各協働センターに置く。</p> <p>④ 情報の提供</p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課及び各協働センターは、地震情報等を関係課に提供する。</p> <p>⑤ 被害状況等の報告</p> <p>関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課、区役所の防災担当課又は各協働センターに報告する。</p>	<p>第1節 市・防災関係機関等の活動</p> <p>(略)</p> <p>1 災害時の配備体制</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市災害対策準備室・連絡室</td> <td> <p>(略)</p> <p>③ 設置場所</p> <p>市災害対策準備室及び連絡室は本庁内の危機管理センターに置き、区及び地域の準備室及び連絡室は、区役所並びに第1種協働センターに置く。</p> <p>④ 情報の提供</p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課及び第1種協働センターは、地震情報等を関係課に提供する。</p> <p>⑤ 被害状況等の報告</p> <p>関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課、区役所の防災担当課又は第1種協働センターに報告する。</p> </td> </tr> </table>	(略)
(略)	(略)								
市災害対策準備室・連絡室	<p>(略)</p> <p>③ 設置場所</p> <p>市災害対策準備室及び連絡室は本庁内の危機管理センターに置き、区の準備室及び連絡室は、区役所並びに各協働センターに置く。</p> <p>④ 情報の提供</p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課及び各協働センターは、地震情報等を関係課に提供する。</p> <p>⑤ 被害状況等の報告</p> <p>関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課、区役所の防災担当課又は各協働センターに報告する。</p>								
(略)	(略)								
市災害対策準備室・連絡室	<p>(略)</p> <p>③ 設置場所</p> <p>市災害対策準備室及び連絡室は本庁内の危機管理センターに置き、区及び地域の準備室及び連絡室は、区役所並びに第1種協働センターに置く。</p> <p>④ 情報の提供</p> <p>危機管理課、区役所の防災担当課及び第1種協働センターは、地震情報等を関係課に提供する。</p> <p>⑤ 被害状況等の報告</p> <p>関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課、区役所の防災担当課又は第1種協働センターに報告する。</p>								

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>2 市災害対策本部等の設置及び使命・事務</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 199 481 395">設置</td> <td data-bbox="481 199 1153 395">(略) ② 設置場所 市災害対策本部は市役所本庁舎に置き、区本部及び地域本部は、各区役所並びに各協働センターに置く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 395 481 443">(略)</td> <td data-bbox="481 395 1153 443">(略)</td> </tr> </table> <p>3 組織及び使命・事務</p> <p>○ 組織及び使命・事務は次に掲げるところによるほか、別に示す。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 590 481 638">(略)</td> <td data-bbox="481 590 1153 638">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 638 481 834">市災害対策本部 区地域本部（以下「地域本部」という。）</td> <td data-bbox="481 638 1153 834">① 地域本部長 ・ 地域本部長は協働センター所長とする。 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 834 481 882">(略)</td> <td data-bbox="481 834 1153 882">(略)</td> </tr> </table> <p>8 防災関係機関の活動</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 1029 481 1077">(略)</td> <td data-bbox="481 1029 1153 1077">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1077 481 1225">農林水産省関東農政局（静岡支局）</td> <td data-bbox="481 1077 1153 1225">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1225 481 1417">関東森林管理局（天竜森林管理署）</td> <td data-bbox="481 1225 1153 1417">災害復旧用材(国有林材)の供給</td> </tr> </table>	設置	(略) ② 設置場所 市災害対策本部は市役所本庁舎に置き、区本部及び地域本部は、各区役所並びに各協働センターに置く。	(略)	(略)	(略)	(略)	市災害対策本部 区地域本部（以下「地域本部」という。）	① 地域本部長 ・ 地域本部長は協働センター所長とする。 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	農林水産省関東農政局（静岡支局）	(略)	関東森林管理局（天竜森林管理署）	災害復旧用材(国有林材)の供給	<p>2 市災害対策本部等の設置及び使命・事務</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1234 199 1422 395">設置</td> <td data-bbox="1422 199 2094 395">(略) ② 設置場所 市災害対策本部は市役所本庁舎に置き、区本部及び地域本部は、各区役所並びに第1種協働センターに置く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 395 1422 443">(略)</td> <td data-bbox="1422 395 2094 443">(略)</td> </tr> </table> <p>3 組織及び使命・事務</p> <p>○ 組織及び使命・事務は次に掲げるところによるほか、別に示す。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1234 590 1422 638">(略)</td> <td data-bbox="1422 590 2094 638">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 638 1422 834">市災害対策本部 区地域本部（以下「地域本部」という。）</td> <td data-bbox="1422 638 2094 834">① 地域本部長 ・ 地域本部長は第1種協働センター所長とする。 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 834 1422 882">(略)</td> <td data-bbox="1422 834 2094 882">(略)</td> </tr> </table> <p>8 防災関係機関の活動</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1234 1029 1422 1077">(略)</td> <td data-bbox="1422 1029 2094 1077">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1077 1422 1225">農林水産省関東農政局（静岡県拠点）</td> <td data-bbox="1422 1077 2094 1225">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1225 1422 1417">関東森林管理局（天竜森林管理署）</td> <td data-bbox="1422 1225 2094 1417">① 災害復旧用材(国有林材)の供給 (新設)② 大規模地震を観測した場合は、情報収集体制を構築し、国有林内において山地災害が確認された場合、あるいは、河川水位の急変等により上流部に河道閉塞が考えられる場合は、関東森林管</td> </tr> </table>	設置	(略) ② 設置場所 市災害対策本部は市役所本庁舎に置き、区本部及び地域本部は、各区役所並びに第1種協働センターに置く。	(略)	(略)	(略)	(略)	市災害対策本部 区地域本部（以下「地域本部」という。）	① 地域本部長 ・ 地域本部長は第1種協働センター所長とする。 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	農林水産省関東農政局（静岡県拠点）	(略)	関東森林管理局（天竜森林管理署）	① 災害復旧用材(国有林材)の供給 (新設)② 大規模地震を観測した場合は、情報収集体制を構築し、国有林内において山地災害が確認された場合、あるいは、河川水位の急変等により上流部に河道閉塞が考えられる場合は、関東森林管
設置	(略) ② 設置場所 市災害対策本部は市役所本庁舎に置き、区本部及び地域本部は、各区役所並びに各協働センターに置く。																																	
(略)	(略)																																	
(略)	(略)																																	
市災害対策本部 区地域本部（以下「地域本部」という。）	① 地域本部長 ・ 地域本部長は協働センター所長とする。 (略)																																	
(略)	(略)																																	
(略)	(略)																																	
農林水産省関東農政局（静岡支局）	(略)																																	
関東森林管理局（天竜森林管理署）	災害復旧用材(国有林材)の供給																																	
設置	(略) ② 設置場所 市災害対策本部は市役所本庁舎に置き、区本部及び地域本部は、各区役所並びに第1種協働センターに置く。																																	
(略)	(略)																																	
(略)	(略)																																	
市災害対策本部 区地域本部（以下「地域本部」という。）	① 地域本部長 ・ 地域本部長は第1種協働センター所長とする。 (略)																																	
(略)	(略)																																	
(略)	(略)																																	
農林水産省関東農政局（静岡県拠点）	(略)																																	
関東森林管理局（天竜森林管理署）	① 災害復旧用材(国有林材)の供給 (新設)② 大規模地震を観測した場合は、情報収集体制を構築し、国有林内において山地災害が確認された場合、あるいは、河川水位の急変等により上流部に河道閉塞が考えられる場合は、関東森林管																																	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

206	地震	5				理局に要請しヘリコプター等による被災状況の把握を速やかに行 う。		
			(略)	(略)	(略)	(略)		
			(2) 指定公共機関				(2) 指定公共機関	
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			KDDI (株)、ソフ トバンク <u>モバイ</u> ル(株)	① 地震情報の伝達 ② 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDDI (株)、ソフ トバンク(株)	① 地震情報の伝達 ② 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(3) 指定地方公共機関				(3) 指定地方公共機関	
			土地改良区	(略)	<u>浜名湖北部用水</u>	(略)	土地改良区	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(4) その他防災関係機関等				(4) その他防災関係機関等	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
公益財団法人浜 松国際交流協会	① 災害時多言語支援センターの設置、運営 ② 外国人住民の <u>安否確認</u> 、 <u>駐日外国公館との連絡調整</u>	公益財団法人浜 松国際交流協会	① 災害時多言語支援センターの設置、運営 ② 外国人住民の <u>避難状況確認</u>	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
第2節 情報活動	(略)	第2節 情報活動	(略)	2 情報の内容等	2 情報の内容等			

浜松市地域防災計画 新旧対照表

209	地震	5	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波等の情報の収集・伝達</td> <td> (略) ② 津波警報が発表された場合 ・ 市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する。 ③ 大津波警報が発表された場合 ・ 市長は、特別警報に位置付けられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、緊急速報メール、防災ホットメール及び防災行政無線等、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する。 ④ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合 ・ 市長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達する。 (略) </td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	津波等の情報の収集・伝達	(略) ② 津波警報が発表された場合 ・ 市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する。 ③ 大津波警報が発表された場合 ・ 市長は、特別警報に位置付けられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、緊急速報メール、防災ホットメール及び防災行政無線等、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する。 ④ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合 ・ 市長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達する。 (略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波等の情報の収集・伝達</td> <td> (略) ② 津波警報が発表された場合 ・ 市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって避難指示(緊急)を伝達する。 ③ 大津波警報が発表された場合 ・ 市長は、特別警報に位置付けられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、緊急速報メール、防災ホットメール及び防災行政無線等、あらゆる手段をもって避難指示(緊急)を伝達する。 ④ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合 ・ 市長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示(緊急)を伝達する。 (略) </td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	津波等の情報の収集・伝達	(略) ② 津波警報が発表された場合 ・ 市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって避難指示(緊急)を伝達する。 ③ 大津波警報が発表された場合 ・ 市長は、特別警報に位置付けられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、緊急速報メール、防災ホットメール及び防災行政無線等、あらゆる手段をもって避難指示(緊急)を伝達する。 ④ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合 ・ 市長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示(緊急)を伝達する。 (略)
			(略)	(略)																
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
津波等の情報の収集・伝達	(略) ② 津波警報が発表された場合 ・ 市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する。 ③ 大津波警報が発表された場合 ・ 市長は、特別警報に位置付けられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、緊急速報メール、防災ホットメール及び防災行政無線等、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する。 ④ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合 ・ 市長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達する。 (略)																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
津波等の情報の収集・伝達	(略) ② 津波警報が発表された場合 ・ 市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって避難指示(緊急)を伝達する。 ③ 大津波警報が発表された場合 ・ 市長は、特別警報に位置付けられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、緊急速報メール、防災ホットメール及び防災行政無線等、あらゆる手段をもって避難指示(緊急)を伝達する。 ④ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合 ・ 市長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示(緊急)を伝達する。 (略)																			
第3節 広報活動	第3節 広報活動																			
(略)	(略)																			
2 広報実施方法	2 広報実施方法																			
(略)	(略)																			

浜松市地域防災計画 新旧対照表

211	地震	5	<p>広報機関等の活用</p> <p>(略)</p> <p>⑥ インターネット</p> <p>浜松市ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。</p> <p>(略)</p>	<p>広報機関等の活用</p> <p>(略)</p> <p>⑥ インターネット</p> <p>浜松市ホームページ、浜松市防災ホットメール、緊急速報メール、浜松市公式フェイスブック、<u>浜松市公式ツイッター</u>、ヤフーブログで随時、最新情報を公開する。</p> <p>(略)</p>					
			<p>第4節 緊急輸送活動</p> <p>○ <u>東海地震発生時における広域受援の受け入れに係る緊急輸送活動</u>については、静岡県広域受援計画による。</p> <p>1 市</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送体制の 確立</td> <td> <p><輸送手段の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送は、自衛隊のヘリコプター又は輸送業者等の協力を得て次の車両により行う。 市有車両 公用車保有状況のとおり <p>(略)</p> <p><燃料の確保対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 市有車両の燃料、その他市の応急対策を実施するために必要な燃料は、浜松石油業協同組合の協力を得て確保に努める。 <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	(略)	(略)	緊急輸送体制の 確立	<p><輸送手段の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送は、自衛隊のヘリコプター又は輸送業者等の協力を得て次の車両により行う。 市有車両 公用車保有状況のとおり <p>(略)</p> <p><燃料の確保対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 市有車両の燃料、その他市の応急対策を実施するために必要な燃料は、浜松石油業協同組合の協力を得て確保に努める。 <p>(略)</p>	<p>第4節 緊急輸送活動</p> <p>○ <u>南海トラフ地震等の発生時における広域受援の受け入れに係る緊急輸送活動</u>については、静岡県広域受援計画による。</p> <p>1 市</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送体制の 確立</td> <td> <p><輸送手段の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送は、自衛隊のヘリコプター又は輸送業者等の協力を得て次の車両により行う。 公用車両 公用車保有状況のとおり <p>(略)</p> <p><燃料の確保対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 公用車両の燃料、その他市の応急対策を実施するために必要な燃料は、浜松石油業協同組合等の協力を得て確保に努める。 <u>(新設) 市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、県に供給を要請する。</u> <u>(新設) 給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。</u> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	(略)
(略)	(略)								
緊急輸送体制の 確立	<p><輸送手段の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送は、自衛隊のヘリコプター又は輸送業者等の協力を得て次の車両により行う。 市有車両 公用車保有状況のとおり <p>(略)</p> <p><燃料の確保対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 市有車両の燃料、その他市の応急対策を実施するために必要な燃料は、浜松石油業協同組合の協力を得て確保に努める。 <p>(略)</p>								
(略)	(略)								
緊急輸送体制の 確立	<p><輸送手段の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送は、自衛隊のヘリコプター又は輸送業者等の協力を得て次の車両により行う。 公用車両 公用車保有状況のとおり <p>(略)</p> <p><燃料の確保対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 公用車両の燃料、その他市の応急対策を実施するために必要な燃料は、浜松石油業協同組合等の協力を得て確保に努める。 <u>(新設) 市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、県に供給を要請する。</u> <u>(新設) 給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。</u> <p>(略)</p>								

浜松市地域防災計画 新旧対照表

213	地震	<p>5 第5節 他市町村等の応援・支援</p> <p>(略)</p> <p>○東海地震発生時における広域応援の受入れは、静岡県広域受援計画に基づく。</p> <p>1 県、政令市等に対する応援要請</p> <table border="1" data-bbox="293 491 1155 783"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>政令市等に対する応援要請</td> <td>・ 市長は、三遠南信災害時応援協定書及び 21 大都市災害時相互応援に関する協定に基づき、災害応急対策で必要なときは、他の市町村長等に対し応援を要請する。また、相互応援協定 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 自衛隊の支援</p> <table border="1" data-bbox="293 879 1155 1369"> <tr> <td>災害派遣要請</td> <td>・ 知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に係わる災害の状況を陸上自衛隊第 34 普通科連隊長又は航空自衛隊第 1 航空団司令に通知し、事後、知事に対してもその旨を速やかに通知する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>受入れ体制</td> <td>・ 支援自衛隊の受入れは、「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」及び別に定める活動拠点候補地による。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	政令市等に対する応援要請	・ 市長は、三遠南信災害時応援協定書及び 21 大都市災害時相互応援に関する協定に基づき、災害応急対策で必要なときは、他の市町村長等に対し応援を要請する。また、相互応援協定 (略)	(略)	(略)	災害派遣要請	・ 知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に係わる災害の状況を陸上自衛隊第 34 普通科連隊長又は航空自衛隊第 1 航空団司令に通知し、事後、知事に対してもその旨を速やかに通知する。 (略)	受入れ体制	・ 支援自衛隊の受入れは、「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」及び別に定める活動拠点候補地による。 (略)	(略)	(略)	<p>第5節 他市町村等への応援要請</p> <p>(略)</p> <p>○南海トラフ地震等の発生時における広域応援の受け入れは、静岡県広域受援計画に基づく。</p> <p>1 県、政令市等に対する応援要請</p> <table border="1" data-bbox="1234 491 2096 783"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>政令市等に対する応援要請</td> <td>・ 市長は、三遠南信災害時相互応援協定書及び 21 大都市災害時相互応援に関する協定に基づき、災害応急対策で必要なときは、他の市町村長等に対し応援を要請する。また、相互応援協定 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 自衛隊の支援</p> <table border="1" data-bbox="1234 879 2096 1369"> <tr> <td>災害派遣要請</td> <td>・ 知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に係わる災害の状況を陸上自衛隊第 34 普通科連隊長又は航空自衛隊第 1 航空団司令(浜松基地)に通知し、事後、知事に対してもその旨を速やかに通知する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>受け入れ体制</td> <td>・ 支援自衛隊の受け入れは、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」及び別に定める活動拠点候補地による。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	政令市等に対する応援要請	・ 市長は、三遠南信災害時相互応援協定書及び 21 大都市災害時相互応援に関する協定に基づき、災害応急対策で必要なときは、他の市町村長等に対し応援を要請する。また、相互応援協定 (略)	(略)	(略)	災害派遣要請	・ 知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に係わる災害の状況を陸上自衛隊第 34 普通科連隊長又は航空自衛隊第 1 航空団司令(浜松基地)に通知し、事後、知事に対してもその旨を速やかに通知する。 (略)	受け入れ体制	・ 支援自衛隊の受け入れは、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」及び別に定める活動拠点候補地による。 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)																										
政令市等に対する応援要請	・ 市長は、三遠南信災害時応援協定書及び 21 大都市災害時相互応援に関する協定に基づき、災害応急対策で必要なときは、他の市町村長等に対し応援を要請する。また、相互応援協定 (略)																										
(略)	(略)																										
災害派遣要請	・ 知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に係わる災害の状況を陸上自衛隊第 34 普通科連隊長又は航空自衛隊第 1 航空団司令に通知し、事後、知事に対してもその旨を速やかに通知する。 (略)																										
受入れ体制	・ 支援自衛隊の受入れは、「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」及び別に定める活動拠点候補地による。 (略)																										
(略)	(略)																										
(略)	(略)																										
政令市等に対する応援要請	・ 市長は、三遠南信災害時相互応援協定書及び 21 大都市災害時相互応援に関する協定に基づき、災害応急対策で必要なときは、他の市町村長等に対し応援を要請する。また、相互応援協定 (略)																										
(略)	(略)																										
災害派遣要請	・ 知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に係わる災害の状況を陸上自衛隊第 34 普通科連隊長又は航空自衛隊第 1 航空団司令(浜松基地)に通知し、事後、知事に対してもその旨を速やかに通知する。 (略)																										
受け入れ体制	・ 支援自衛隊の受け入れは、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」及び別に定める活動拠点候補地による。 (略)																										
(略)	(略)																										

浜松市地域防災計画 新旧対照表

221	地震	5	第7節 避難活動	第7節 避難活動					
			<p>(略)</p> <p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>避難所の設置</td> <td> <p>(略)</p> <p>③ 避難所の管理、運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所には、地区防災班の班員の中から避難所担当員を配置する。人数は必要に応じて適宜対応する。 ・ 避難所班長を管理責任者とし、自主防災組織及び避難所となる施設の管理者の協力を得て、あらかじめ整備した資機材を活用して避難所の管理、運営を行う。 <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	避難所の設置	<p>(略)</p> <p>③ 避難所の管理、運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所には、地区防災班の班員の中から避難所担当員を配置する。人数は必要に応じて適宜対応する。 ・ 避難所班長を管理責任者とし、自主防災組織及び避難所となる施設の管理者の協力を得て、あらかじめ整備した資機材を活用して避難所の管理、運営を行う。 <p>(略)</p>	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>避難所の設置</td> <td> <p>(略)</p> <p>③ 避難所の管理、運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所には、地区防災班の班員の中から避難所担当員を配置する。人数は必要に応じて適宜対応する。 ・ 避難所班長は、自主防災組織及び避難所となる施設の管理者の協力を得て、あらかじめ整備した資機材を活用して避難所の管理、運営を行う。 <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	避難所の設置
避難所の設置	<p>(略)</p> <p>③ 避難所の管理、運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所には、地区防災班の班員の中から避難所担当員を配置する。人数は必要に応じて適宜対応する。 ・ 避難所班長を管理責任者とし、自主防災組織及び避難所となる施設の管理者の協力を得て、あらかじめ整備した資機材を活用して避難所の管理、運営を行う。 <p>(略)</p>								
(略)	(略)								
避難所の設置	<p>(略)</p> <p>③ 避難所の管理、運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所には、地区防災班の班員の中から避難所担当員を配置する。人数は必要に応じて適宜対応する。 ・ 避難所班長は、自主防災組織及び避難所となる施設の管理者の協力を得て、あらかじめ整備した資機材を活用して避難所の管理、運営を行う。 <p>(略)</p>								
(略)	(略)								
229	地震	5	第10節 地域への救援活動	第10節 地域への救援活動					
			<p>(略)</p> <p>○ 東海地震発生時における広域応援の受入れに係る地域への救援活動については、静岡県広域受援計画による。</p> <p>(略)</p> <p>4 医療救護活動</p> <p>○ 浜松市医療救護計画に基づき、軽症患者等は応急救護所で処置を行い、重症患者及び中等症患者は指定した救護病院で処置を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>市</td> <td> <p>(略)</p> <p>⑤ 応急救護所の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トリアージ ・ 軽症患者に対する処置の看護師等への指示 </td> </tr> </table>	市	<p>(略)</p> <p>⑤ 応急救護所の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トリアージ ・ 軽症患者に対する処置の看護師等への指示 	<p>(略)</p> <p>○ 南海トラフ地震等の発生時における広域応援の受け入れに係る地域への救援活動については、静岡県広域受援計画による。</p> <p>(略)</p> <p>4 医療救護活動</p> <p>○ 浜松市医療救護計画に基づき、軽症患者等は応急救護所で処置を行い、重症患者及び中等症患者は指定した救護病院で処置を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>市</td> <td> <p>(略)</p> <p>⑤ 応急救護所の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トリアージ ・ 軽症患者に対する処置の看護師等への指示 </td> </tr> </table>	市	<p>(略)</p> <p>⑤ 応急救護所の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トリアージ ・ 軽症患者に対する処置の看護師等への指示 	
市	<p>(略)</p> <p>⑤ 応急救護所の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トリアージ ・ 軽症患者に対する処置の看護師等への指示 								
市	<p>(略)</p> <p>⑤ 応急救護所の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トリアージ ・ 軽症患者に対する処置の看護師等への指示 								

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡の<u>確認</u> ・ 重症患者及び中等症患者への応急処置 ・ 救護病院等への<u>移送手配</u> ・ 医療救護活動の記録、市災害対策本部への措置状況等の報告 ・ 地区防災班への救援要請 ・ その他必要な事項 <p>⑥ 救護病院の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トリアージ ・ 重症患者及び中等症患者の処置と収容 ・ 広域搬送拠点への<u>移送手配</u> ・ 死亡の検案 ・ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入れ状況等の報告 ・ その他必要な事項 <p>⑦ 市において医療救護が困難な場合は、必要事項を示して県へ応援を要請する。</p> <p>⑧ 市内の救護病院等だけでは治療・受入れすることができない重症患者を広域搬送する場合は、静岡県医療救護計画に基づき、広域搬送拠点又は救護病院の最寄りのヘリポートまで、重症患者を搬送する。</p> <p>⑨ 医療救護活動状況等の情報を<u>広域災害・救急医療情報システム</u>等により把握し、応援の派遣等を行う。</p>	
	市民及び自主防災組織	(略)	
		③ <u>救護病院が至近距離にある場合は、応急救護所からの搬送に協力する。</u>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡の<u>検案</u> ・ 重症患者及び中等症患者への応急処置 ・ 救護病院等への<u>搬送手配</u> ・ 医療救護活動の記録、市災害対策本部への措置状況等の報告 ・ 地区防災班への救援要請 ・ その他必要な事項 <p>⑥ 救護病院の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トリアージ ・ 重症患者及び中等症患者の処置と収容 ・ 広域搬送拠点への<u>搬送手配</u> ・ 死亡の検案 ・ 医療救護活動の記録及び<u>広域災害救急医療情報システム (EMIS)</u>への入力等による市災害対策本部への受入れ状況等の報告 ・ その他必要な事項 <p>⑦ 市において医療救護が困難な場合は、必要事項を示して県へ応援を要請する。</p> <p>⑧ 市内の救護病院等だけでは治療・受入れすることができない重症患者を広域搬送する場合は、静岡県医療救護計画に基づき、広域搬送拠点又は救護病院の最寄りのヘリポートまで、重症患者を搬送する。</p> <p>⑨ 医療救護活動状況等の情報を<u>広域災害救急医療情報システム (EMIS)</u>等により把握し、応援の派遣等を行う。</p>	
	市民及び自主防災組織	(略)	
		③ <u>重症患者、中等症患者の応急救護所から救護病院までの搬送に協力する。</u>	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>5 ごみ、し尿、災害廃棄物の処理</p> <p>○生活ごみ、し尿、災害廃棄物の処理については、「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に基づき行う。</p> <p>○ 災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。</p> <table border="1" data-bbox="293 395 1155 1407"> <tr> <td data-bbox="293 395 483 1407">市</td> <td data-bbox="483 395 1155 1407"> <p>① ごみ、し尿の処理施設等の被害状況を把握し、応急復旧に努める。</p> <p>② ごみの収集が可能になるまでの間、市民及び自主防災組織に対して、次の指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃えるごみ、燃えないごみ、特定品目、便袋、おむつ、在宅医療廃棄物は、発生場所等にて分別してまとめておく。 ・ 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、水洗トイレは使用せず、仮設トイレ等を使用する。 <p>③ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集・運搬及び処分を行う場合は、県が設置する広域の組織に参加し、災害廃棄物処理対策組織(市廃棄物処理部)を中心に、発生現場や仮置場でコンクリート瓦礫、金属、廃木材等の分別を徹底し、種類別の発生量を把握する。また、仮置場に破砕、分別、焼却等の機械設備を設置して、焼却量・埋立処分量の減量化とリサイクル化を積極的に推進する。なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関に協力を求め、運搬・処理体制の確立を図る。</p> <p>④ 収集把握した情報等のうち、次の内容を整理し県に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の倒壊に伴う解体件数 ・ <u>ごみ処理施設等の被災状況</u> ・ <u>産業廃棄物処理施設等の被災状況</u> ・ <u>災害廃棄物処理能力の不足量の推計</u> ・ <u>仮置場、仮設処理施設場の確保状況</u> </td> </tr> </table>	市	<p>① ごみ、し尿の処理施設等の被害状況を把握し、応急復旧に努める。</p> <p>② ごみの収集が可能になるまでの間、市民及び自主防災組織に対して、次の指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃えるごみ、燃えないごみ、特定品目、便袋、おむつ、在宅医療廃棄物は、発生場所等にて分別してまとめておく。 ・ 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、水洗トイレは使用せず、仮設トイレ等を使用する。 <p>③ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集・運搬及び処分を行う場合は、県が設置する広域の組織に参加し、災害廃棄物処理対策組織(市廃棄物処理部)を中心に、発生現場や仮置場でコンクリート瓦礫、金属、廃木材等の分別を徹底し、種類別の発生量を把握する。また、仮置場に破砕、分別、焼却等の機械設備を設置して、焼却量・埋立処分量の減量化とリサイクル化を積極的に推進する。なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関に協力を求め、運搬・処理体制の確立を図る。</p> <p>④ 収集把握した情報等のうち、次の内容を整理し県に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の倒壊に伴う解体件数 ・ <u>ごみ処理施設等の被災状況</u> ・ <u>産業廃棄物処理施設等の被災状況</u> ・ <u>災害廃棄物処理能力の不足量の推計</u> ・ <u>仮置場、仮設処理施設場の確保状況</u>
市	<p>① ごみ、し尿の処理施設等の被害状況を把握し、応急復旧に努める。</p> <p>② ごみの収集が可能になるまでの間、市民及び自主防災組織に対して、次の指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃えるごみ、燃えないごみ、特定品目、便袋、おむつ、在宅医療廃棄物は、発生場所等にて分別してまとめておく。 ・ 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、水洗トイレは使用せず、仮設トイレ等を使用する。 <p>③ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集・運搬及び処分を行う場合は、県が設置する広域の組織に参加し、災害廃棄物処理対策組織(市廃棄物処理部)を中心に、発生現場や仮置場でコンクリート瓦礫、金属、廃木材等の分別を徹底し、種類別の発生量を把握する。また、仮置場に破砕、分別、焼却等の機械設備を設置して、焼却量・埋立処分量の減量化とリサイクル化を積極的に推進する。なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関に協力を求め、運搬・処理体制の確立を図る。</p> <p>④ 収集把握した情報等のうち、次の内容を整理し県に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の倒壊に伴う解体件数 ・ <u>ごみ処理施設等の被災状況</u> ・ <u>産業廃棄物処理施設等の被災状況</u> ・ <u>災害廃棄物処理能力の不足量の推計</u> ・ <u>仮置場、仮設処理施設場の確保状況</u> 		
<p>5 ごみ、し尿、災害廃棄物の処理</p> <p>○ごみ、し尿及び災害廃棄物の処理については、<u>浜松市災害廃棄物処理計画等</u>に基づき行う。</p> <p>○ (削除)</p> <table border="1" data-bbox="1234 395 2096 1407"> <tr> <td data-bbox="1234 395 1424 1407">市</td> <td data-bbox="1424 395 2096 1407"> <p>① ごみ、し尿の処理施設等の被害状況を把握し、応急復旧に努める。</p> <p>② <u>ごみ、し尿</u>の収集が可能になるまでの間、市民及び自主防災組織に対して、次の指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平常時の分別方法に基づき</u>、発生場所等にて分別してまとめておく。 ・ 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、水洗トイレは使用せず、<u>避難所の仮設トイレ等</u>を使用する。 <p>③ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集・運搬及び処分を行うにあたり、発生現場や仮置場での分別を徹底し、減量化、資源化を推進する。</p> <p><u>また、種類別の発生量を把握し、既存の処理施設で処理能力が不足する場合は、仮置場に破砕、分別、焼却等の機械設備を設置して、処理を行う。</u>なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関に協力を求め、運搬・処理体制の確立を図る。</p> <p>④ 収集把握した情報等のうち、次の内容を整理し県に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の倒壊に伴う解体件数 ・ <u>廃棄物処理施設の被災状況</u> ・ <u>災害廃棄物の発生推計</u> ・ <u>仮置場の開設・搬入状況</u> </td> </tr> </table>	市	<p>① ごみ、し尿の処理施設等の被害状況を把握し、応急復旧に努める。</p> <p>② <u>ごみ、し尿</u>の収集が可能になるまでの間、市民及び自主防災組織に対して、次の指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平常時の分別方法に基づき</u>、発生場所等にて分別してまとめておく。 ・ 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、水洗トイレは使用せず、<u>避難所の仮設トイレ等</u>を使用する。 <p>③ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集・運搬及び処分を行うにあたり、発生現場や仮置場での分別を徹底し、減量化、資源化を推進する。</p> <p><u>また、種類別の発生量を把握し、既存の処理施設で処理能力が不足する場合は、仮置場に破砕、分別、焼却等の機械設備を設置して、処理を行う。</u>なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関に協力を求め、運搬・処理体制の確立を図る。</p> <p>④ 収集把握した情報等のうち、次の内容を整理し県に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の倒壊に伴う解体件数 ・ <u>廃棄物処理施設の被災状況</u> ・ <u>災害廃棄物の発生推計</u> ・ <u>仮置場の開設・搬入状況</u> 	
市	<p>① ごみ、し尿の処理施設等の被害状況を把握し、応急復旧に努める。</p> <p>② <u>ごみ、し尿</u>の収集が可能になるまでの間、市民及び自主防災組織に対して、次の指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平常時の分別方法に基づき</u>、発生場所等にて分別してまとめておく。 ・ 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、水洗トイレは使用せず、<u>避難所の仮設トイレ等</u>を使用する。 <p>③ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集・運搬及び処分を行うにあたり、発生現場や仮置場での分別を徹底し、減量化、資源化を推進する。</p> <p><u>また、種類別の発生量を把握し、既存の処理施設で処理能力が不足する場合は、仮置場に破砕、分別、焼却等の機械設備を設置して、処理を行う。</u>なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関に協力を求め、運搬・処理体制の確立を図る。</p> <p>④ 収集把握した情報等のうち、次の内容を整理し県に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の倒壊に伴う解体件数 ・ <u>廃棄物処理施設の被災状況</u> ・ <u>災害廃棄物の発生推計</u> ・ <u>仮置場の開設・搬入状況</u> 		

浜松市地域防災計画 新旧対照表

236	地震	5	<table border="1"> <tr><td></td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>7 保健活動</p> <p>○ 被災住民、避難住民に対する保健指導を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 保健所長の指示により、保健活動を行う。 市民及び自主防災組織の行う保健活動の指導をする。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	(略)	市	<ul style="list-style-type: none"> 保健所長の指示により、保健活動を行う。 市民及び自主防災組織の行う保健活動の指導をする。 	(略)	(略)	<table border="1"> <tr><td></td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>7 健康支援活動</p> <p>○ 浜松市災害時健康支援活動マニュアルに基づき被災住民、避難住民に対する健康支援活動を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (削除) ① 避難住民に対しての健康管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 健康状態の確認 健康相談 医療チームとの連携した活動 エコノミークラス症候群、生活不活発病等の予防啓発 ② 被災地区住民の健康状態把握を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 全戸訪問の実施 ③ ふじのくに防災情報共有システムにて派遣要請を行う。 ④ 市民及び自主防災組織の行う保健活動の指導をする。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	(略)	市	<ul style="list-style-type: none"> (削除) ① 避難住民に対しての健康管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 健康状態の確認 健康相談 医療チームとの連携した活動 エコノミークラス症候群、生活不活発病等の予防啓発 ② 被災地区住民の健康状態把握を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 全戸訪問の実施 ③ ふじのくに防災情報共有システムにて派遣要請を行う。 ④ 市民及び自主防災組織の行う保健活動の指導をする。 	(略)	(略)
				(略)																
(略)	(略)																			
市	<ul style="list-style-type: none"> 保健所長の指示により、保健活動を行う。 市民及び自主防災組織の行う保健活動の指導をする。 																			
(略)	(略)																			
	(略)																			
(略)	(略)																			
市	<ul style="list-style-type: none"> (削除) ① 避難住民に対しての健康管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 健康状態の確認 健康相談 医療チームとの連携した活動 エコノミークラス症候群、生活不活発病等の予防啓発 ② 被災地区住民の健康状態把握を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 全戸訪問の実施 ③ ふじのくに防災情報共有システムにて派遣要請を行う。 ④ 市民及び自主防災組織の行う保健活動の指導をする。 																			
(略)	(略)																			
237	地震	5	<p>第11節 学校等における災害応急対策及び応急教育</p> <p>○ 幼稚園、小・中・高等学校等の学校の生徒等・教職員や、学校の施設が被害をうけ、教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に教育の場を再開するための対策の概要を示す。</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 学校等における災害応急対策及び応急教育</p> <p>○ 幼稚園、小・中・高等学校等の生徒等・教職員や、学校の施設が被害をうけ、教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に教育の場を再開するための対策の概要を示す。</p> <p>(略)</p>																
			<p>第12節 被災者の生活再建等への支援</p> <p>(略)</p> <p>2 実施事項</p>	<p>第12節 被災者の生活再建等への支援</p> <p>(略)</p> <p>2 実施事項</p>																

浜松市地域防災計画 新旧対照表

238	地震	5	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市又は県が民間の協力を得て実施する事項</td> <td>(略) ⑤ 義援金品の募集及び配分</td> </tr> <tr> <td>民間団体等が他の協力を得て実施する事項</td> <td>・ 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会が、市、県等との協力により、被災低所得世帯へ生活福祉資金の貸付け被災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け (略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	市又は県が民間の協力を得て実施する事項	(略) ⑤ 義援金品の募集及び配分	民間団体等が他の協力を得て実施する事項	・ 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会が、市、県等との協力により、被災低所得世帯へ生活福祉資金の貸付け被災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け (略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市又は県が民間の協力を得て実施する事項</td> <td>(略) ⑤ 義援金の募集及び配分</td> </tr> <tr> <td>民間団体等が他の協力を得て実施する事項</td> <td>・ 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会が、市、県等との協力により、被災低所得世帯へ生活福祉資金の貸付け (略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	市又は県が民間の協力を得て実施する事項	(略) ⑤ 義援金の募集及び配分	民間団体等が他の協力を得て実施する事項	・ 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会が、市、県等との協力により、被災低所得世帯へ生活福祉資金の貸付け (略)
			(略)	(略)												
市又は県が民間の協力を得て実施する事項	(略) ⑤ 義援金品の募集及び配分															
民間団体等が他の協力を得て実施する事項	・ 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会が、市、県等との協力により、被災低所得世帯へ生活福祉資金の貸付け被災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け (略)															
(略)	(略)															
市又は県が民間の協力を得て実施する事項	(略) ⑤ 義援金の募集及び配分															
民間団体等が他の協力を得て実施する事項	・ 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会が、市、県等との協力により、被災低所得世帯へ生活福祉資金の貸付け (略)															
<p>第13節 市有施設・設備等の対策</p> <p>(略)</p> <p>2 公共施設等</p> <p>○ 災害応急活動を実施するうえで重要な市有施設等の可及的速やかな機能回復を図るための措置を示す。</p>			<p>第13節 市有施設・設備等の対策</p> <p>(略)</p> <p>2 公共施設等</p> <p>○ 災害応急活動を実施するうえで重要な市有施設等の可及的速やかな機能回復を図るための措置を示す。</p>													
241	地震	5	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td>マニュアルに基づき、次の対策を行う。 ・ 焼却炉、ボイラー等の施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。 ・ 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	廃棄物処理施設	マニュアルに基づき、次の対策を行う。 ・ 焼却炉、ボイラー等の施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。 ・ 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td>浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき、次の対策を行う。 ・ 施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。 ・ 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	廃棄物処理施設	浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき、次の対策を行う。 ・ 施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。 ・ 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。	(略)	(略)
			(略)	(略)												
廃棄物処理施設	マニュアルに基づき、次の対策を行う。 ・ 焼却炉、ボイラー等の施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。 ・ 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。															
(略)	(略)															
(略)	(略)															
廃棄物処理施設	浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき、次の対策を行う。 ・ 施設・設備等の点検巡視を行い、被害状況を把握する。 ・ 受配電設備の安全確認を行い、運転再開のための復旧措置を講じる。															
(略)	(略)															
<p>第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項</p> <p>(略)</p>			<p>第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項</p> <p>(略)</p>													

浜松市地域防災計画 新旧対照表

242	地震	5	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設</td> <td>・ 緊急避難場所、避難路、避難誘導方法を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時<u>要援護者の安全確保</u>に配慮する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	・ 緊急避難場所、避難路、避難誘導方法を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時 <u>要援護者の安全確保</u> に配慮する。	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設</td> <td>・ 緊急避難場所、避難路、避難誘導方法を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時<u>避難行動要支援者の安全確保</u>に配慮する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	・ 緊急避難場所、避難路、避難誘導方法を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時 <u>避難行動要支援者の安全確保</u> に配慮する。	(略)	(略)				
			(略)	(略)																
学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	・ 緊急避難場所、避難路、避難誘導方法を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時 <u>要援護者の安全確保</u> に配慮する。																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	・ 緊急避難場所、避難路、避難誘導方法を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時 <u>避難行動要支援者の安全確保</u> に配慮する。																			
(略)	(略)																			
<p>第16節 津波応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 災害時の配備体制</p> <p>(略)</p> <p>(2)市災害対策準備室・連絡室</p> <p>○ 静岡県沿岸に津波警報が発表されたとき、又は津波注意報が発表され、被害発生のおそれがあるときは、市災害対策準備室を設置し、被害の<u>程度により</u>市災害対策連絡室へ移行する。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難対策</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>情報・広報活動</td> <td>(略) ③ 住民は、防災行政無線(同報系)、ラジオ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波からの避難対策</td> <td>(略) ③ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合 ・ 市長は、直ちに避難対象地区(津波危険予想地域、推進計画区域)にある住民、海水浴客等に対して、避難の勧告又は指示を伝達するな</td> </tr> </table>			(略)	(略)	情報・広報活動	(略) ③ 住民は、防災行政無線(同報系)、ラジオ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。	(略)	(略)	津波からの避難対策	(略) ③ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合 ・ 市長は、直ちに避難対象地区(津波危険予想地域、推進計画区域)にある住民、海水浴客等に対して、避難の勧告又は指示を伝達するな	<p>第16節 津波応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 災害時の配備体制</p> <p>(略)</p> <p>(2)市災害対策準備室・連絡室</p> <p>○ 静岡県沿岸に津波警報が発表されたとき、又は津波注意報が発表され、被害発生のおそれがあるときは、市災害対策準備室を設置し、被害の<u>発生又は危険な状態が続くと見込まれる場合は、</u>市災害対策連絡室へ移行する。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難対策</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>情報・広報活動</td> <td>(略) ③ 住民は、<u>テレビ、ラジオ</u>、防災行政無線(同報系)等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波からの避難対策</td> <td>(略) ③ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合 ・ 市長は、直ちに避難対象地区(津波危険予想地域、推進計画区域)にある住民、<u>漁業・港湾関係者等及び</u>海水浴客等に対して、避難の勧</td> </tr> </table>		(略)	(略)	情報・広報活動	(略) ③ 住民は、 <u>テレビ、ラジオ</u> 、防災行政無線(同報系)等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。	(略)	(略)	津波からの避難対策	(略) ③ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合 ・ 市長は、直ちに避難対象地区(津波危険予想地域、推進計画区域)にある住民、 <u>漁業・港湾関係者等及び</u> 海水浴客等に対して、避難の勧
(略)	(略)																			
情報・広報活動	(略) ③ 住民は、防災行政無線(同報系)、ラジオ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。																			
(略)	(略)																			
津波からの避難対策	(略) ③ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合 ・ 市長は、直ちに避難対象地区(津波危険予想地域、推進計画区域)にある住民、海水浴客等に対して、避難の勧告又は指示を伝達するな																			
(略)	(略)																			
情報・広報活動	(略) ③ 住民は、 <u>テレビ、ラジオ</u> 、防災行政無線(同報系)等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。																			
(略)	(略)																			
津波からの避難対策	(略) ③ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合 ・ 市長は、直ちに避難対象地区(津波危険予想地域、推進計画区域)にある住民、 <u>漁業・港湾関係者等及び</u> 海水浴客等に対して、避難の勧																			

浜松市地域防災計画 新旧対照表

249	地震	6	<p>どの必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p>	<p>告又は指示を伝達するなどの必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p>												
			<p>(新設) 第17節 市域外被災地支援活動</p> <p>○ 市域外において発生した大規模地震災害等に対して、被災自治体を実施する支援活動について定める。</p> <p>1 被災地支援体制</p> <p>○ 被災地支援が決定した場合には被災地支援対策本部を設置し、被災地の情報収集や派遣職員等の総合調整を行う。</p> <p>○ 被災地の情報収集等を行う先遣隊、現地支援本部及び本市へ避難した被災者の相談窓口として被災地・被災者支援センターを必要に応じて設置する。</p> <p>2 被災地支援対策本部会議</p> <p>○ 支援活動の重要事項を協議するため、必要に応じて被災地支援対策本部会議を開催する。</p> <p>○ 被災地支援対策本部会議は必要に応じて各部局へ具体的な検討及び対策の指示をする。</p>													
		6	<p>第1節 市・防災関係機関の活動</p> <p>(略)</p> <p>7 指定地方行政機関</p> <p>○ 復旧・復興対策として講じる主要な措置事項は次のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東森林管理局</td> <td>・災害復旧用材(国有林材)の供給</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	関東森林管理局	・災害復旧用材(国有林材)の供給	(略)	(略)	<p>第1節 市・防災関係機関の活動</p> <p>(略)</p> <p>7 指定地方行政機関</p> <p>○ 復旧・復興対策として講じる主要な措置事項は次のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東森林管理局</td> <td>① 災害復旧用材(国有林材)の供給 (新設) ② 国有林内の山腹崩壊、河道閉塞、林道等の災害の復旧について、工事の可否を検討し必要な調査・設計を行い復旧事業を実施する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	関東森林管理局	① 災害復旧用材(国有林材)の供給 (新設) ② 国有林内の山腹崩壊、河道閉塞、林道等の災害の復旧について、工事の可否を検討し必要な調査・設計を行い復旧事業を実施する。	(略)	(略)
(略)	(略)															
関東森林管理局	・災害復旧用材(国有林材)の供給															
(略)	(略)															
(略)	(略)															
関東森林管理局	① 災害復旧用材(国有林材)の供給 (新設) ② 国有林内の山腹崩壊、河道閉塞、林道等の災害の復旧について、工事の可否を検討し必要な調査・設計を行い復旧事業を実施する。															
(略)	(略)															
		8	指定公共機関	指定公共機関												

浜松市地域防災計画 新旧対照表

258	地震	6	(略)	(略)	(略)	(略)
			KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)	(略)	KDDI(株)、ソフトバンク(株)	(略)
260	地震	6	(略)	(略)	(略)	(略)
			第7節 都市・農山漁村の復興	第7節 都市・農山漁村の復興		
			1 都市・農山漁村復興計画の策定	1 都市・農山漁村復興計画の策定		
			(略)	(略)		
			(2) 農山漁村復興計画の策定	(2) 都市・農山漁村復興計画の策定		
			○ 計画策定本部に設置される計画策定委員会に、都市・農山漁村復興計画部会を設置し、都市・農山漁村の復興方針を定め、都市・農山漁村復興計画を策定する。	○ 計画策定本部に設置される計画策定委員会に、都市・農山漁村復興計画部会を設置し、都市・農山漁村の復興方針を定め、都市復興基本計画及び集落復興基本計画からなる都市・農山漁村復興計画を策定する。		
			2 都市の復興	2 都市の復興		
			基本方針	・都市計画区域内の市街地、農山漁村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。	基本方針	・都市計画区域内の市街地、農山漁村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため都市復興基本計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。
			(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)
			第8節 被災者の生活再建支援	第8節 被災者の生活再建支援		
			(略)	(略)		
			3 被災者の経済的再建支援	3 被災者の経済的再建支援		
			(略)	(略)	(略)	(略)
			市	① 被災状況の把握	市	① 被災状況の把握
				・ 災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把		・ 災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把

浜松市地域防災計画 新旧対照表

264	地震	6	<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <p>握し県に報告する。また、被災情報が不足している地域には補足調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡者数 ・ 負傷者数 ・ <u>全壊、半壊住宅数等</u> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>5 要配慮者の支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康管理の実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急住宅に居住する被災住民に対する保健指導を実施し、<u>健康管理、栄養指導等を実施する。</u> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第9節 地域経済復興支援</p> <p>(略)</p> <p>3 農林漁業者を対象とした支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>自作農維持資金</u>に関する事業処理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自作農維持資金</u>に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。 </td> </tr> <tr> <td><u>金融面の措置</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市独自の災害対策に関する融資制度を積極的に活用する。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		<p>握し県に報告する。また、被災情報が不足している地域には補足調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡者数 ・ 負傷者数 ・ <u>全壊、半壊住宅数等</u> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	健康管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急住宅に居住する被災住民に対する保健指導を実施し、<u>健康管理、栄養指導等を実施する。</u> 	(略)	(略)	<u>自作農維持資金</u> に関する事業処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自作農維持資金</u>に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。 	<u>金融面の措置</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市独自の災害対策に関する融資制度を積極的に活用する。</u> 	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td> <p>握し県に報告する。また、被災情報が不足している地域には補足調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡者数 ・ 負傷者数 ・ <u>全壊、大規模半壊、半壊住宅数等</u> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>5 要配慮者の支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康管理の実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急住宅に居住する被災住民に対する健康支援を行う。<u>(新設)</u>・ <u>健康や栄養、口腔に関する相談等を実施する。</u> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第9節 地域経済復興支援</p> <p>(略)</p> <p>3 農林漁業者を対象とした支援</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>農業経営維持安定資金</u>に関する事業処理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>農業経営維持安定資金</u>に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。 </td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		<p>握し県に報告する。また、被災情報が不足している地域には補足調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡者数 ・ 負傷者数 ・ <u>全壊、大規模半壊、半壊住宅数等</u> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	健康管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急住宅に居住する被災住民に対する健康支援を行う。<u>(新設)</u>・ <u>健康や栄養、口腔に関する相談等を実施する。</u> 	(略)	(略)	<u>農業経営維持安定資金</u> に関する事業処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>農業経営維持安定資金</u>に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。 	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(略)	(略)
				<p>握し県に報告する。また、被災情報が不足している地域には補足調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡者数 ・ 負傷者数 ・ <u>全壊、半壊住宅数等</u> <p>(略)</p>																																
(略)	(略)																																			
(略)	(略)																																			
健康管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急住宅に居住する被災住民に対する保健指導を実施し、<u>健康管理、栄養指導等を実施する。</u> 																																			
(略)	(略)																																			
<u>自作農維持資金</u> に関する事業処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自作農維持資金</u>に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。 																																			
<u>金融面の措置</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市独自の災害対策に関する融資制度を積極的に活用する。</u> 																																			
(略)	(略)																																			
	<p>握し県に報告する。また、被災情報が不足している地域には補足調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡者数 ・ 負傷者数 ・ <u>全壊、大規模半壊、半壊住宅数等</u> <p>(略)</p>																																			
(略)	(略)																																			
(略)	(略)																																			
健康管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急住宅に居住する被災住民に対する健康支援を行う。<u>(新設)</u>・ <u>健康や栄養、口腔に関する相談等を実施する。</u> 																																			
(略)	(略)																																			
<u>農業経営維持安定資金</u> に関する事業処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>農業経営維持安定資金</u>に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。 																																			
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																			
(略)	(略)																																			
269	大規模	2	<p>第1節 総則</p>	<p>第1節 総則</p>																																

浜松市地域防災計画 新旧対照表

271	大規模	2	<p>(略)</p> <p>2 予想される事故と地域</p> <p>(1) 市内の道路の状況</p> <p>○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(平成 27 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>65.2</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>9</td> <td>280.9</td> </tr> <tr> <td>県 道</td> <td>65</td> <td>680.9</td> </tr> <tr> <td>市 町 道</td> <td>23,554</td> <td>7549.0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>23,632</td> <td>8576.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(4) 道路交通危険箇所</p> <p>○ 平成 27 年 3 月末における市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(平成 27 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>落石・崩壊</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>56</td> <td>31</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>88</td> <td>51</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>157</td> <td>91</td> <td>248</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第 2 節 災害予防計画</p>	道路の種類	路線数	実延長 (km)	高速自動車国道	2	65.2	一般国道	9	280.9	県 道	65	680.9	市 町 道	23,554	7549.0	合 計	23,632	8576.0	道路の種類	落石・崩壊	その他	合計	一般国道	13	9	22	主要地方道	56	31	87	一般県道	88	51	139	合 計	157	91	248	<p>(略)</p> <p>2 予想される事故と地域</p> <p>(1) 市内の道路の状況</p> <p>○ 浜松市内の道路の路線数及び延長は次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>2</td> <td>65.2</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>6</td> <td>249.6</td> </tr> <tr> <td>県 道</td> <td>67</td> <td>679.8</td> </tr> <tr> <td>市 町 道</td> <td>23,627</td> <td>8,468.3</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>23,702</td> <td>9,462.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(4) 道路交通危険箇所</p> <p>○ 平成 28 年 3 月末における市管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(平成 28 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>落石・崩壊</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>56</td> <td>31</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>88</td> <td>51</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>156</td> <td>91</td> <td>247</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第 2 節 災害予防計画</p>	道路の種類	路線数	実延長 (km)	高速自動車国道	2	65.2	一般国道	6	249.6	県 道	67	679.8	市 町 道	23,627	8,468.3	合 計	23,702	9,462.9	道路の種類	落石・崩壊	その他	合計	一般国道	12	9	21	主要地方道	56	31	87	一般県道	88	51	139	合 計	156	91	247
			道路の種類	路線数	実延長 (km)																																																																											
高速自動車国道	2	65.2																																																																														
一般国道	9	280.9																																																																														
県 道	65	680.9																																																																														
市 町 道	23,554	7549.0																																																																														
合 計	23,632	8576.0																																																																														
道路の種類	落石・崩壊	その他	合計																																																																													
一般国道	13	9	22																																																																													
主要地方道	56	31	87																																																																													
一般県道	88	51	139																																																																													
合 計	157	91	248																																																																													
道路の種類	路線数	実延長 (km)																																																																														
高速自動車国道	2	65.2																																																																														
一般国道	6	249.6																																																																														
県 道	67	679.8																																																																														
市 町 道	23,627	8,468.3																																																																														
合 計	23,702	9,462.9																																																																														
道路の種類	落石・崩壊	その他	合計																																																																													
一般国道	12	9	21																																																																													
主要地方道	56	31	87																																																																													
一般県道	88	51	139																																																																													
合 計	156	91	247																																																																													

浜松市地域防災計画 新旧対照表

279	大規模	3	(略)	(略)																															
			2 道路管理者等の防災体制の整備	2 道路管理者等の防災体制の整備																															
			<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>静岡気象台</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	静岡気象台	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>静岡地方気象台</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	静岡地方気象台	(略)	(略)	(略)																			
(略)	(略)																																		
静岡気象台	(略)																																		
(略)	(略)																																		
(略)	(略)																																		
静岡地方気象台	(略)																																		
(略)	(略)																																		
			(略)	(略)																															
			第1節 総則	第1節 総則																															
			(略)	(略)																															
			2 予想される事故と地域	2 予想される事故と地域																															
			(1) 事故の形態及び発生要因	(1) 事故の形態及び発生要因																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の形態</th> <th>内容</th> <th>発生要因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>列車事故</td> <td>列車衝突事故 列車脱線事故 列車火災事故</td> <td>・ 信号の故障等により列車が追突又は正面衝突 ・ 速度超過でカーブに進入し転覆脱線 ・ 地震により列車が持ち上げられて脱線 局地的な突風により列車が持ち上げられて脱線 ・ 線路上の置き石により脱線 ・ 電気系統の故障や車内に持ち込まれた可燃物等が燃焼</td> </tr> <tr> <td>踏切傷害事故</td> <td>踏切道において列車又は車両が通行人や通行車両などと衝突・接触したもの</td> <td>・ 踏切内で立ち往生していた自動車等が列車と衝突 ・ 自転車や歩行者が遮断機の降りている踏切に進入して列車と衝突</td> </tr> <tr> <td>鉄道人身事故</td> <td>列車又は車両の運転により人が死傷したもの</td> <td>・ プラットホームにおいて進入する列車に乗客が接触 ・ プラットホームから線路に乗客が転落して列車と衝突</td> </tr> <tr> <td>鉄道物損事故</td> <td>列車又は車両の運転により 500 万円以上の物損が生じたもの</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事故の形態	内容	発生要因	列車事故	列車衝突事故 列車脱線事故 列車火災事故	・ 信号の故障等により列車が追突又は正面衝突 ・ 速度超過でカーブに進入し転覆脱線 ・ 地震により列車が持ち上げられて脱線 局地的な突風により列車が持ち上げられて脱線 ・ 線路上の置き石により脱線 ・ 電気系統の故障や車内に持ち込まれた可燃物等が燃焼	踏切傷害事故	踏切道において列車又は車両が通行人や通行車両などと衝突・接触したもの	・ 踏切内で立ち往生していた自動車等が列車と衝突 ・ 自転車や歩行者が遮断機の降りている踏切に進入して列車と衝突	鉄道人身事故	列車又は車両の運転により人が死傷したもの	・ プラットホームにおいて進入する列車に乗客が接触 ・ プラットホームから線路に乗客が転落して列車と衝突	鉄道物損事故	列車又は車両の運転により 500 万円以上の物損が生じたもの	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の形態</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>列車衝突事故</td> <td>列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故</td> </tr> <tr> <td>列車脱線事故</td> <td>列車が脱線した事故</td> </tr> <tr> <td>列車火災事故</td> <td>列車に火災が生じた事故</td> </tr> <tr> <td>踏切障害事故</td> <td>踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故</td> </tr> <tr> <td>道路障害事故</td> <td>踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故</td> </tr> <tr> <td>鉄道人身障害事故</td> <td>列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く）</td> </tr> <tr> <td>鉄道物損事故</td> <td>列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く）</td> </tr> </tbody> </table>	事故の形態	内容	列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故	列車脱線事故	列車が脱線した事故	列車火災事故	列車に火災が生じた事故	踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故	道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故	鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く）	鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く）
事故の形態	内容	発生要因																																	
列車事故	列車衝突事故 列車脱線事故 列車火災事故	・ 信号の故障等により列車が追突又は正面衝突 ・ 速度超過でカーブに進入し転覆脱線 ・ 地震により列車が持ち上げられて脱線 局地的な突風により列車が持ち上げられて脱線 ・ 線路上の置き石により脱線 ・ 電気系統の故障や車内に持ち込まれた可燃物等が燃焼																																	
踏切傷害事故	踏切道において列車又は車両が通行人や通行車両などと衝突・接触したもの	・ 踏切内で立ち往生していた自動車等が列車と衝突 ・ 自転車や歩行者が遮断機の降りている踏切に進入して列車と衝突																																	
鉄道人身事故	列車又は車両の運転により人が死傷したもの	・ プラットホームにおいて進入する列車に乗客が接触 ・ プラットホームから線路に乗客が転落して列車と衝突																																	
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により 500 万円以上の物損が生じたもの	—																																	
事故の形態	内容																																		
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故																																		
列車脱線事故	列車が脱線した事故																																		
列車火災事故	列車に火災が生じた事故																																		
踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故																																		
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故																																		
鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く）																																		
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く）																																		
280	大規模	3	第2節 災害予防計画	第2節 災害予防計画																															

浜松市地域防災計画 新旧対照表

327	大規模	7	<p>(略)</p> <p>2 鉄道交通の安全確保</p> <p>○ 各鉄道事業者は、列車の安全運行確保のために教育を徹底し、事故発生の防止に努めるとともに、一般公衆に対する啓発を積極的に行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鉄道妨害の防止</td> <td>・ <u>各鉄道事業者は、各社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 防災関係機関の体制</p> <p>(略)</p> <p>【特記事項】</p> <p>《情報の収集・伝達》</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警戒区域の設定、現場警戒及び避難</td> <td>市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物資の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難勧告・避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	鉄道妨害の防止	・ <u>各鉄道事業者は、各社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	警戒区域の設定、現場警戒及び避難	市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物資の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難勧告・避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>2 鉄道交通の安全確保</p> <p>○ 各鉄道事業者は、列車の安全運行確保のために教育を徹底し、事故発生の防止に努めるとともに、一般公衆に対する啓発を積極的に行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>鉄道妨害の防止</td> <td>・ <u>各鉄軌道事業者は、列車妨害行為の危険性を周知するため、駅利用者へのPR 活動、小学校、自治体、鉄道警察隊等への協力依頼、線路巡回の強化、立て看板の設置、線路内立ち入り防護柵の点検整備等を実施する。</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 防災関係機関の体制</p> <p>(略)</p> <p>【特記事項】</p> <p>《情報の収集・伝達》</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警戒区域の設定、現場警戒及び避難</td> <td>市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物資の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難勧告・<u>避難指示(緊急)</u>を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	鉄道妨害の防止	・ <u>各鉄軌道事業者は、列車妨害行為の危険性を周知するため、駅利用者へのPR 活動、小学校、自治体、鉄道警察隊等への協力依頼、線路巡回の強化、立て看板の設置、線路内立ち入り防護柵の点検整備等を実施する。</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	警戒区域の設定、現場警戒及び避難	市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物資の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難勧告・ <u>避難指示(緊急)</u> を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。	(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)																												
鉄道妨害の防止	・ <u>各鉄道事業者は、各社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。</u>																															
(略)	(略)																															
(略)	(略)																															
警戒区域の設定、現場警戒及び避難	市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物資の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難勧告・避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。																															
(略)	(略)																															
(略)	(略)																															
(略)	(略)																															
鉄道妨害の防止	・ <u>各鉄軌道事業者は、列車妨害行為の危険性を周知するため、駅利用者へのPR 活動、小学校、自治体、鉄道警察隊等への協力依頼、線路巡回の強化、立て看板の設置、線路内立ち入り防護柵の点検整備等を実施する。</u>																															
(略)	(略)																															
(略)	(略)																															
警戒区域の設定、現場警戒及び避難	市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物資の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難勧告・ <u>避難指示(緊急)</u> を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。																															
(略)	(略)																															
(略)	(略)																															
			第1節 総則	第1節 総則																												

浜松市地域防災計画 新旧対照表

1 想定する災害と関係法令

(略)

- 都市ガス、危険物等の取扱い及び取締りに関する法令は次のとおりであり、災害が発生した場合は、関係法令に基づき対策を講じる。

種 別	法 令	許 可 等
(略)	(略)	(略)
火薬類	火薬類取締法	製造 経済産業大臣 販売 都道府県知事 煙火の消費 市町村長
(略)	(略)	(略)

(略)

3 関係機関の業務の大綱

- 防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

浜松市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物、<u>製造所</u>等の許認可 ・ <u>煙火の消費許可</u> ・ 災害発生時の消火、人命救助活動 ・ 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス、<u>火薬類事業者</u>の許認可
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス、<u>火薬類事業者</u>の保安指導 ・ 高圧ガス、<u>火薬類事故</u>の原因究明、再発防止指導 ・ 大規模事故発生時の危機管理対応 ・ 高圧ガス、危険物、<u>火薬類事故</u>発生時の国や関係機関との連絡調整
(略)	(略)

1 想定する災害と関係法令

(略)

- 都市ガス、危険物等の取扱い及び取締りに関する法令は次のとおりであり、災害が発生した場合は、関係法令に基づき対策を講じる。

種 別	法 令	許 可 等
(略)	(略)	(略)
火薬類	火薬類取締法	市町村長 (一部除く)
(略)	(略)	(略)

(略)

3 関係機関の業務の大綱

- 防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

浜松市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物、<u>火薬類事業者</u>等の許認可 ・ (削除) ・ 災害発生時の消火、人命救助活動 ・ 爆発事故、危険物事故、<u>火薬類事故</u>等の原因究明、再発防止指導 (新設)・<u>危険物、火薬類事業者等の保安指導</u> (新設)・<u>危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整</u>
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス事業者の許認可
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス事業者の保安指導 ・ 高圧ガス事故の原因究明、再発防止指導 ・ 大規模事故発生時の危機管理対応 ・ 高圧ガス、危険物事故発生時の国や関係機関との連絡調整
(略)	(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

328	大規模	7	<p>(略)</p> <p>第2節 災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>3 危険物・煙火の消費</p> <p>○ 市は、危険物の製造、貯蔵、取扱等及び<u>煙火の消費</u>を法の基準に適合するよう指導又は命令により災害の発生を防止する。</p> <p>(略)</p> <p>4 火薬類</p> <p>○ 県は、火薬類の製造、販売、消費等を法の基準に適合するよう指導又は命令により災害の発生を防止する。</p> <p>○ 県は、状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させる。</p> <p>○ 事業者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理知識の向上を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>3 危険物</p> <p>○ 市は、危険物の製造、貯蔵、取扱等を法の基準に適合するよう指導又は命令により災害の発生を防止する。</p> <p>(略)</p> <p>4 火薬類</p> <p>○ 市は、火薬類の製造、販売、消費等を法の基準に適合するよう指導又は命令により災害の発生を防止する。</p> <p>○ 市は、状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させる。</p> <p>○ <u>関係団体は</u>、事業者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理知識の向上を図る。</p> <p>(略)</p>
329	大規模	7	<p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 市の体制</p> <p>(1) 火薬類</p> <p>○ <u>爆発又はそのおそれがあると判断したときは</u>、関係機関と連携をとり、販売業者、消費者その他火薬を取扱う者に対して、火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。</p> <p>○ <u>火災警戒区域を設定し、立ち入りの制限若しくは禁止又は退去を命じる。また、消防車両及び消防用資機材を活用して、災害の防御又は災害の拡大を防止を行う。</u></p> <p>○ <u>爆発又はそのおそれがあると認めたときは</u>、関係機関と連携をとるとともに消防車両及び消防用資機材を活用して、消防の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大</p>	<p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 市の体制</p> <p>(1) 火薬類</p> <p>○ 爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとり、<u>製造業者、販売業者、消費者</u>その他火薬を取扱う者に対して、火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。</p> <p>○ <u>爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに火災警戒区域を設定し、立ち入りの制限若しくは禁止又は退去を命じる。</u></p> <p>○ 爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携をとるとともに消防車両及び消防用資機材を活用して、消防の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大防止を行</p>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

344	大規模	9	<p>防止を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>3 大規模停電時に備えた<u>資器材</u>等の整備</p> <p>○ 中部電力株式会社等は、大規模な停電時に的確な応急・復旧活動を行うことができるよう、 資機材の整備に努める。</p>	<p>う。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>3 大規模停電時に備えた<u>資器機材</u>等の整備</p> <p>○ 中部電力株式会社等は、大規模な停電時に的確な応急・復旧活動を行うことができるよう、 資機材の整備に努める。</p>
-----	-----	---	--	---